

富山県の廃棄物

[平成28年度版]

富山県生活環境文化部環境政策課

目 次

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要

- (1) 「とやま廃棄物プラン」の推進…………… 1
- (2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動…………… 1

II 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況

- (1) ごみ処理状況の推移…………… 3
- (2) ごみの収集及び処理状況…………… 4
 - ア. 計画処理区域の状況…………… 4
 - イ. ごみ収集の状況…………… 4
 - ウ. ごみの収集形態別収集量…………… 4
 - エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合…………… 5
 - オ. ごみ処理の状況…………… 6
- (3) 施設整備状況…………… 7
 - ア. ごみ焼却施設…………… 7
 - イ. 粗大ごみ処理施設…………… 8
 - ウ. ごみ固形燃料化施設…………… 9
 - エ. 廃棄物再生利用施設…………… 9
 - オ. 最終処分場（埋立処分）…………… 9
- (4) ダイオキシン類対策…………… 10

2. し尿処理の状況

- (1) し尿処理状況の推移…………… 11
- (2) し尿の収集及び処理状況…………… 11
 - ア. 計画処理区域の状況…………… 11
 - イ. し尿の収集形態別収集量…………… 12
 - ウ. し尿の処理状況…………… 12
- (3) し尿処理施設整備状況…………… 14
- (4) 浄化槽…………… 15
 - ア. 浄化槽の設置基数…………… 15
 - イ. 法定検査の受検の状況…………… 15
 - ウ. 11条検査の受検率向上の取組み…………… 16

3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	18
(2) 一般廃棄物処理業者	18
(3) 事業経費	19
(4) 年間一人当たりのごみ処理経費	23

III 産業廃棄物の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等	25
(2) 産業廃棄物の処理処分状況	27
(3) 多量排出事業者の状況	28
(4) 県外産業廃棄物の搬入状況	28
(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況	29
ア. PCB廃棄物の保管状況	29
イ. PCB廃棄物の処理状況	29

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可	30
(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度	30

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

4. 産業廃棄物対策

(1) 監視・指導	33
(2) 不法投棄防止対策	34
ア. 不法投棄の監視と適正処理の啓発	34
イ. 不用品回収業者への対応	34
ウ. 不適正処理等の現状	34
(3) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策	35

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業	37
(2) とやまエコ・ストア制度	38
ア. 制度の概要	38
イ. レジ袋削減10億枚達成記念キャンペーンの実施	39

ウ. レジ袋削減 10 億枚達成記念プレミアム商品券の発行	40
エ. 登録店の 27 年度の実績	40

2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法	41
(2) 家電リサイクル法	42
(3) 小型家電リサイクル法	43
(4) 建設リサイクル法	44
(5) 食品リサイクル法	45
(6) 自動車リサイクル法	45
(7) パソコンのリサイクル	45

3. 富山市エコタウン事業

(1) 第 1 期事業	46
(2) 第 2 期事業	46

4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動	47
(2) 住民等への助成制度	47
(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置	48

V 県土美化の推進

1. 県土美化推進事業の概要

(1) 県土美化推進運動	49
(2) アダプト・プログラム実施状況	50
(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等	51
(4) 海岸漂着物対策の推進	52

コラム G 7 富山環境大臣会合の概要・成果	54
------------------------	----

コラム 循環型社会づくりのための先進的な取り組みの推進	56
-----------------------------	----

【資料編】	57
-------	----

【参考資料】

1. 市町村担当課	95
2. 一部事務組合	95

3. 一部事務組合の構成市町村	96
4. ごみ処理施設	
(1) ごみ焼却施設	98
(2) 粗大ごみ処理施設	100
(3) ごみ固形燃料（RDF）化施設	102
(4) 廃棄物再生利用施設	104
(5) 最終処分場（埋立処分）	106
5. し尿処理施設	112
6. コミュニティ・プラント	115
7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	116
8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要	117

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要

(1) 「とやま廃棄物プラン」の推進

廃棄物の排出抑制及び循環的利用を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、「ごみゼロ・プラン」と「産業廃棄物処理計画」を統合し、平成 15 年 3 月に「とやま廃棄物プラン」を策定し、24 年 3 月に計画の改定を行った。

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく法定計画であり、国の廃棄物処理基本方針に沿って策定したもので、一般廃棄物と産業廃棄物を対象としてこれらの排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしている。

県ではこれまで、計画に基づき、富山県の特性に応じた富山県らしい循環型社会づくりに向け、全国初の県内全域でのレジ袋の無料配布廃止に加え、資源回収や低炭素化の取組み等を行う「とやまエコ・ストア制度」の推進、ごみ処理施設の広域化の推進、国に先駆けて実施した使用済小型家電リサイクル等の推進、産業廃棄物の排出抑制・減量化対策をまとめたマニュアルの作成と周知、P C B 廃棄物の適正処理の推進、関係機関が連携した廃棄物の不法投棄対策など、各種施策に積極的に取り組んできた。

こうした中、現行計画の期間が 27 年度末までとなっており、また、国における廃棄物処理制度の見直しや災害廃棄物の処理、地球温暖化問題等への対応など、廃棄物を取り巻く状況が変化していることから、27 年度は、県内の廃棄物の排出・処理の実態等を踏まえ、計画の改定を検討した*。

今後とも、県民、事業者、行政等が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを一層推進していくこととしている。

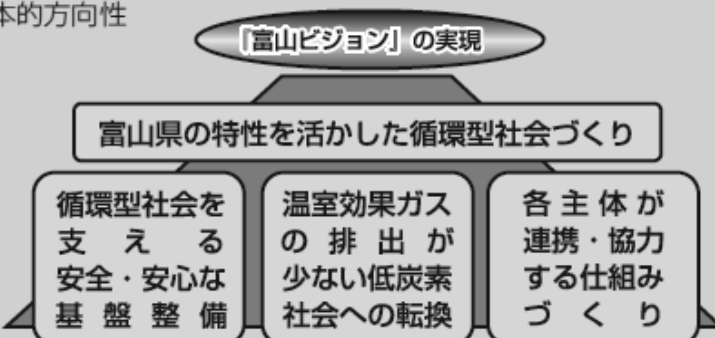
とやま廃棄物プランの概要は図 1-1 のとおりである。

※28 年 9 月に「とやま廃棄物プラン」の改定を行った。

(2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動

県民総参加で循環型社会の構築を図るため、県民団体、事業者団体、報道機関、行政機関など 116 団体で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、廃棄物の発生抑制や循環的利用及び適正処理に取り組む「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、27 年 10 月に富山市において「ごみゼロ推進県民大会」を開催した。

図1-1 とやま廃棄物プランの概要

趣旨 位置付け	①県民総ぐるみで循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ②廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画																								
計画期間	23～27年度までの5年間																								
目指す姿 と施策の 方向性	<p>●本県の目指すべき循環型社会の姿：「富山ビジョン」 全ての県民、事業者が、可能な限り廃棄物の排出を抑制し、排出されたものは地域内での循環的利用に積極的に取り組むとともに、循環的利用ができないものは環境負荷に配慮して適正に処理を行うなど、自らが、またはそれぞれが連携・協力して、富山県の実情に応じた富山県らしい循環型社会づくりに向け積極的に行動していること</p> <p>●施策の基本的方向性</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>●計画の目標（平成27年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">〈一般廃棄物〉</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">〈産業廃棄物〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">排出量</td> <td style="text-align: center;">398千 t 【19年度比▲5%】</td> <td style="text-align: center;">排出量</td> <td style="text-align: center;">4,879千 t 【19年度比+1%】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再生利用量 (再生利用率)</td> <td style="text-align: center;">99千 t (25%)</td> <td style="text-align: center;">再生利用量 (再生利用率)</td> <td style="text-align: center;">1,952千 t (40%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最終処分量 (最終処分率)</td> <td style="text-align: center;">38千 t (10%) 【19年度比▲22%】</td> <td style="text-align: center;">減量化量 (減量化率)</td> <td style="text-align: center;">2,740千 t (56%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">減量化・ 再生利用率</td> <td style="text-align: center;">96%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">最終処分量 (最終処分率)</td> <td style="text-align: center;">187千 t (4%) 【19年度比▲38%】</td> </tr> </tbody> </table>	〈一般廃棄物〉		〈産業廃棄物〉		排出量	398千 t 【19年度比▲5%】	排出量	4,879千 t 【19年度比+1%】	再生利用量 (再生利用率)	99千 t (25%)	再生利用量 (再生利用率)	1,952千 t (40%)	最終処分量 (最終処分率)	38千 t (10%) 【19年度比▲22%】	減量化量 (減量化率)	2,740千 t (56%)			減量化・ 再生利用率	96%			最終処分量 (最終処分率)	187千 t (4%) 【19年度比▲38%】
〈一般廃棄物〉		〈産業廃棄物〉																							
排出量	398千 t 【19年度比▲5%】	排出量	4,879千 t 【19年度比+1%】																						
再生利用量 (再生利用率)	99千 t (25%)	再生利用量 (再生利用率)	1,952千 t (40%)																						
最終処分量 (最終処分率)	38千 t (10%) 【19年度比▲22%】	減量化量 (減量化率)	2,740千 t (56%)																						
		減量化・ 再生利用率	96%																						
		最終処分量 (最終処分率)	187千 t (4%) 【19年度比▲38%】																						
富山県らしい循環型社会づくりのための推進施策	①富山県の実情を活かした循環型社会づくり ・ 廃棄物の排出抑制・再使用の推進 ・ 廃棄物の再生利用の推進 ・ 地域活性化にも寄与する地域循環圏の形成 ②循環型社会を支える安全・安心な基盤整備 ・ 適切な廃棄物処理体制の確保 ・ 廃棄物処理の高度化・効率化 ・ 不適正処理防止対策の推進 ③温室効果ガスの排出が少ない低炭素社会への転換 ④各主体が連携・協力する仕組みづくり ・ 県民総ぐるみによる3Rの推進 ・ 環境教育や普及啓発の推進																								

Ⅱ 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況

(1) ごみ処理状況の推移

近年、経済の低成長が続くとともに省資源・省エネルギーが進むなか、廃棄物については、量的には横ばいの状況であるが、生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には、多種・多様になってきている。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚泥、がれき類、木くず、鋳さいなどの産業廃棄物に大別される。

一般廃棄物については、市町村が処理計画を策定し、計画的に収集し、処理することとなっている。

ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備については、更新時期を迎えつつある中、既存の施設を有効利用する観点から、施設の長寿命化を図ることが進められている。また、ごみ処理に合わせて、高効率な発電や温水プールでの余熱利用などのエネルギーの有効利用や、金属回収、肥料化などの再資源化も進められている。

県下のごみ処理状況の推移は図-1のとおりであり、26年度のごみ処理量は38万2千tとなっている。

県民1人1日当たりのごみ排出量は表-1のとおりであり、26年度で1,042g(26年度の全国平均は947g)となっている。なお、23年度から増加しているのは、一部の市で民間処理事業者での処理量が新たに集計に加わったためである。

図-1 ごみ処理状況の推移

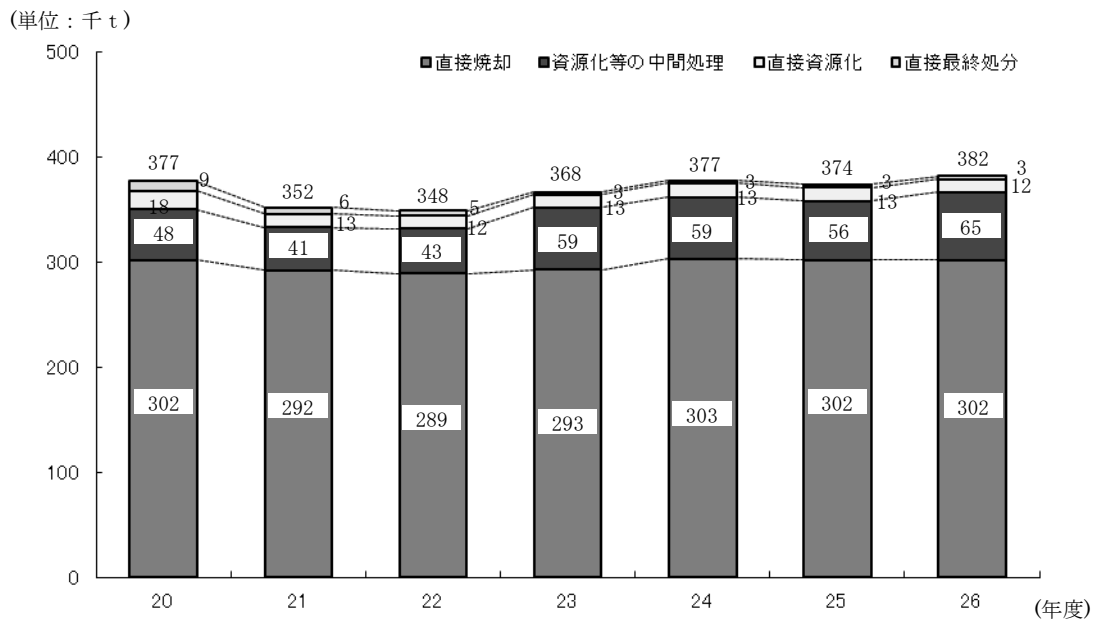


表-1 1人1日当たりのごみ排出量*の推移

(単位：g/人日)

年度	20	21	22	23	24	25	26
富山県	1,009	969	956	1,004	1,024	1,017	1,042
全国	1,033	994	976	976	964	958	947

*1人1日当たりのごみ排出量 = (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量) ÷ 総人口 ÷ 365 又は 366

(2) ごみの収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

県下の計画処理区域人口は、廃棄物処理法の改正により、4年度から市町村の全域が計画処理区域となったため、総人口が計画処理区域内人口となり、26年度では、108万6千人であった。

イ. ごみ収集の状況

ごみ収集については、全市町村で実施されており、計画収集人口は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとも総人口の108万6千人となっている。

<分別収集の状況>

分別収集は、全市町村で実施しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの分別を行っている。

・可燃ごみ

収集は、全市町村で週2～3回実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

・不燃ごみ

収集は、全市町村で実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。
乾電池、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物については、分別収集・一時保管等地域の実情に応じた措置がとられている。なお、ボタン型電池については、国・県からの要請に基づき関係業界による回収が行われている。

・資源ごみ

資源ごみの収集は、全市町村で実施している。

・粗大ごみ

粗大ごみとしての収集は、6市町で実施している。
収集方式は5市町でステーション方式、1町で各戸収集を採用している。

ウ. ごみの収集形態別収集量

26年度におけるごみの収集量は約33万7千tで、これを収集形態別に見ると表-2のとおり、市町村直営によるものが約7万t(20.7%)、委託業者によるものが約17万t(50.4%)、許可業者によるものが約9万7千t(28.9%)である。

なお、事業者等が処理施設に自ら持ち込む直接搬入ごみは、約4万5千tである。

表-2 ごみの収集形態別収集量(26年度)

(単位：t/年)

収集形態	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	計	直接搬入ごみ
収集総量	281,454	16,166	38,089	955	399	337,063	44,503
内訳	直営	62,017	3,174	4,236	0	69,792	—
	委託	134,847	11,519	22,582	875	169,857	—
	許可	84,590	1,473	11,271	80	97,414	—
自家処理量	0						

エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物のうち、オフィスで発生する紙くずなどの事業系ごみについては、主に許可業者により収集されており、26年度における収集量は、図-2のとおり約13万3千tと収集量の32.3%を占めている。

また、収集量に占める事業系ごみの割合の推移は図-3のとおりである。

図-2 生活系ごみと事業系ごみの割合(26年度)

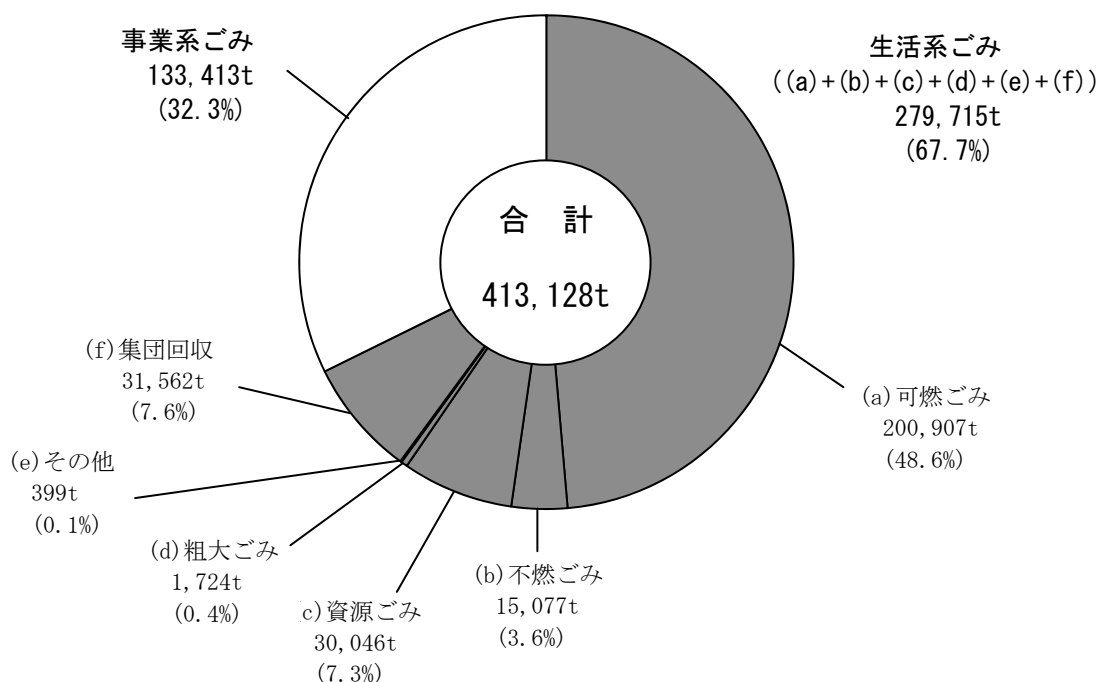
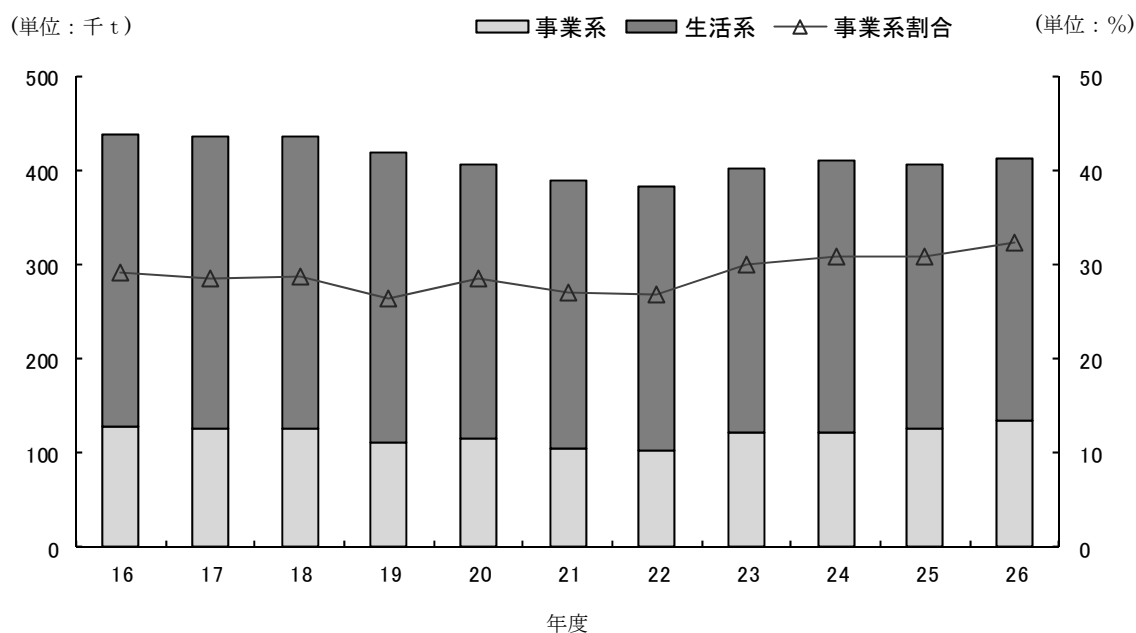


図-3 生活系ごみと事業系ごみの割合の推移

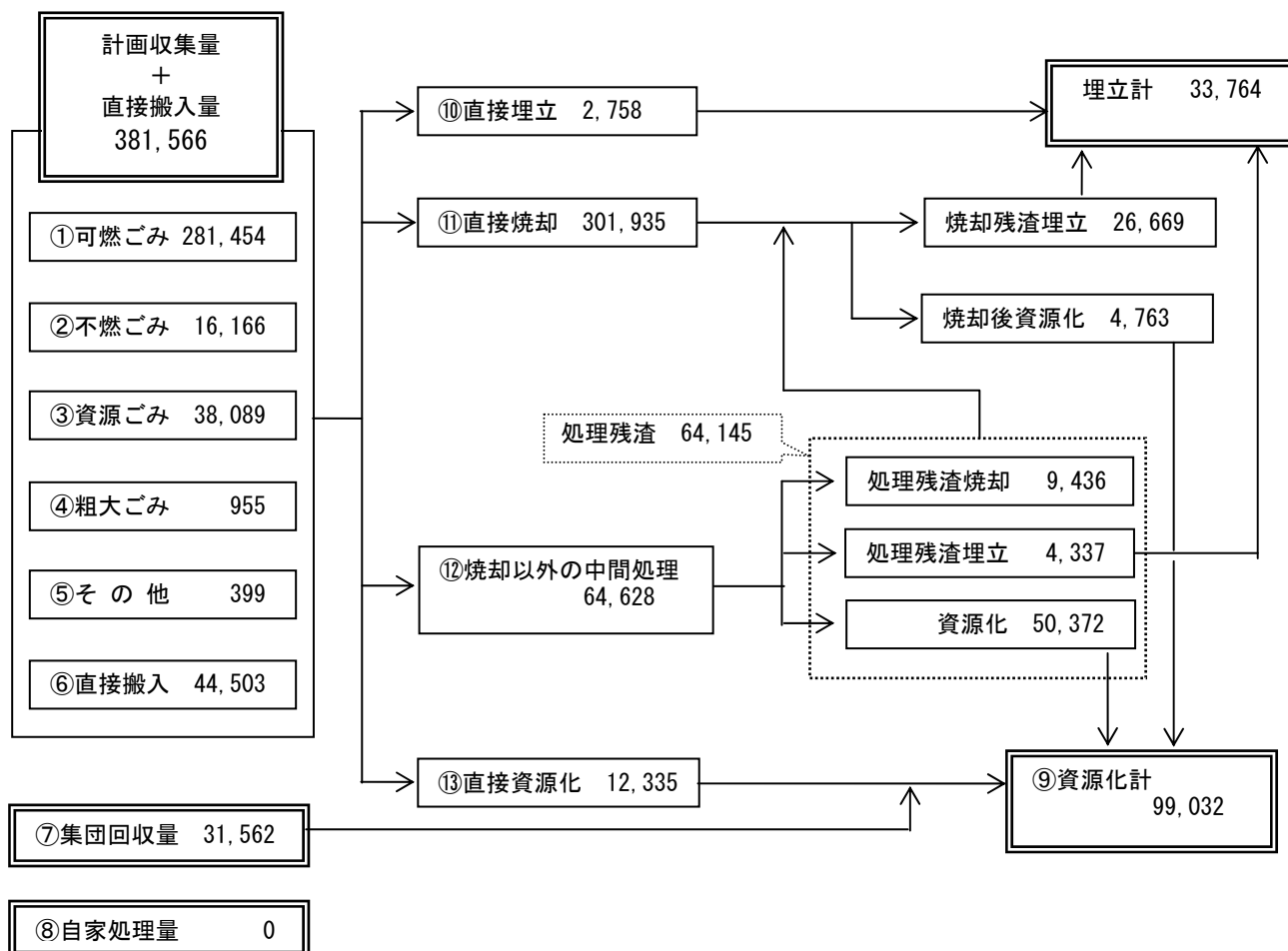


※集団回収は生活系ごみに分類

オ. ごみ処理の状況

26年度におけるごみの処理状況は、**図-4**、**表-3**のとおりで、リサイクル率（再生利用率）の推移は**表-4**のとおりである。リサイクル率が23年度から上昇しているのは、一部の市で民間処理業者での処理量が新たに加わり、そのほとんどがリサイクルされたことが要因として考えられる。

図-4 26年度ごみ処理状況（単位：t）



計画収集人口	1,086,315 人
自家処理人口	0 人
総人口	1,086,315 人

- ・ ごみ総排出量：①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=413,128 t /年
- ・ 1人1日当たりのごみ排出量：(ごみ総排出量) / (総人口) / 365日 = 1,042 g /人・日
- ・ ごみ総処理量：⑩+⑪+⑫+⑬=381,656 t /年
- ・ リサイクル率：総資源化量 (⑨) / (ごみ総処理量+集団回収量) (⑩+⑪+⑫+⑬+⑦) = 24.0 %

表-3 26年度ごみ処理状況

ごみ総処理量				集団回収量
	焼却等による減量化量	埋立量	資源化量	
381,656t	280,422t (73.5%)	33,764t (8.8%)	67,470t (17.7%)	31,562t
				総資源化量
				99,032t (リサイクル率 24.0%)

表-4 リサイクル率（再生利用率）の推移

(単位：%)

年 度	20	21	22	23	24	25	26
富山県	20.9	20.5	20.5	23.5	22.8	22.2	24.0
全 国	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6

(3) 施設整備状況

ア. ごみ焼却施設

県内におけるごみ焼却施設の整備状況は、表-5及び図-5のとおり5施設となっており、稼働中の焼却施設の能力は県内全体で1日当たり1,450.2tであり、市町村等が収集したものと直接搬入された可燃物（1日平均853t）を処理している。

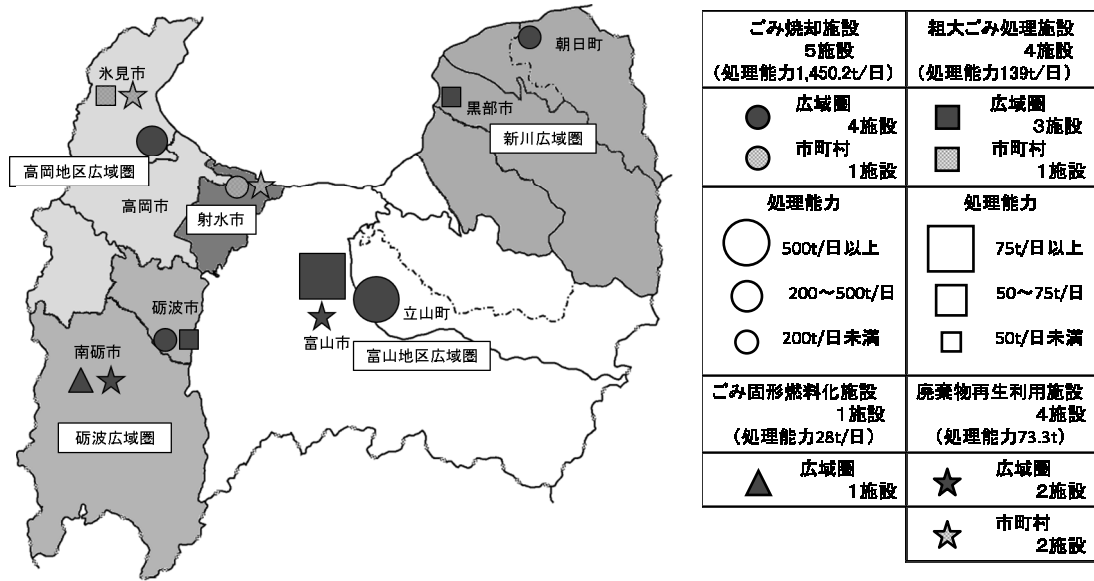
型式については、准連続炉が1施設、全連続炉が4施設であり、型式別の処理能力の合計は、准連続炉174t/日、全連続炉1,276.2t/日となっている。

表-5 ごみ焼却施設整備状況

(28年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型 式	能力 (t/日)	発電能力 (kW)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810	20,000
高 岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高 岡 広 域 エコ・クリーンセンター	全連続	255	4,600
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エ コ ぽ ～ と	准連続	174	—
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み	全連続	73.2	—
	射水市	クリーンピア射水	全連続	138	1,470
計		5施設	—	1,450.2	—

図-5 ごみ処理施設の状況



イ. 粗大ごみ処理施設

県内における粗大ごみ処理施設の整備状況は、表-6及び図-5のとおりで、収集された不燃ごみ等について破碎や圧縮等の処理を行っている。これら4施設の1日当たりの処理能力は139tである。

表-6 粗大ごみ処理施設整備状況

(28年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンターと なみ粗大ごみ処理プラント	破碎・選別・圧縮	9
計		4施設		139

ウ. ごみ固形燃料化施設

県内における固形燃料化施設の整備状況は、表-7のとおり1施設であり、1日当たりの処理能力は28tである。

表-7 ごみ固形燃料化施設整備状況

(28年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター (24年10月から休止中)	固形燃料化	28

エ. 廃棄物再生利用施設

県内における廃棄物再生利用施設の整備状況は、表-8のとおり4施設であり、1日当たり処理能力は73.3tである。

表-8 廃棄物再生利用施設整備状況

(28年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力 (t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	選別・圧縮	8
	射水市	ミライクル館(処理棟)	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4施設		73.3

オ. 最終処分場(埋立処分)

県内における最終処分場の整備状況は、表-9のとおり11施設であり、施設規模は総面積63万1千m²、埋立面積18万5千m²、埋立容量204万m³となっている。

埋立残余容量は59万m³であり、27年度のごみ埋立量2万4千m³から推定すると27年度末で約24.7年の残余年数がある。(全国では26年度末で20.1年間)

表-9 最終処分場整備状況

(28年4月1日現在)

広域圏	市町村・ 一部事務 組 合	名 称	全体面積 (m ²)	埋立 面積 (m ²)	埋立 容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
富 山	富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	88,056
高 岡	高岡市	不燃焼物処理場 (B 地区)	234,800*	25,000	259,000	12,100
		不燃焼物処理場 (D 地区)		12,900	115,000	91,100
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	66,021
	小矢部市	不燃焼物処理場	23,900	17,900	135,000	79,218
新 川	新川広域圏事 務組合	新川一般廃棄物最終 処分場	27,000	12,000	165,262	108,716
		宮沢清掃センター埋 立地	31,558	20,990	216,200	1,000
		宮沢清掃センター新 最終処分場	45,239	3,300	54,000	51,235
砺 波	砺波広域圏事 務組合	クリーンセンターと なみ一般廃棄物最終 処分場	77,651	10,500	57,000	19,878
		南砺リサイクルセン ター埋立地	19,295	3,180	31,800	7,967
	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	61,097
計		11 施設	630,933	184,870	2,038,262	586,118

※ A、B、C、D地区の合計 (A、C地区は埋立終了)

(4) ダイオキシン類対策

27年度の県内のごみ焼却施設(市町村等設置の5施設)におけるダイオキシン類排出濃度の調査結果は表-10のとおりであり、すべての施設で大気排出基準を下回っていた。

表-10 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果 (27年度)

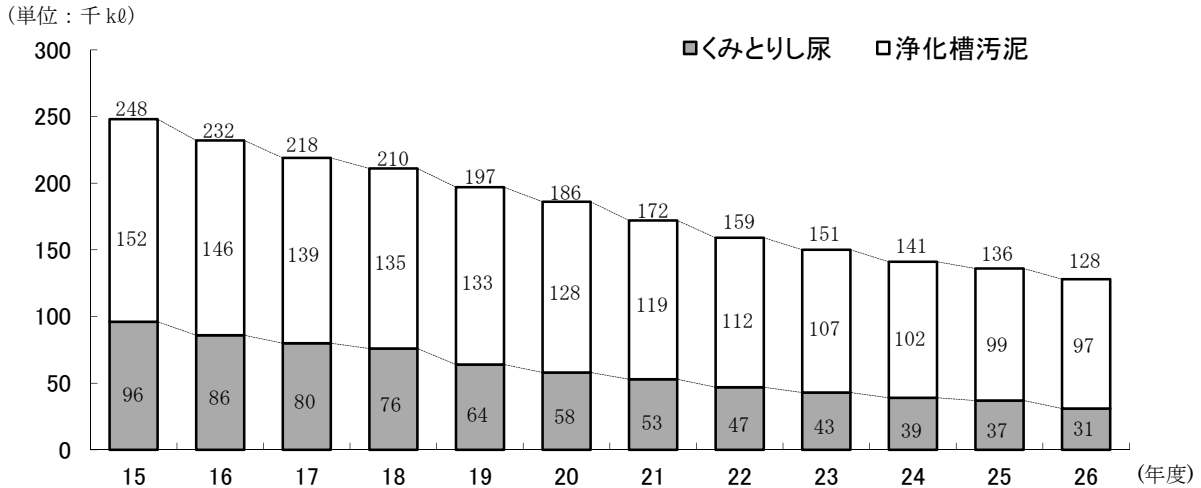
施 設 名 称	排 出 濃 度 (ng-TEQ/m ³ N)	大 気 排 出 基 準 (ng-TEQ/m ³ N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0.000019~0.00032	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	0.0000075~0.00062	0.1
新川広域圏事務組合 エコぼ〜と	0.0066~0.28	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.59~1.8	5
射水市 クリーンピア射水	0.0023~0.0051	5

2. し尿処理の状況

(1) し尿処理状況の推移

県内のし尿計画処理量の推移は、図-6のとおりで、近年は減少傾向にあり、26年度には12万8千klとなっている。

図-6 し尿処理状況の推移



(2) し尿の収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

26年度のし尿の計画収集人口は約4万3千人(4.0%)で、これに水洗化人口約104万3千人(96.0%)を加えた衛生処理人口は約108万6千人と総人口の100%となっている。

図-7 計画処理区域の状況

(26年10月1日現在)

総人口 1,086,315人		
水洗化人口 1,043,378人 (96.0%)		非水洗化人口 42,937人 (4.0%)
公共下水道人口 838,959人 (77.2%)	浄化槽等人口 204,419人 (18.8%)	し尿計画 収集人口 42,937人 (4.0%)
衛生処理人口 1,086,315人 (100%)		

イ. し尿の収集形態別収集量

26年度におけるし尿の収集量は、約12万8千kℓで、これを収集形態別にみると表-11のとおり、委託業者によるもの約3万6千kℓ(28.4%)、許可業者によるもの約9万kℓ(70.4%)などであった。

なお、自家処理量は0kℓであった。

表-11 し尿の収集形態別収集量(26年度)

(単位：kℓ/年)

区 分		し 尿	浄 化 槽 汚 泥	計
収 集 量		30,892	97,156	128,048
収 集 形 態 別	直 営	0	1,530	1,530
	委 託	19,662	16,754	36,416
	許 可	11,230	78,872	90,102
自 家 処 理 量		0	0	0

ウ. し尿の処理状況

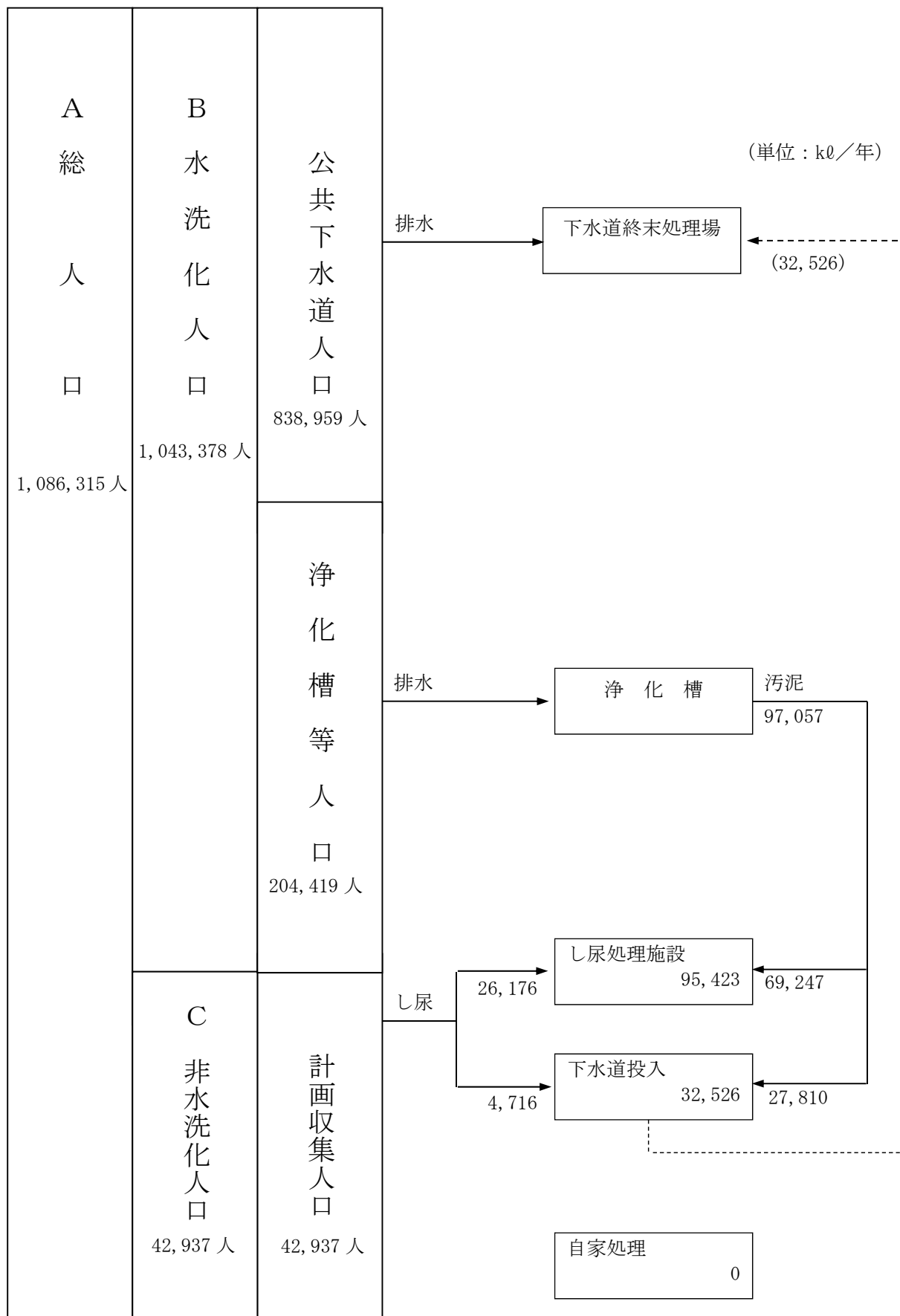
26年度におけるし尿の処理状況は、表-12及び図-8のとおりで、処理量約12万8千kℓのうち、約9万5千kℓ(74.6%)がし尿処理施設で、残り約3万3千kℓ(25.4%)が下水道で処理されている。なお、海洋投入及び農地還元は行われていない。

表-12 し尿の処理状況(26年度)

(単位：kℓ/年)

処 理 区 分	し 尿	浄 化 槽 汚 泥	計
し 尿 処 理 施 設	26,176	69,247	95,423
下 水 道 投 入	4,716	27,810	32,526
計	30,892	97,057	127,949

図-8 し尿処理フローチャート(26年度)



(3) し尿処理施設整備状況

県内におけるし尿処理施設の整備状況は、表-13 のとおり7施設となっており、処理能力は県内全体で1日当たり531kℓであり、委託業者や許可業者等が収集した1日当たり平均収集量351kℓに対して十分な処理能力が確保されている。

処理方式については、高負荷脱窒素方式2施設、消化・活性汚泥方式3施設、固液分離方式2施設となっている。

処理能力については、高負荷脱窒素方式が149kℓ/日、消化・活性汚泥方式が242kℓ/日などとなっている。

表-13 し尿処理施設整備状況

(28年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	処理方式	能力(kℓ/日)
富山	富山市	つばき園	固液分離 (浄化槽汚泥専用)	90
	富山地区広域圏事務組合 〔富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町〕	衛生センター し尿処理棟	低二段 活性汚泥	60
		衛生センター 汚泥処理棟	固液分離	50
高岡	高岡市	し尿処理施設	好気性 消化処理	66
	氷見市	クリーン センター	高負荷 脱窒素	45
砺波	砺波地方衛生施設組合 〔高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市〕	クリーンシス テムとなみ	膜分離 高負荷 脱窒素	104
	射水市	衛生センター	二段 活性汚泥	116
計		7施設		531

(4) 浄化槽

ア. 浄化槽の設置基数

生活水準の向上に伴い、水洗化の要請が高まり、特に下水道の整備が遅れている地域では、急速に浄化槽が普及したため、放流水による公共用水域の汚濁防止対策に十分な配慮が必要となった。

このため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制並びに関係業者の責任と業務の明確化及び地位の確立を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を推進することを目的として、浄化槽法(昭和58年法律第43号)が制定され、昭和60年10月1日から施行されている。

県内における浄化槽設置数の推移は図-9のとおりであり、平成7年度の115,678基をピークに減少し、26年度は50,793基となっている。

また、12年6月には浄化槽法が改正され、13年4月以降に浄化槽を新設する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置することが義務付けられている。

県内における単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移は図-10のとおりであり、5年度で3.5%であった合併浄化槽の割合が26年度では26.8%に向上している。

図-9 浄化槽設置数の推移

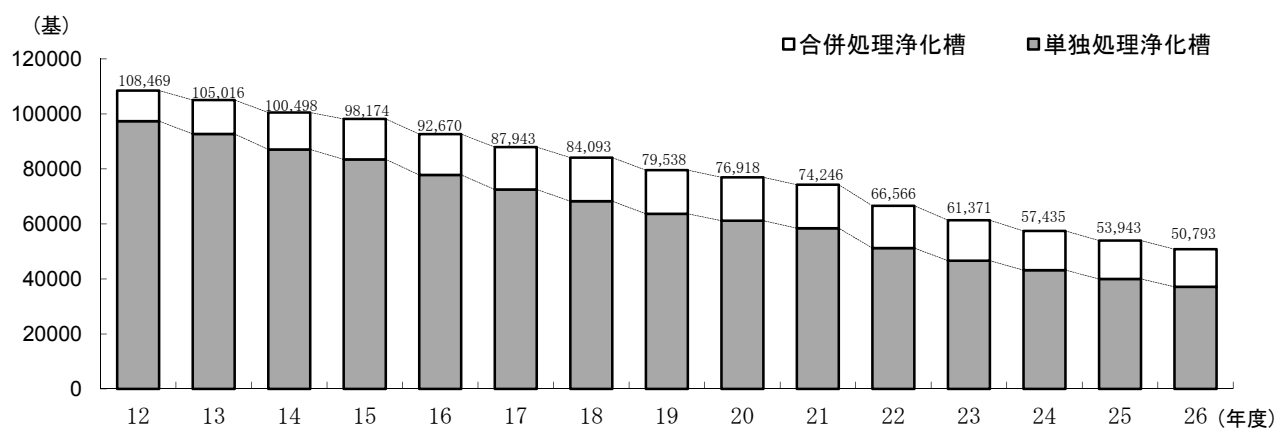
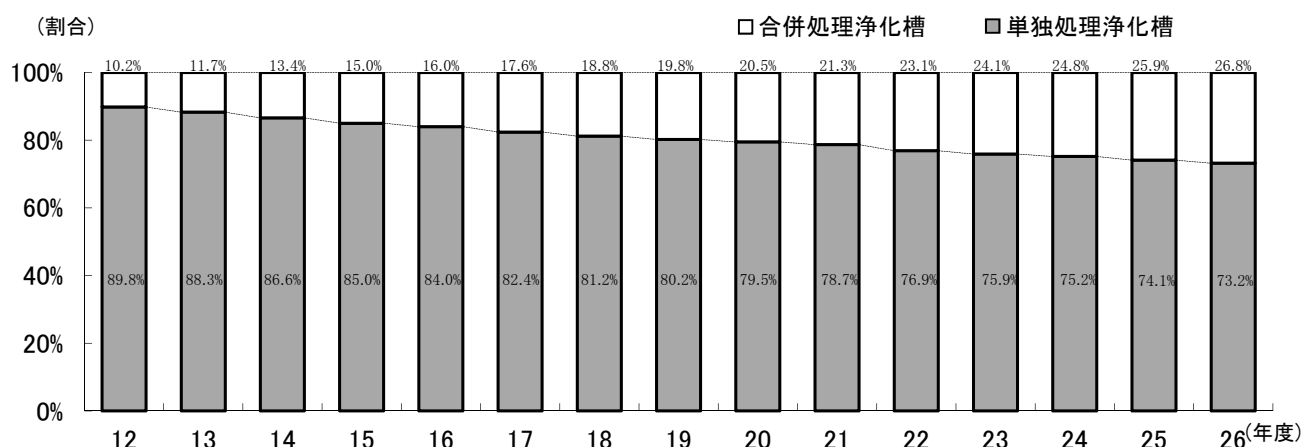


図-10 単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移

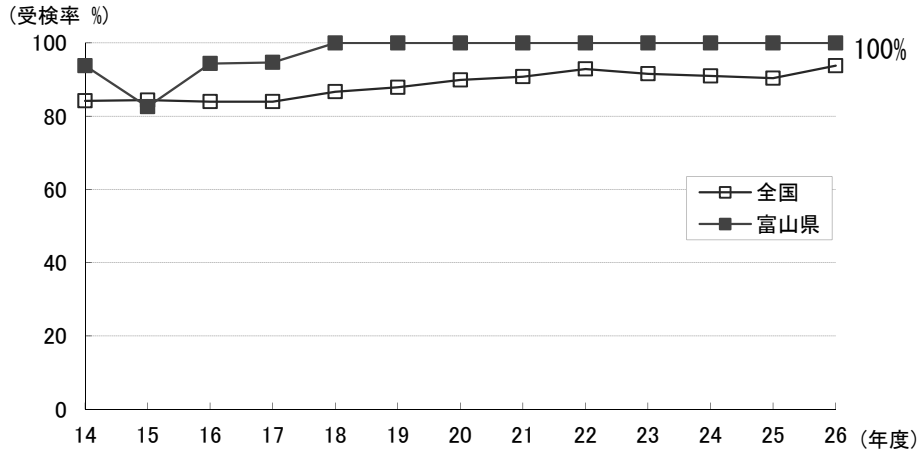


イ. 法定検査の受検の状況

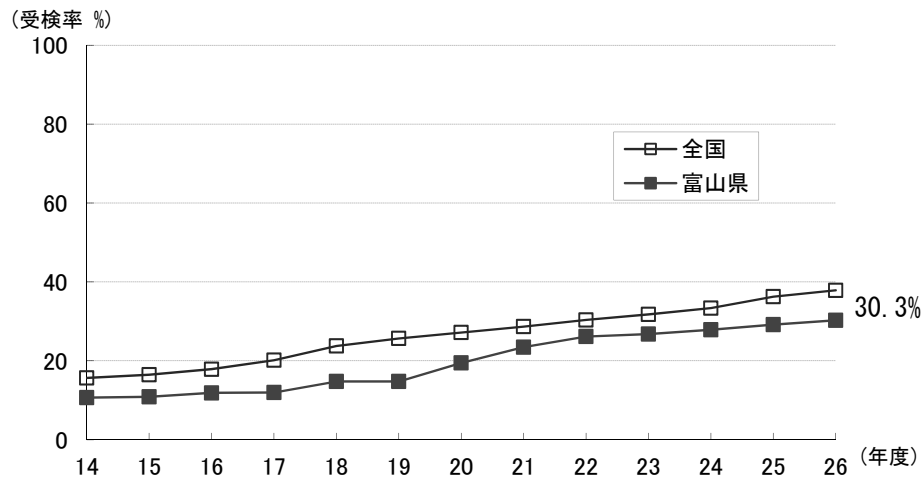
浄化槽法で定められている法定検査受検率の推移は図-11のとおりであり、7条検査については、18年度以降、県内受検率は100%を維持しているが、11条検査については、全国平均を下回っている。

図-11 浄化槽法定検査受検率の推移

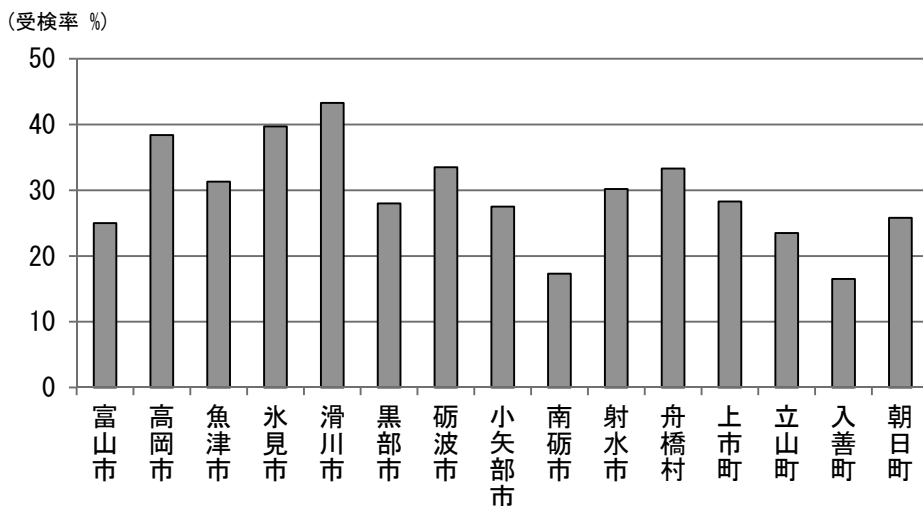
① 7条検査



② 11条検査



③ 市町村別の11条検査受検率 (26年度)



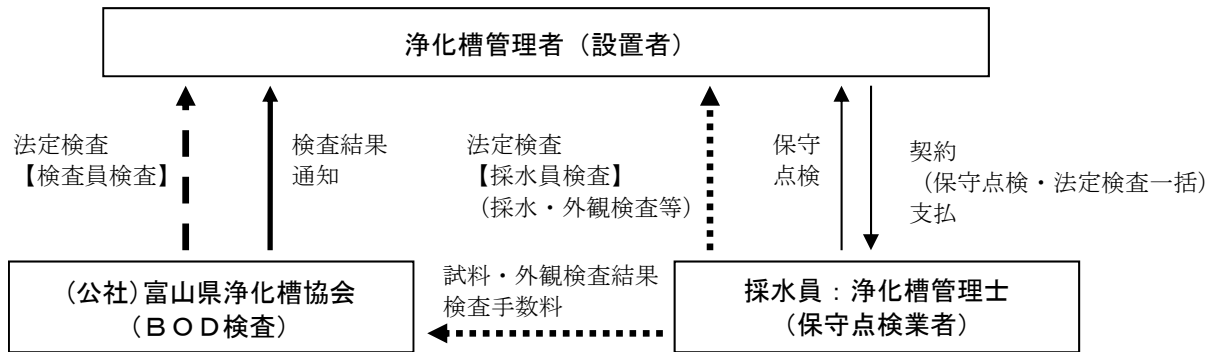
ウ. 11条検査の受検率向上の取組み

11条検査については、低迷する受検率の向上のため、20年度に採水員検査などの簡易検査を導入するとともに、21年度からは国の基金も活用し、未受検者への案内・リーフレットの送付、戸別訪問による受検依頼等の啓発事業を展開してきたところである。

その結果、19年度までは15%に満たなかった受検率が、26年度には30.3%まで向上する

など一定の成果が得られたものの、依然として全国平均の37.9%（26年度）を下回っている。

採水員検査制度のイメージ



※ 採水員検査を受検している場合も、5年に1回は検査員検査を受けなければならない。

法定検査の受検を呼びかけるリーフレット

富山県生活環境文化部 環境政策課長通知 (抜粋)

浄化槽の適正な維持管理のお願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、生活排水による公共用水域の水質汚濁が問題となっており、この対策として浄化槽をはじめ、下水道等による排水処理が非常に有効なものとなっております。

しかし、浄化槽の持つ有効な機能を十分に発揮するには適正な維持管理が欠かせないため、浄化槽法において①法定検査 ②保守点検 ③清掃 について、方法や回数、受検義務等が定められております。

つきましては、貴殿が設置している浄化槽について、適正な維持管理に努められ、水質汚濁防止にご協力いただきますようお願いいたします。

よくあるご質問

Q1 BOD（生物化学的酸素要求量）とはどんな指標ですか？
A1 水の汚れ（有機物）が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量で、BODが高ければ、それだけ汚れが多いと言えます。

Q2 法定検査を受けるように言われましたが、必ず検査を受けなければならないか？
A2 毎年1回検査を受けなければなりません。
浄化槽設置者は、浄化槽が機能を十分発揮し、放流水質が悪くなって身近な生活環境の悪化等につながるようなことがないように、都道府県知事の指定する検査機関の定期検査を毎年1回受けることとされています。

Q3 法定検査を受けなければ罰則はありますか？
A3 法定検査を受けていない浄化槽の設置者に対して、県知事は指導及び助言、勧告、命令といった指導監督ができる規定が設けられました。
浄化槽の設置者が正当な理由がなく、この命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられます。

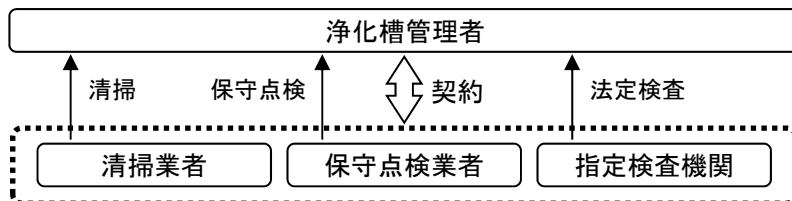
【浄化槽に関するご相談は】

名 称 (管轄市町村)	電話番号	名 称 (管轄市町村)	電話番号
富山県環境政策課	076-444-9618	(社)富山県浄化槽協会	076-421-1208
新川厚生センター(高岡市・入道町・新町)	0765-52-1225	新川厚生センター-魚津支所(魚津市)	0765-24-0357
中部厚生センター(津川市・上津市・山ノ内町)	076-472-1234	高岡厚生センター-奥津支所(奥津市)	0766-74-1780
高岡厚生センター-射野支所(射野市)	0766-56-2666	砺波厚生センター-小次郎支所(小次郎市)	0766-67-1070
砺波厚生センター(砺波市・高梁市)	0763-22-3511	高岡市地域安全課(高岡市)	0766-20-1352
富山市保健所(富山市)	076-428-1154		

26年度には、業者が実施する「保守点検」及び「清掃」と、指定検査機関が実施する「法定検査」の契約窓口や支払を一本化し、法定検査受検率の向上に資する「浄化槽一括契約制度」について、(公社)富山県浄化槽協会と連携して検討を行った。

検討にあたっては、全国の先進事例について調査するとともに、(公社)富山県浄化槽協会が設置したワーキンググループにおいて意見交換を行い、地域の実情に応じた望ましい制度の導入方法等について「浄化槽一括契約制度の導入に向けて」として取りまとめ、市町村や業界団体に対して説明会を実施し、制度の普及を図った。

一括契約制度のイメージ



3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、15市町村全てで制定されている。

27年度におけるごみの手数料のうち、一般家庭の可燃ごみについては、有料としているのが10市町で、残りの5市町村では無料となっている。また、事務所等から排出される事業系のごみについては、3市が収集運搬及び処分の手数料を定めており、直接搬入ごみについては、15市町村が手数料を定めている。

し尿の手数料については、一般家庭から手数料を徴収している。なお、6市町がし尿処理場受入手数料を負担している。

(2) 一般廃棄物処理業者

市町村、一部事務組合で法に基づいて委託又は許可した件数は、表-14のとおり708件で、このうち、ごみの許可が458件と最も多くなっている。

一般廃棄物処理業者数及びその従業員数は、表-15のとおり241業者、3,405人となっている。

表-14 許可、委託件数

(27年3月31日現在)

区 分		件 数	
ご み	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	136	
	許可 (廃棄物処理法第7条)	458	
し 尿	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	22	
	許可	し尿収集運搬業 (廃棄物処理法第7条)	49
		浄化槽清掃業 (浄化槽法第35条)	43
計		708	

表-15 一般廃棄物処理業者数及び従業員数

(27年3月31日現在)

業 者 数				従 業 員 数 (人) ※			
総 数	ごみ専業	し尿専業	兼 業	総 数	収集運搬	中間処理	最終処分
241	211	24	6	3,405	3,018	415	23

※従業員数について、同一人が兼務している場合、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれに重複して計上しているが、総数については従業員数の実数であるため、合計は合わない。

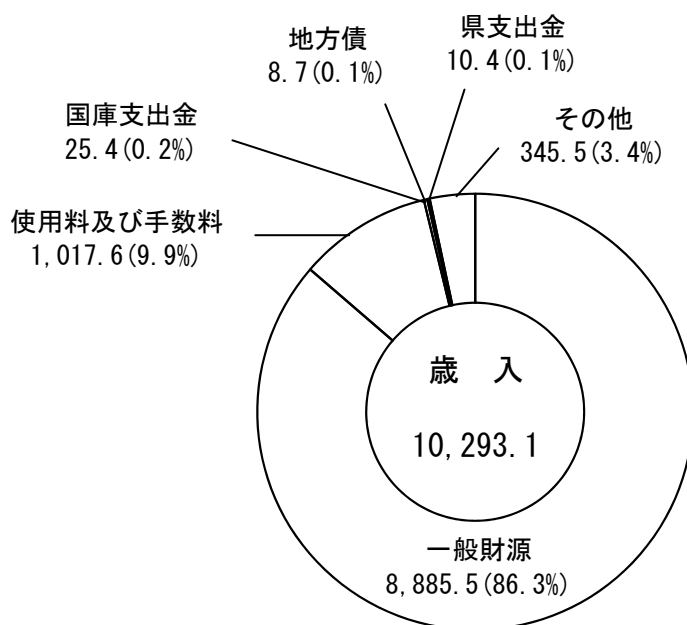
(3) 事業経費

26年度における廃棄物処理事業費の状況について、市町村の廃棄物処理事業経費は、図-12のとおりごみ関係が9,012百万円(87.6%)、し尿関係が1,281百万円(12.4%)の合わせて10,293百万円となっている。

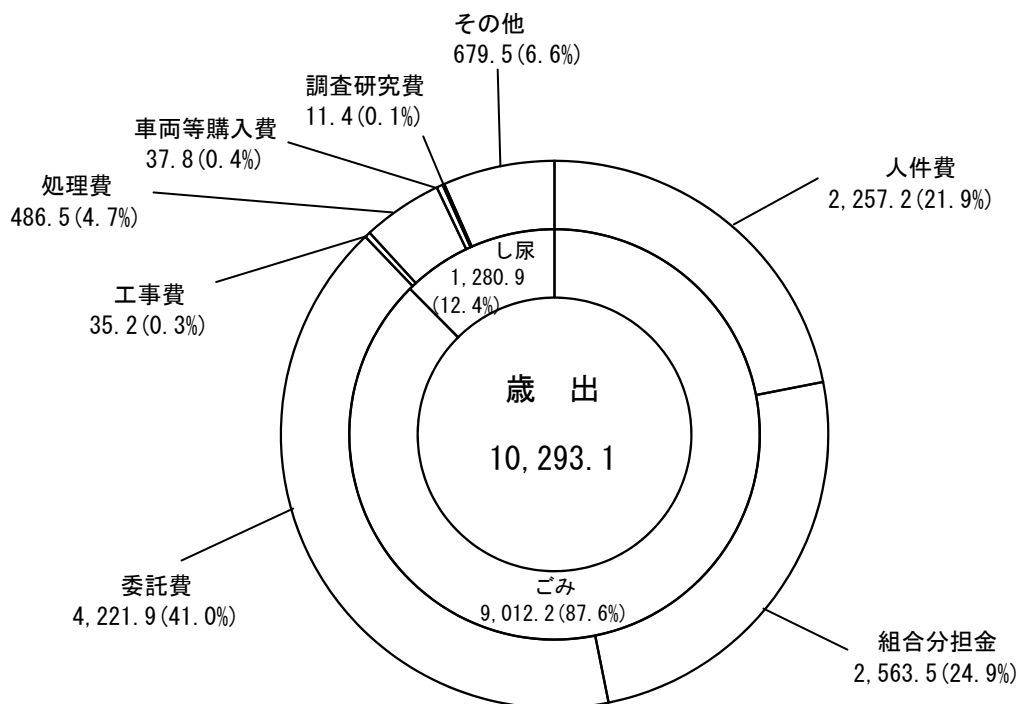
図-12 26年度 廃棄物処理事業経費（市町村分）

①歳入

(単位：百万円)



②歳出

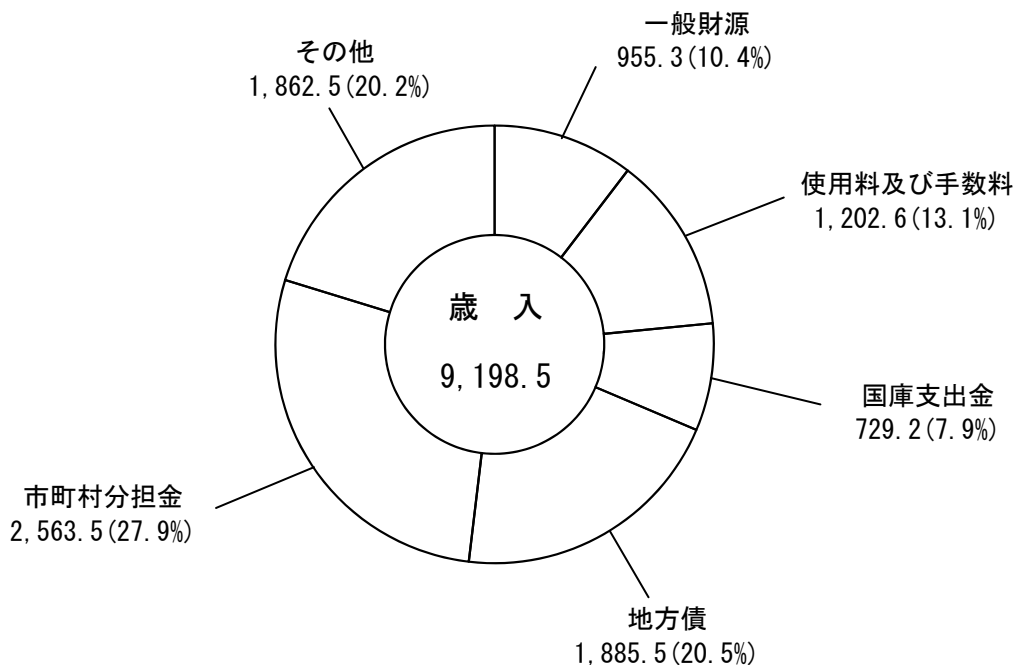


また、一部事務組合の廃棄物処理事業経費は、図-13のとおりごみ関係が8,697百万円(94.5%)、し尿関係が502百万円(5.5%)の合わせて9,199百万円となっている。

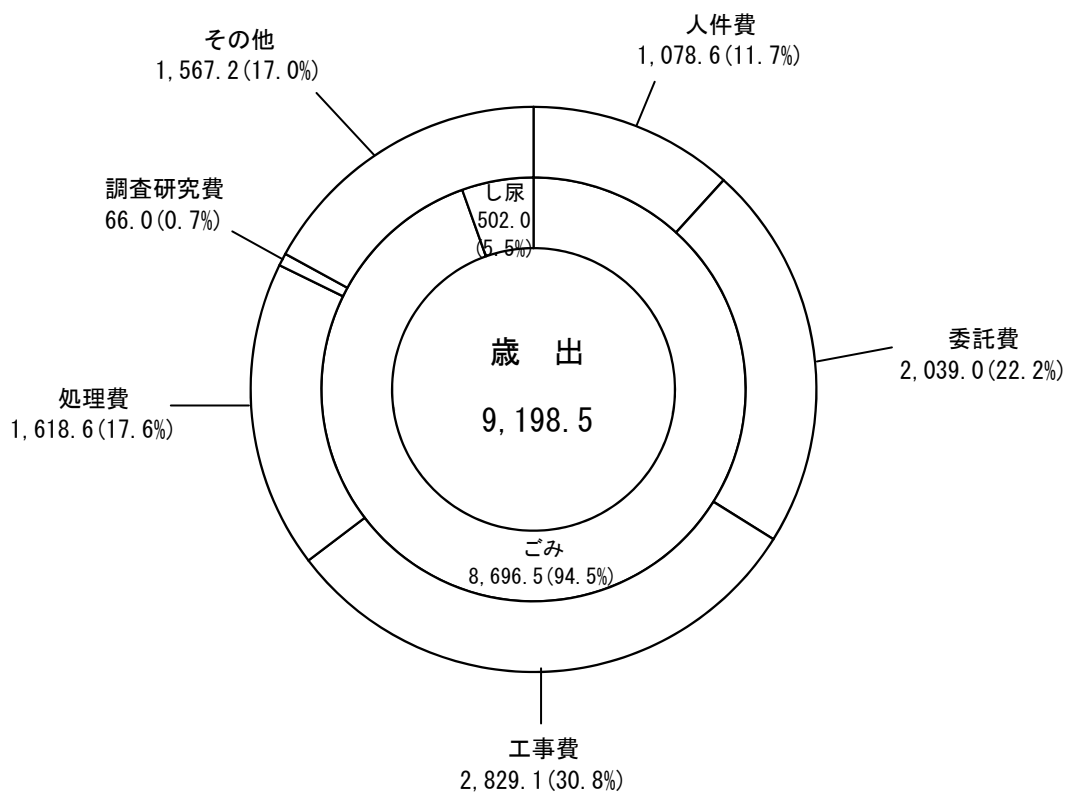
図-13 26年度 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）

①歳入

(単位：百万円)



②歳出



廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移は、表-16のとおりである。

表-16 廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移

① 歳入

（単位：百万円）

年度	歳入額	内 訳					
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	その他
19	11,680	9,171	1,345	209	432	22	502
20	13,427	9,432	1,348	719	1,453	66	409
21	11,848	9,040	1,331	286	772	103	316
22	11,395	9,270	1,379	134	193	44	376
23	11,309	9,189	1,481	38	133	51	416
24	12,059	10,224	1,282	22	35	15	481
25	12,634	10,979	1,287	16	19	14	320
26	10,293	8,886	1,018	25	9	10	346

② 歳出

（単位：百万円）

年度	歳出額	内 訳							
		人件費	組合分担金	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
19	11,680	3,313	2,662	3,444	865	395	99	67	836
20	13,427	3,176	2,660	3,919	2,117	601	57	12	885
21	11,848	3,055	2,740	3,690	893	595	82	8	784
22	11,395	2,961	2,492	4,046	115	635	46	7	1,093
23	11,309	2,868	2,514	4,515	81	500	29	8	794
24	12,059	2,669	3,820	3,751	123	718	27	7	945
25	12,634	2,372	4,363	4,321	74	546	24	7	926
26	10,293	2,257	2,563	4,222	35	486	38	11	680

廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移は、表-17のとおりである。

表-17 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移

① 歳入

(単位：百万円)

年度	歳入額	内 訳						
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	市町村分担金	その他
19	4,493	894	856	0	0	0	2,662	82
20	4,932	1,058	861	0	279	0	2,660	74
21	4,567	270	1,033	12	227	0	2,740	285
22	4,746	376	1,037	21	397	0	2,492	423
23	5,079	377	1,042	279	548	20	2,514	299
24	9,183	279	1,053	1,289	1,783	48	3,820	4,731
25	13,416	2,109	1,082	2,294	1,388	48	4,363	2,131
26	9,199	955	1,203	729	1,886	0	2,563	1,863

② 歳出

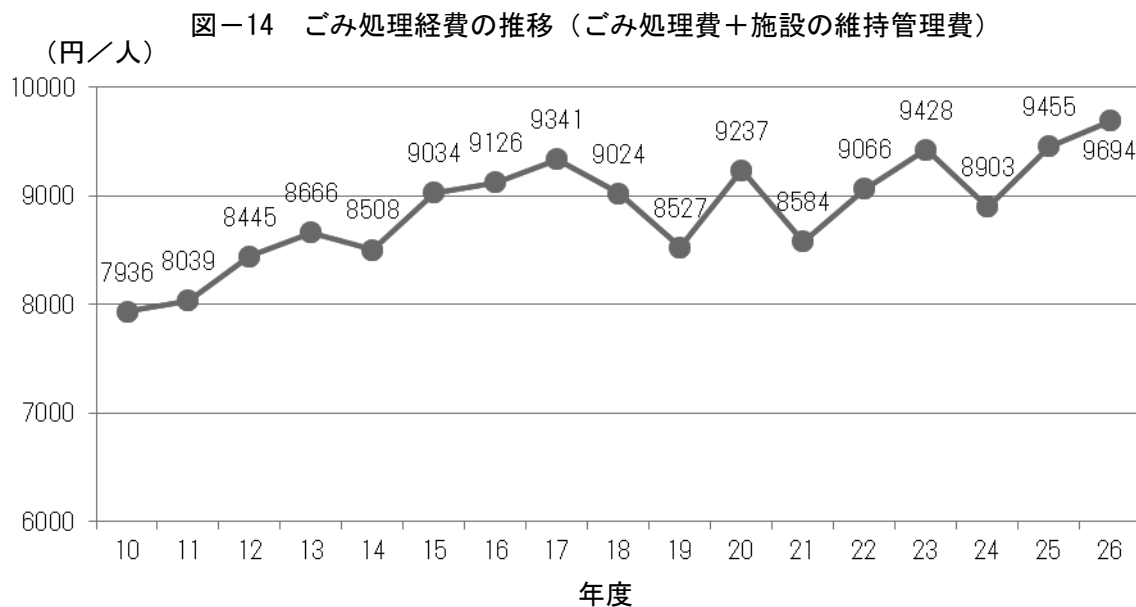
(単位：百万円)

年度	歳出額	内 訳						
		人件費	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
19	4,493	1,370	936	222	1,572	0	125	270
20	4,932	1,309	941	465	1,931	0	72	214
21	4,567	1,279	923	434	1,437	0	161	333
22	4,746	1,172	1,020	224	1,544	6	444	335
23	5,079	1,120	1,095	789	1,499	0	34	541
24	9,183	1,153	1,455	2,340	1,305	0	138	2,792
25	13,416	1,082	1,865	6,391	1,546	6	65	2,462
26	9,199	1,079	2,039	2,829	1,619	0	66	1,567

(4) 年間一人当たりのごみ処理経費

26年度のごみ処理費及びごみ処理施設の維持管理費を年間一人当たりで算出すると、9,694円で、全国平均(11,799円)を下回っている。

10年度からのごみ処理経費の推移は、図-14のとおりで増加傾向にある。



Ⅲ 産業廃棄物の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等

産業廃棄物の排出量等の推移は、表-1及び図-1のとおりである。排出量は、実態調査を実施した昭和55年度から平成6年度にかけては漸次増加し、その後減少していたが、近年は若干増加傾向にある。また、減量化及び再生利用が進んだ結果、最終処分量は減少傾向にある。

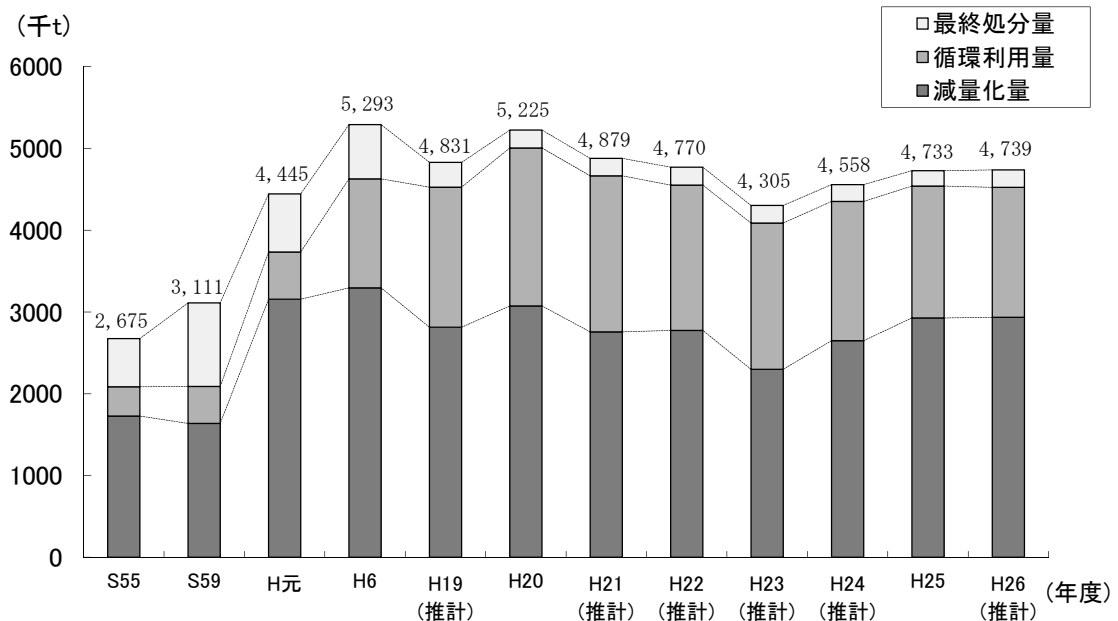
表-1 産業廃棄物排出量等の推移

(単位 千t/年)

年度	排出量等 排出量	(減量化・再生 利用率:%)			最終処分量(%)
		減量化量(%)	再生利用量(%)		
55(実態調査)	2,675	1,728(65)	357(13)	(78)	590(22)
59(")	3,111	1,637(53)	453(14)	(67)	1,021(33)
元(")	4,445	3,157(71)	577(13)	(84)	711(16)
6(")	5,293	3,295(62)	1,334(25)	(87)	664(13)
19(推 計)	4,831	2,814(58)	1,713(35)	(94)	304(6)
20(実態調査)	5,225	3,075(59)	1,932(37)	(96)	219(4)
21(推 計)	4,879	2,757(57)	1,909(39)	(96)	213(4)
22(")	4,770	2,774(58)	1,779(37)	(95)	218(5)
23(")	4,305	2,300(53)	1,788(42)	(95)	216(5)
24(")	4,558	2,649(58)	1,703(37)	(95)	206(5)
25(実態調査)*	4,733	2,927(62)	1,617(34)	(96)	189(4)
26(推 計)	4,739	2,935(62)	1,590(34)	(96)	213(4)

* 平成25年度は、総務省の経済センサスー活動調査に基づく総事業所数(53,524事業所)から、業種特性、規模別特性等を考慮のうえ3,605事業所を抽出し、アンケート調査を行った。

図-1 産業廃棄物排出量等の推移



26年度において排出された産業廃棄物の量は473万9千トンであり、種類別にみると、**図-2**のとおり、有機性汚泥が207万トン(構成比43.7%)と最も多く、次いで無機性汚泥が99万7千トン(同21.0%)、がれき類が84万6千トン(同17.8%)の順となっており、この3種類で全体の83%を占めている。なお、有害産業廃棄物や引火性廃油等の特別管理産業廃棄物の排出量は28万4千トンとなっている。

また、業種別にみると、**図-2**のとおり製造業が218万5千トン(構成比46.1%)と最も多く、次いで電気・水道業が121万6千トン(同25.7%)、建設業が100万3千トン(同21.2%)の順となっており、この3種類で全体の93%を占めている。

一方、地域別にみると、**図-3**のとおり、高岡・射水地域が285万8千トン(構成比60.3%)と最も多く、次いで富山地域が120万7千トン(同25.5%)、新川地域が42万3千トン(同8.9%)、砺波地域が25万トン(同5.3%)の順であり、高岡・射水地域と富山地域の両地域で全体の86%を占めている。

図-2 種類別、業種別排出量(26年度)

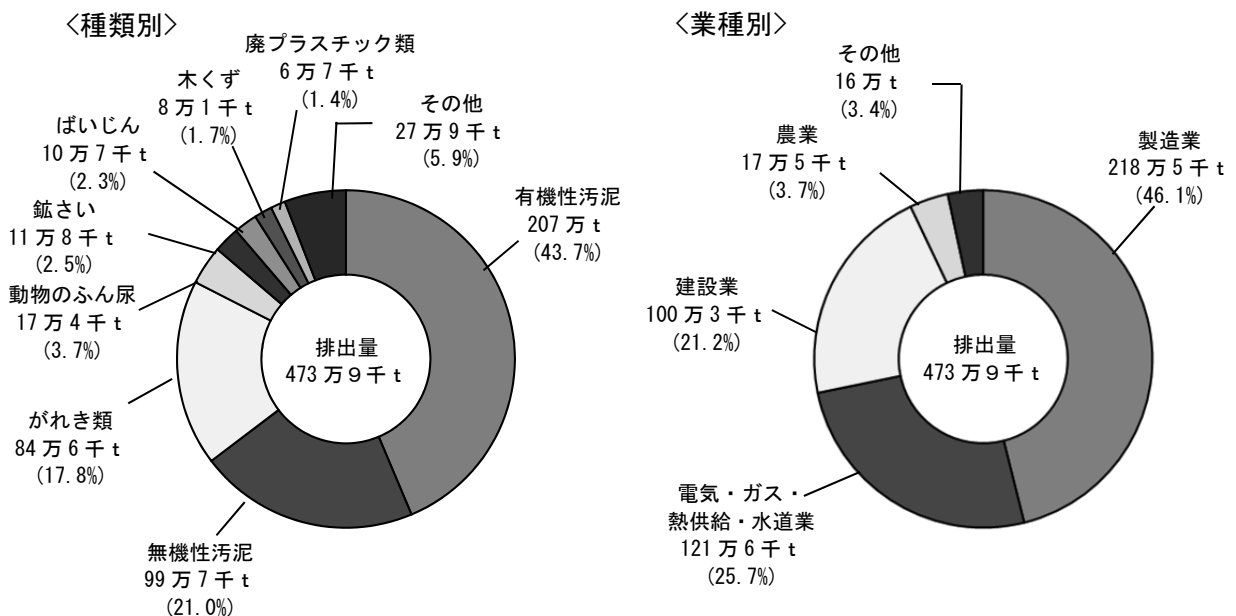
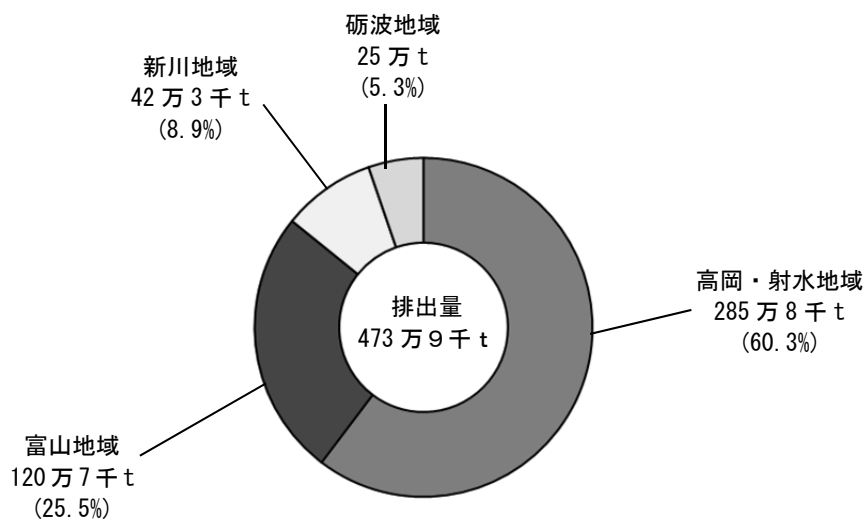


図-3 地域別排出量(26年度)



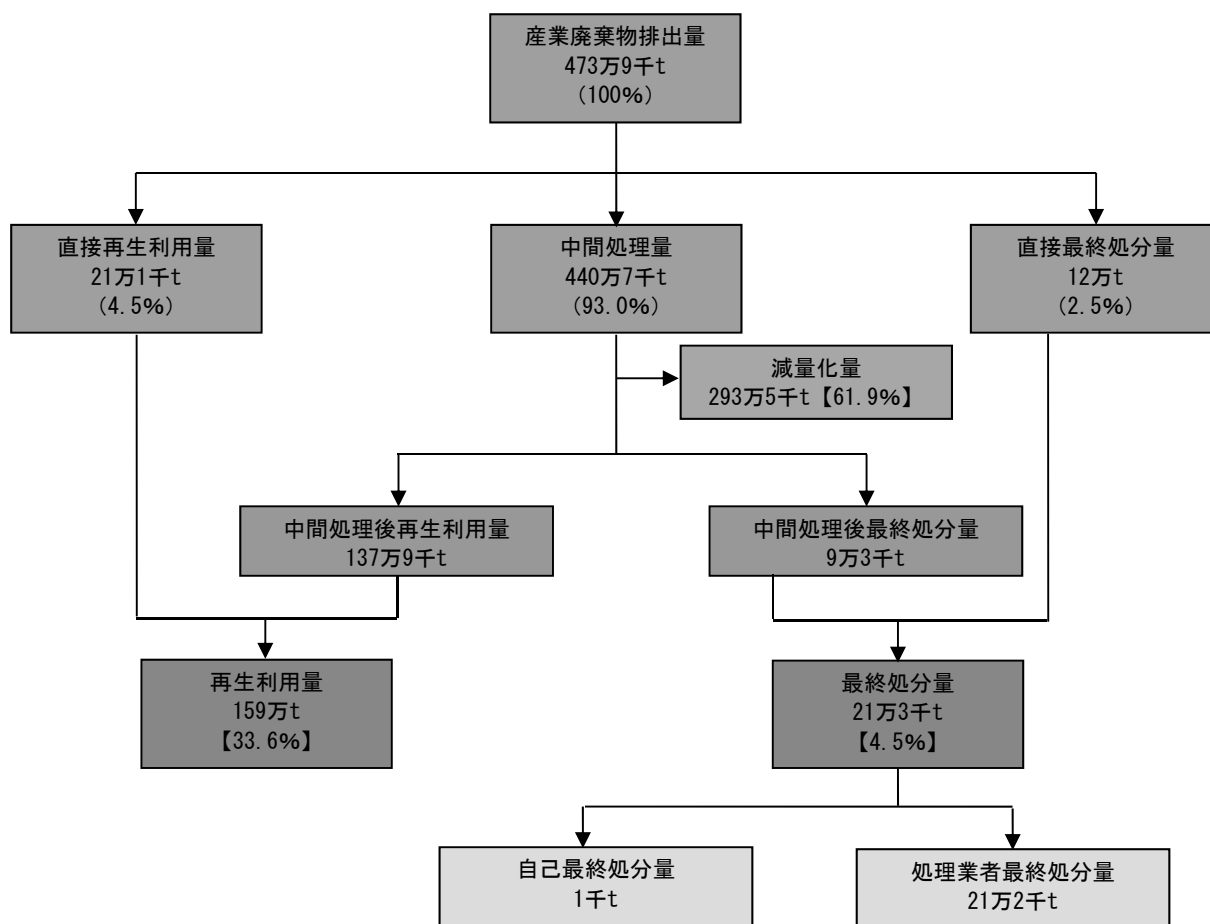
(2) 産業廃棄物の処理処分状況

26年度における産業廃棄物の処理処分状況は、図-4のとおり、排出量473万9千トンのうち、直接最終処分されたものは12万トン(構成比2.5%)で、脱水や焼却、中和等の中間処理されたものは440万7千トン(同93.0%)、直接再生利用されたものは21万1千トン(同4.5%)となっている。中間処理されたものは、147万2千トンに減量化され、このうち9万3千トンは最終処分され、137万9千トンは再生利用されている。

最終的には、21万3千トン(同4.5%)が最終処分され、159万トン(同33.6%)が再生利用され、残りの293万5千トン(同61.9%)が減量化された量であり、減量化・再生利用率は95.5%となっている。

最終処分されたものを処分先別にみると、自己(排出事業者)が1千トン(最終処分量の0.5%)、処理業者が21万2千トン(同99.5%)となっている。

図-4 産業廃棄物の処理処分状況(26年度)



(3) 多量排出事業者の状況

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を毎年度知事又は富山市長に提出することが義務づけられている。

27年度は、表-2のとおり延べ261事業者から、産業廃棄物処理計画書又は特別管理産業廃棄物処理計画書が提出された。

県及び富山市では、提出された処理計画書及びその実施状況報告書をホームページで公表している。

表-2 多量排出事業者の処理計画書の提出状況(27年度)

(単位：事業者)

業 種	産業廃棄物処理計画書	特別管理産業廃棄物処理計画書	合 計
製 造 業	73 (23)	48 (22)	121 (45)
建 設 業	107 (28)	1 (0)	108 (28)
電気・ガス・水道業	23 (5)	0 (0)	23 (5)
鋳 業	2 (1)	0 (0)	2 (1)
医 療 業	0 (0)	7 (3)	7 (3)
合 計	205 (57)	56 (25)	261 (82)

注1 () は、富山市に提出されたもので、内数である。

注2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業者数は29(うち、富山市12)である。

(4) 県外産業廃棄物の搬入状況

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱及び富山市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、年間100トン以上産業廃棄物を搬入しようとするときは、県外産業廃棄物搬入協議書をあらかじめ知事又は富山市長に提出するよう求めている。(特別管理産業廃棄物及び埋立処分を行うために搬入するときは量に関わらず協議が必要となる。)

27年度における協議件数は、県149件※、富山市2,487件であった。

表-3 県外産業廃棄物の搬入協議の状況(27年度)

(単位：件)

協 議 先	産 業 廃 棄 物 の 搬 入	特別管理産業廃棄物の搬入
富山県(富山市を除く)	125	24
富山市	745	1,742

※ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物同時の協議有り

(5) PCB廃棄物の保管及び処理状況

ア. PCB廃棄物の保管状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）に基づき、事業者には保管等が義務付けられているとともに、事業者及びPCB廃棄物を処分する者に毎年度知事又は富山市長に保管・使用状況等の届出の提出が義務づけられている。

27年3月31日における届出状況は表-4のとおりである。

表-4 PCB特別措置法に基づく保管状況等届出状況 (27年3月31日現在)

事業所数		保 管 中	使 用 中
数		698 (276)	231 (71)
量			
①	高 圧 ト ラ ン ス [台]	127 (76)	3 (0)
②	高 圧 コ ン デ ン サ [台]	641 (178)	143 (14)
③	低 圧 ト ラ ン ス [台]	10 (3)	0 (0)
④	低 圧 コ ン デ ン サ [台]	3,623 (1,136)	0 (0)
⑤	柱 上 ト ラ ン ス [台]	2,178 (13)	2,802 (2,002)
⑥	安 定 器 [台]	30,978 (18,287)	964 (702)
⑦	P C B [kg]	118.48 (0.48)	0
⑧	P C B を 含 む 廃 油 [kg]	296,783 (130,816)	0
⑨	感 圧 複 写 紙 [kg]	980 (0)	0
⑩	ウ エ ス [kg]	35,171 (13,808)	0
⑪	そ の 他 機 器 [台]	3,434 (1,342)	1,614 (778)
⑫	汚 泥 [kg]	38,102 (2,016)	0
⑬	そ の 他 [L]	208,054 (66,712)	5,705 (505)

注1 左側の数値は、県所管分と富山市所管分を合計した数値であり、右側の括弧内の数値は、富山市所管分のみの数値である。

注2 保管中及び使用中の事業所数は重複している事業所があるため、届出事業所数は911事業所である。

注3 使用中の柱上トランスの数値は、推定値として事業者から報告のあったものである。

注4 「廃PCB」、「PCBを含む廃油」のうち、容量で届出されたものは1L=1kgとして重量に換算し集計した。

イ. PCB廃棄物の処理状況

県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北海道事業所(北海道室蘭市)で処理されており、27年度までの処理状況は表-5のとおりである。

表-5 高濃度PCB廃棄物の処理状況

区分	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	合計	27年度末 残台数 (保管+使用)
トランス(台)	(初年度) 4		32	54	80	31	35	37	17	290	123
コンデンサ(台)		148	455	560	385	511	2,191	656	189	5,095	4,218
安定器(台)		0	0	0	0	0	0	7,207	8,254	15,461	23,688
PCB(kg)		0	0	0	5,529	0	6,802	38	9,072	21,441	118.48

このほか、トランス、コンデンサなどの低濃度PCB廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が進められている。

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法に基づく過去5年間の産業廃棄物処理業の許可の状況は、表-6のとおりであり、許可業者の数は概ね増加傾向にある。

表-6 産業廃棄物処理業の許可の推移

(単位：件)

区分 年度	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物			
	収集及び 運搬	中間処理	最終処分	計	収集及び 運搬	中間処理	最終処分	計
23	1,474	137	9	1,620	174	6	0	180
	233	76	4	313	68	4	0	72
24	1,500	141	9	1,650	193	6	0	199
	187	74	4	265	57	4	0	61
25	1,499	135	8	1,642	194	6	0	200
	164	75	4	243	55	4	0	59
26	1,545	135	8	1,688	198	6	0	204
	164	73	4	241	55	4	0	59
27	1,551	135	7	1,693	202	6	0	208
	118	72	4	194	55	5	0	60

※1 各年度の上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数である。

(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

廃棄物処理法の改正（23年4月1日施行）により、①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組み、④電子マニフェストの利用及び⑤財務体質の健全性の5つの基準を満たす業者を都道府県や政令市が認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設された。

認定された業者は、通常5年の許可の有効期間を7年に延長するとともに、許可証には優良マークが記載され、排出事業者が委託業者を選定する際に参考となる。

28年3月31日現在の認定業者は50社（収集・運搬：48社、処分：3社）で、このうち県内業者は8社である。

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理法に基づく過去6年間の処理施設数の推移は、表-7のとおりである。

また、27年度末における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表-8のとおりで、県下全域の処理施設数は478施設となっている。これを種類別にみると、木くず又はがれき類の破碎施設が259施設で(構成比54.1%)で最も多く、次いで汚泥の脱水施設の81施設(同17.0%)、廃プラスチック類の破碎施設の58施設(同12.2%)の順となっている。

表-7 産業廃棄物処理施設数の推移

年 度	22	23	24	25	26	27
施 設 数	288(209)	290(209)	289(209)	287(210)	277(211)	271 (207)

注 () 内は、富山市の許可施設数である。

表-8 産業廃棄物処理施設の設置状況

(28年3月31日現在)

施 設 区 分	処 理 能 力	施 設 数	施 設 区 分	処 理 能 力	施 設 数
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超える	64	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t /日超える	141
		17			118
汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日超える	4	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべて	2
		1			1
汚泥の焼却施設	5m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	5	シアン化合物の分解施設	すべて	0
		4			3
廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超える	3	廃 P C B 等の分解施設	すべて	0
		2			2
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	1	産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	8
		4			5
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日超える	1	最終処分場	安定型	7
		1			2
廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日超える	23		管理型	10
		35			5
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超える 火格子面積2m ² 以上	2	合 計		271
		7			207

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

排出事業者及び処理業者が設置する最終処分場の27年3月31日現在における残存容量は約494万m³であり、26年度の最終処分量から推定すると残余年数は約14.0年である。なお、残余年数の推移は、表-9のとおりである。

また、27年度末における産業廃棄物最終処分場の立地状況は、図-5のとおりである。

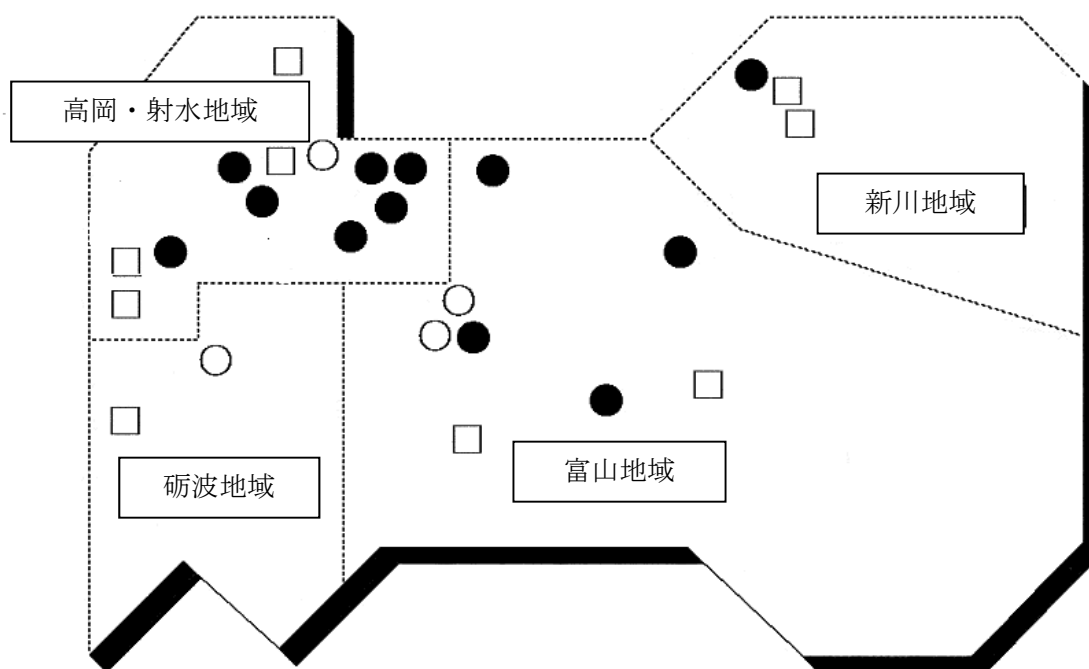
表-9 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(単位：年)

年 度	20	21	22	23	24	25	26
富山県	27.3	31.1	22.2	22.5	18.6	15.0	14.0
全 国	10.6	13.2	13.6	14.9	13.9	14.7	—

図-5 産業廃棄物最終処分場の立地状況

- 管理型最終処分場 処理業者設置
- 管理型最終処分場 自社設置
- 安定型最終処分場 処理業者設置



4. 産業廃棄物対策

(1) 監視・指導

産業廃棄物の処理業者及び排出事業者に対して、必要に応じて市町村とも連携して立入調査を行っている。27年度には、延べ101事業所の立入調査を行い、そのうち29事業所に対して改善の指導を行った。監視・指導状況は表-10、指導件数の推移は表-11のとおりで、中間処理業者に対する施設の維持管理や保管基準に関する指導が多い。

また27年度は、処理業者等に対して5件（取消2件、不許可3件）の行政処分を行った。行政処分件数の推移は表-12のとおりである。

表-10 産業廃棄物の監視・指導状況（27年度）

（単位：件）

区 分	産業廃棄物処理業者			排 出 事業者	合 計
	収集及び運搬	中間処理	最終処分		
立入調査数	90	8	65	17	101
指導件数	22	2	18	2	29

表-11 指導件数の推移

（単位：件）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
排出事業者	4	4	4	3	2	6	7
処理業者	8	6	6	18	30	31	22
計	12	10	10	21	32	37	29

表-12 行政処分件数の推移

（単位：件）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
許可の取消	14	10	4	1	2	1	2
不 許 可	3	3	3	1	3	1	3
事業停止	0	0	0	0	1	0	0
措置命令	0	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	1	0	0

(2) 不法投棄防止対策

ア. 不法投棄の監視と適正処理の啓発

廃棄物処理法では、産業廃棄物の適正処理対策として、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面で委託契約を締結するとともに、すべての産業廃棄物にマニフェストを使用することが義務づけられている。こうした仕組みについて、(一社) 富山県産業廃棄物協会と連携し、各種講習会などを通じて啓発に努めている。

一方、不法投棄については、その未然防止・早期発見が重要であることから、ポスター・パンフレットの配布や講習会の開催など、県民・事業者への意識の啓発を図るとともに、国や県、市町村、関係団体の計21団体で構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」を年2回開催し、情報交換を行っている。

また、協議会において重点監視区域を設定し、県の産業廃棄物不法投棄監視員や市町村の職員等が定期的にパトロールを行うとともに、産業廃棄物運搬車両の路上検査、県消防防災ヘリによるスカイパトロール、監視カメラによる不法投棄の監視及び家電製品等不用品回収業者の立入調査を実施している。

イ. 不用品回収業者への対応

不用品回収業者に対しては、連絡協議会の取組みとして、市町村、県、警察が連携し、23年度から、毎年7月から8月にかけて県下一斉の立入調査を実施している。

平成27年度の回収業者数は37業者、回収箇所数は41箇所である。

また、不用品回収業者への立入・指導件数の推移は表-13のとおりであり、このうち23業者に対しては、環境省の通知により廃棄物に該当すると認められる家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が含まれていたことから、撤去等を指導している。

表-13 不用品回収業者への立入・指導状況

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
箇所数	76	54	39	34	41
業者数	43	43	33	27	37
指導件数	—	24	30	17	23



ウ. 不適正処理等の現状

27年度に県及び市町村が把握した不法投棄件数は125件で、このうち家庭ごみが62件を占めた。0.1t未満の小規模の投棄が123件を占め、大規模なものは見られなかった。

なお、このうち、県の産業廃棄物不法投棄監視員による延べ153回のパトロールでは、12件の不法投棄等、不適正処理事案を発見した。

このほか、表-14のとおり、27年中に産業廃棄物の不適正処理事件として富山県警察に検挙された2件については、全て野外焼却で、検挙件数の推移は表-15のとおりである。

表-14 違反形態別検挙の状況 (27年)

違反形態	検挙件数	検挙人員
不法投棄	0	0
野外焼却	2	2
合 計	2	2

表-15 産業廃棄物事犯の検挙件数の推移

年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
検挙件数	12	9	8	11	2	5	2

(3) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策

県では、循環型社会づくりの取組みの一環として、『とやま廃棄物プラン』に基づき、産業廃棄物の排出抑制・減量化を推進している。

産業廃棄物のうち、「廃プラスチック類」、「鉱さい」及び「汚泥」については、最終処分量に占める割合が多いことから、学識経験者や関係事業者の協力を得ながら、排出抑制・減量化対策や県内外の事業者の取組み事例を取りまとめた「産業廃棄物排出抑制・減量化マニュアル【廃プラスチック類編】、【鉱さい編】、【汚泥編】」を作成し、ホームページに掲載するとともに、講習会等で普及を図っている。

産業廃棄物排出抑制・減量化マニュアル【廃プラスチック類編】

はじめに

県では、循環型社会づくりの一環として、『とやま廃棄物プラン』に基づき、産業廃棄物の排出抑制・減量化を推進している。

産業廃棄物の中でも、「廃プラスチック類」については、最終処分量に占める割合が多いことから、学識経験者や関係事業者の協力を得ながら、排出抑制・減量化対策や県内外の事業者の取組み事例を取りまとめた「産業廃棄物排出抑制・減量化マニュアル【廃プラスチック類編】、【鉱さい編】、【汚泥編】」を作成し、ホームページに掲載するとともに、講習会等で普及を図っている。

県内における廃プラスチック類の排出及び処理状況(平成22年度)

品名	発生量(トン)	削減率(%)
廃プラスチック類	1,234	15%
その他	567	10%

排出抑制・減量化のための手順

1. 現状把握
2. 削減目標の設定
3. 削減対策の実施

具体的な対策

現状把握(必須)

① 発生量の把握
② 削減目標の設定
③ 削減対策の実施

排出抑制

① 工程・品質の管理
② 設備機器の管理
③ 原材料や資材、消耗品等の管理

再生利用

① 再生利用先の選定
② 再生利用の促進

平成26年3月 富山県

排出抑制・減量化の取組事例の紹介(県内事例)

事例1 (SO1401)の導入による産業廃棄物の発生量と処理費用が大幅に削減

【概要】
産業廃棄物の発生量と処理費用の削減を図り、グラフ化(見える化)している。

【目標】
排出削減率: 前年比15%削減(目標)

【成果・効果】
○平成25年度実績(対平成12年度比)
削減率: 4.5%削減
処理費用: 3.5%削減
再生利用率: 9.9%

事例2 成型機に粉砕機を設置し、ロス製品を丸ごと原材料化

【概要】
プラスチック製品の製造工程で不良品が発生し、廃棄物の発生量が増加している。成型機に粉砕機を設置し、不良品を原材料として再利用している。

【成果・効果】
○原料及び処分費(取組前との比較)
削減率: 3.0%削減
○処理費用削減率: 2.7%削減
○再生利用率: 1.7%削減

事例3 プラスチックを同一種類化して分別なし

【概要】
種類が異なるプラスチック材料を使用していたが、統一を図ることで分別の手間を省いた。再生利用業者に引き取りやすくなった。

【成果・効果】
再生利用率: 9.9%以上

事例4 工事現場の廃プラをマテリアルサイクル

【概要】
プラスチック類を「塩化ビニル」「塩化ポリエチレン」の2種類に分別し、マテリアルサイクル(資源)に分別してリサイクルしている。

【成果・効果】
再生利用率: 9.9%以上

富山県

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業

廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む店舗・事業所を認定し、その取組みの拡大を通じて循環型社会の構築を図るため、14年7月に「富山県リサイクル認定制度」を創設した。

この制度では、表-1のとおり「リサイクル製品」、「エコ事業所」の2つの認定区分を設け、それぞれ事業者から認定申請の公募を行い、学識者、製造者、商工業者、消費者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」で書類審査や現地調査等を行い、これまで表-2のとおり認定した。

また、認定制度や認定製品などを紹介するため、パンフレットやホームページ等により普及を図った。

さらに、「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」や「グリーン購入調達方針」に基づき、公共工事や物品の購入等を行う場合において、認定リサイクル製品の性能、品質、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めている。

表-1 認定区分

リサイクル製品	県内において製造加工されたリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするもの
エコ事業所	廃棄物の発生抑制、循環利用、先進的な技術開発等に積極的に取り組む事業所

表-2 認定状況

(28年3月31日現在)

区分	リサイクル製品	エコ事業所
25年度	21	5
26年度	22	4
27年度	21	4
認定数	64	13

富山県リサイクル認定シンボルマークとパンフレット



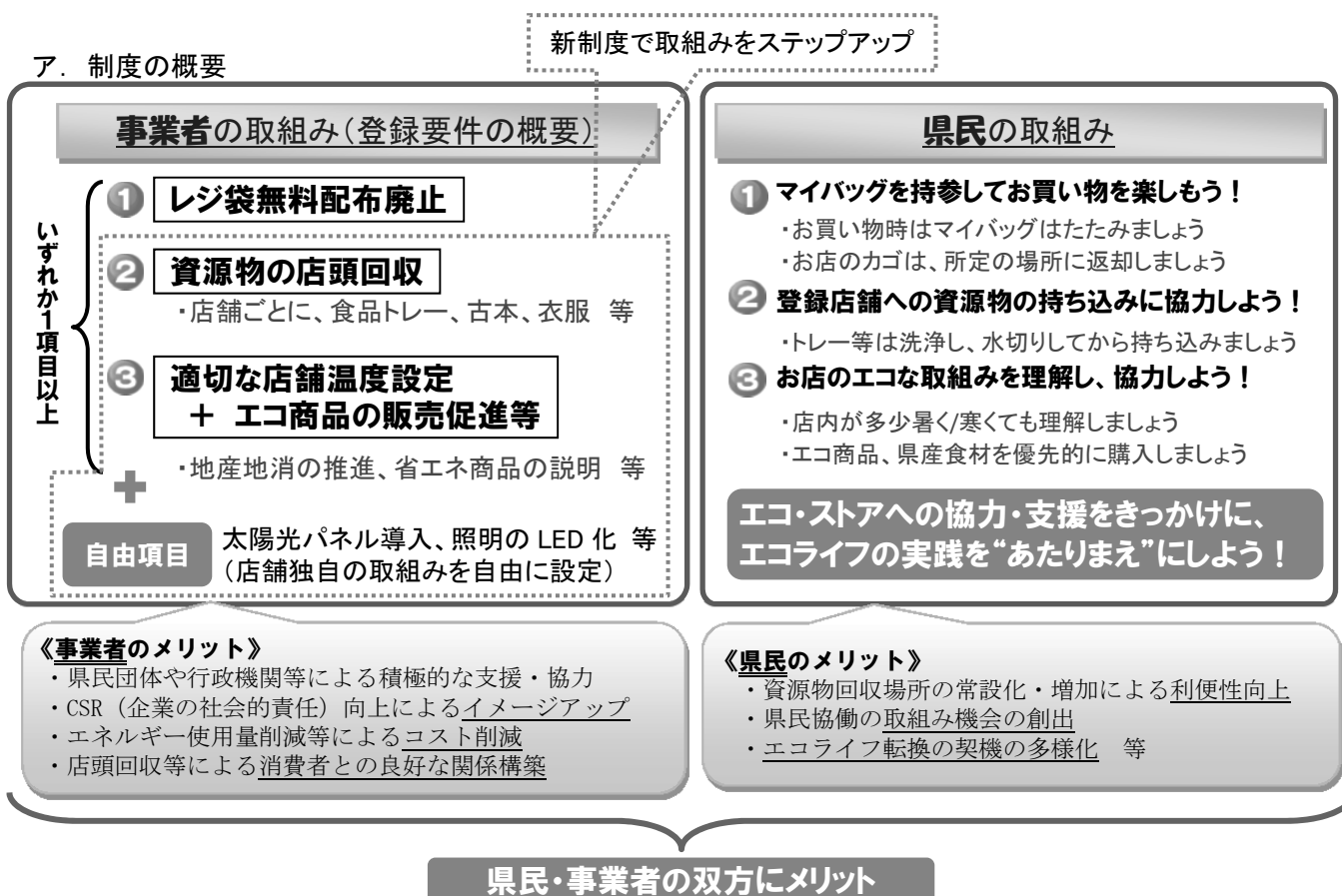
(2)とやまエコ・ストア制度

買い物の機会を通じ、県民のエコライフの定着・拡大を図るため、20年4月から県下全域でレジ袋無料配布廃止の取組みを進めている。この取組みにより、マイバッグの持参が定着するとともに、取組みを開始した20年度から26年度末までのレジ袋削減枚数が10億枚を達成するなど大きな成果が得られている。

25年度には、県民団体からの更なる環境配慮行動の要請を受け、県民のエコライフの取組みをさらに一歩進めるため、レジ袋無料配布廃止に加えて、資源物の店頭回収や低炭素化の取組みに県民の皆さんと協働で取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」を創設し、県民総参加のエコ活動を推進している。

27年度は、レジ袋削減枚数の累計が10億枚に達したことを機に、「とやまエコ・ストア制度」を広くPRするためのキャンペーンを実施するとともに、環境保全の推進や多子世帯の支援を目的として、レジ袋無料配布廃止店舗で利用できるプレミアム付き商品券を発行した。

現在、登録店は74社1,143店舗・6商店街（28年3月現在）に拡大しており、27年度の実績として、マイバッグ持参率が95%と全国一の高い実績を維持するとともに、店頭での資源物回収量が2,712t、CO₂削減量が30,046t-CO₂となるなど、県民との協働による環境に配慮した取組みが実施されている。



イ. レジ袋削減 10 億枚達成記念キャンペーンの実施

① 新聞広告の掲載

レジ袋削減へのさらなる協力とエコ・ストア制度と登録店の積極的な利用を促すための新聞広告を掲載した。

- ・掲載日：6月21日（日）
- ・掲載紙：北日本新聞、読売新聞、富山新聞
（各紙の朝刊にて全面広告）



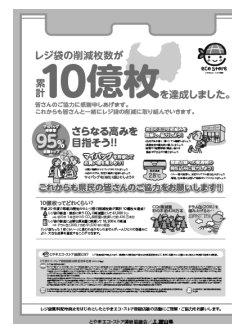
《新聞広告》

② レジ袋無料配布廃止店舗を中心とした店頭啓発の実施

レジ袋削減へのさらなる協力とエコ・ストア制度と登録店の積極的な利用を促すための啓発資材を作成し、店頭掲示した。

- ・時期：6月～10月
- ・作成物：

- ◇ 店頭掲示用ポスター（B2サイズ） 1種×1,000枚
- ◇ レジ上ポップ（A5サイズ） 1種×2,500枚
- ◇ レジ台用シール（A4サイズ） 1種×2,000枚
- ◇ サッカー台用シール（A3サイズ） 1種×1,000枚
- ◇ 缶バッジ（φ42mm） 2種×1,500個



《店頭掲示用ポスター》

③ 県外からの来県者向けの取組みの周知

県外から来県された方に、本県の取組みにご理解いただけるよう、新幹線駅構内にポスターを掲示した。

- ・場所：JR 富山駅、JR 黒部宇奈月温泉駅
- ・時期：8月～9月



《来県者向けポスター》

④ 『エコ店員さん』による事業者から県民へのエコ活動実践の呼びかけ

登録店の店員が、消費者に対し自社のエコな取組みを紹介するとともに、家庭でのエコ活動実践を呼びかける記事を制作した。

- ・掲載時期：27年7月から
28年2月まで
（各月1回）
- ・掲載誌：富山情報
- ・規格：A B版 1/2 ページ
- ・掲載事業者：8事業者



《掲載例》

ウ. レジ袋削減 10 億枚達成記念プレミアム商品券の発行

レジ袋削減枚数10億枚達成を記念し、県民のこれまでの取組みへの協力に感謝するとともに、事業者の取組みをさらにサポートするため、食品スーパー等のレジ袋無料配布を廃止している店舗で使用できるプレミアム商品券を発行した。



《商品券》

区分	メニュー①: 一般県民向け	メニュー②: 多子世帯向け
(1) 発行対象	一般県民	未就学児を含む3人以上の子を有する保護者のいる世帯
(2) 販売金額	1冊 (12,000円) あたり <u>10,000円</u> ※1人5冊を上限とする	1冊 (12,000円) あたり <u>8,000円</u> ※1世帯5冊を上限とする
プレミアム率	<u>20%</u> (2,000円分)	<u>50%</u> (4,000円分)
(3) 購入申込受付	8月24日(月)～9月7日(月)	
(4) 購入	申込者が予め指定した引換店舗(県内104店舗)に購入引換券を持参し、商品券を購入 <期間> (1回目分) 10月13日(火)～25日(日) (再販売分) 11月17日(火)～23日(月・祝)	
(5) 利用	レジ袋無料配布廃止店舗(とやまエコ・ストア登録済)のうち、今回の事業に参加を希望した店舗519店舗(利用期間終了時点) <期間> H27年10月13日(火)～H28年1月12日(火)	
(6) 発行冊数	80,000冊 (引換数 79,836冊)	20,000冊 (引換数 19,925冊)
(7) 発行額	1,200,000千円 (引換額 1,197,132千円)	

エ. 登録店の27年度の取組み実績

① マイバッグ持参率

年度	20	21	22	23	24	25	26	27
マイバッグ持参率	92%	94%	94%	94%	94%	95%	95%	95%

② その他の実績

区分	効果*	備考
ごみ排出削減量	1,323 [t]	・県内のごみ総排出量 (405,329 t (H25)) の0.3%分に相当 ・10トントラック = 約130台分に相当
資源物回収量	2,712 [t]	・県内のリサイクル量 (90,087 t (H25)) の3.0%分に相当 ・10トントラック = 約270台分に相当
最終処分削減量	410 [t]	・最終処分量 (37,222 t (H25)) の1.1%分に相当 ・10トントラック = 約41台分に相当
CO ₂ 削減量	30,046 [t-CO ₂]	・県内の4,966世帯分の年間CO ₂ 排出量に相当
原油削減量	10,344 [kℓ]	・県民1人当たり年間9.7[ℓ]の原油削減量に相当

※レジ袋削減量、資源物回収量、店舗空調の緩和温度等から推計

2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法

びんや缶などの容器包装廃棄物については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、9年4月1日から市町村による分別収集が行われ、容器包装の製造・利用事業者が一定の費用負担を行うことによりリサイクルされている。

県では、25年8月に、容器包装リサイクル法に基づく「第7期富山県分別収集促進計画」を策定し、市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量や分別収集の促進のための施策を示すとともに、市町村等においても「容器包装廃棄物分別収集計画」を策定している。当該計画に基づき、県内では全域(10市町、1一部事務組合)で、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの分別収集が実施されている。

県内の分別収集量の推移は表-3のとおりであり、27年度においては約2万2千トンの容器包装廃棄物が収集されている。

表-3 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移

(単位：t)

年 度	22	23	24	25	26	27
無 色 ガ ラ ス	2,219.8	2,160.7	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0
茶 色 ガ ラ ス	2,614.9	2,489.6	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8
そ の 他 ガ ラ ス	889.0	855.9	875.9	879.0	910.2	902.8
ペ ッ ト ボ ト ル	1,743.2	1,640.7	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9
そ の 他 紙 製 容 器 包 装	2,303.0	2,215.0	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1
その他プラスチック容器包装	5,518.6	5,400.4	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3
ス チ ー ル 缶	1,025.9	983.9	921.0	760.5	696.6	508.5
ア ル ミ 缶	1,293.7	1,255.3	1,225.5	1118.2	1,120.9	1,106.7
紙 パ ッ ク	151.7	147.8	135.7	122.6	131.5	126.2
段 ボ ー ル	5,355.1	5,444.9	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8
合 計	23,114.9	22,594.2	22,774.2	22,551.0	22,544.2	22,241.0

注 その他プラスチック容器包装は、白色トレイを含めた量である。

(2)家電リサイクル法

13年4月1日に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行され、従来、粗大ごみ等として扱われていたエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式(液晶・プラズマ式は21年4月に追加))、冷蔵庫・冷凍庫(電気冷凍庫は16年4月に追加)、洗濯機・衣類乾燥機(衣類乾燥機は21年4月に追加)の4品目については、消費者が費用を負担し、販売店等を通じてメーカーに引き渡されリサイクルされている。また、16年4月には冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収・破壊等が義務付けられた。

概ね、県内においては、販売店等から県内4箇所の指定引取場所を通じてメーカーに引き渡されている。

廃家電品の引取状況は表-4のとおりで、23年度以降の引取り台数減少については、地上アナログ放送や、エコポイント制度が終了したことによる買替え需要が減少したことが、大きな要因であると見られる。

また、市町村の調査による廃家電品の不法投棄状況は表-5のとおりであり、市町村が回収する等の措置を行った。

表-4 家電リサイクル法に基づく廃家電品の引取り台数

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
22年度	27,572	177,087	31,534	27,605	263,798
23年度	15,594	67,886	23,856	20,486	127,822
24年度	16,741	28,104	26,336	23,359	94,540
25年度	21,765	29,893	31,233	27,897	110,788
26年度	19,788	31,969	26,033	25,477	103,267
27年度	19,707	32,902	26,009	25,451	104,069

表-5 廃家電品の不法投棄状況

(単位：台)

品 目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合 計
22年度	12	331	67	21	431
23年度	5	264	56	16	341
24年度	5	239	57	20	321
25年度	9	297	65	26	397
26年度	14	214	48	29	305
27年度	5	231	61	33	330

(3) 小型家電リサイクル法

家電リサイクル法の対象とならない使用済小型家電等（電子レンジ、掃除機、AV機器などの小型家電・電気電子機器）は、各市町村で、不燃物として回収・処理されてきた。しかし、これらには、鉄やアルミニウムのほか、金やレアメタルなどの希少金属が含まれており、使用済みとなったこれらの小型家電等をリサイクルすることによって、資源として有効に活用することができるとともに、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制等も図ることができる。

そこで県では、22年10月から全国に先駆けて、市町村と連携しながら使用済小型家電等を資源物として拠点回収し、民間のリサイクル業者を活用してリサイクルを行う仕組みとして、市町村に使用済小型家電等の常設回収ステーションの設置に係る費用（建屋、分別器具、表示類など）について補助を行ってきた。

本県の取組みが評価され、25年4月からは使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、富山県など一部の自治体で行われていた取組みが、全国的な取組みとして拡大されることとなった。

県内では、図-1のとおり25年10月から全ての市町村で回収が行われ、表-3のとおり回収量は年々増加している。

図-1 使用済小型家電等のリサイクルの実施状況（開始時期、回収方式）

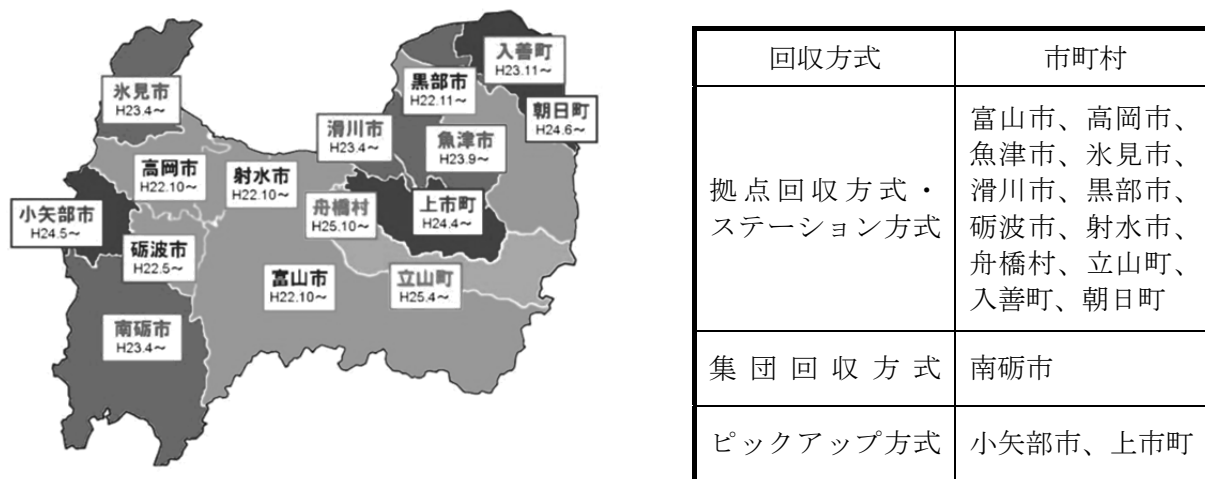


表-3 使用済小型家電等の回収量

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施市町村数	5	10	13	15	15	15
回収量(トン)	42	156	338	444	566	622

また、市町村の環境イベント等での小型家電リサイクル制度の普及啓発や、市町村と連携して移動式回収ボックスによる小型家電の回収にも取り組んでいる。



普及啓発用資材（リーフレット）



小型家電の回収の様子

(4) 建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が14年5月30日から完全施行されている。適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられている。（特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）

県では、建設リサイクル法に基づき、14年3月に「建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針」を作成し、同年4月に公表している。

なお、建設リサイクル法関連事務に関する県の事務分担は、解体業者の登録及び分別解体等に関する事務は土木部（管理課、建設技術企画課及び建築住宅課（実際の届出窓口は土木事務所）、再資源化等に関する事務は生活環境文化部（環境政策課）が担当することとなっている。

県内における対象建設工事に係る届出件数、立入検査件数の推移は表-6、表-7のとおりで、27年度は2,203件の届出があり、16件の再資源化施設の立入検査を実施した。

表-6 対象建設工事に係る届出件数

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
件数	2,536	2,614	2,508	2,618	2,545	2,695	2,350	2,400	2,541	2,760	2,745	2,248	2,203

表-7 立入検査（再資源化施設）実施状況

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
件数	46	36	51	40	48	39	20	20	21	14	15	16	16



再資源化施設の立入検査の状況

(5) 食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が13年5月1日に施行され、食品関連事業者（製造、流通、外食、旅館、結婚式場等）は食品廃棄物の発生抑制と再生利用の推進に努めることとなっている。

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、27年7月に新たに策定された基本方針において、食品関連事業者の目標として、31年度までの再生利用等実施率が、食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%とされた。

国が定めた目標の達成を目指して、食品関連事業者は国が示す判断基準に基づく取組みを進めることとされており、国は必要に応じて助言、指導を行うとともに、食品廃棄物の発生量が年間100トン以上の事業者（食品廃棄物等多量排出事業者）に対しては、その取組みが不十分な場合に勧告、命令を行うこととしている。

また、19年の法改正により、食品廃棄物等多量発生事業者に対し、毎年度、食品廃棄物等の発生量、再生利用等の取組状況等について、主務大臣に報告する義務が措置された。

(6) 自動車リサイクル法

年間約500万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきたが、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている。

また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、近年関係業者を有価で流通してきた従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じている。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が17年1月1日から本格施行されたところである。

27年度末における県内の登録・許可事業者数は表-8のとおりである。

表-8 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

(28年3月31日現在)

区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
登録・許可事業者数	430	119	32	10
	237	63	15	2

(注) 上段は富山県の登録・許可事業者数、下段は富山市の登録・許可事業者数である。

(7) パソコンのリサイクル

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）において、製造等事業者が自主回収及び再資源化の取組みを促進すべき商品（指定再資源化商品）として、13年4月から事業者が排出するパソコンについて、15年10月から家庭が排出するパソコンについて、製造等事業者によりリサイクルされている。

3. 富山市エコタウン事業

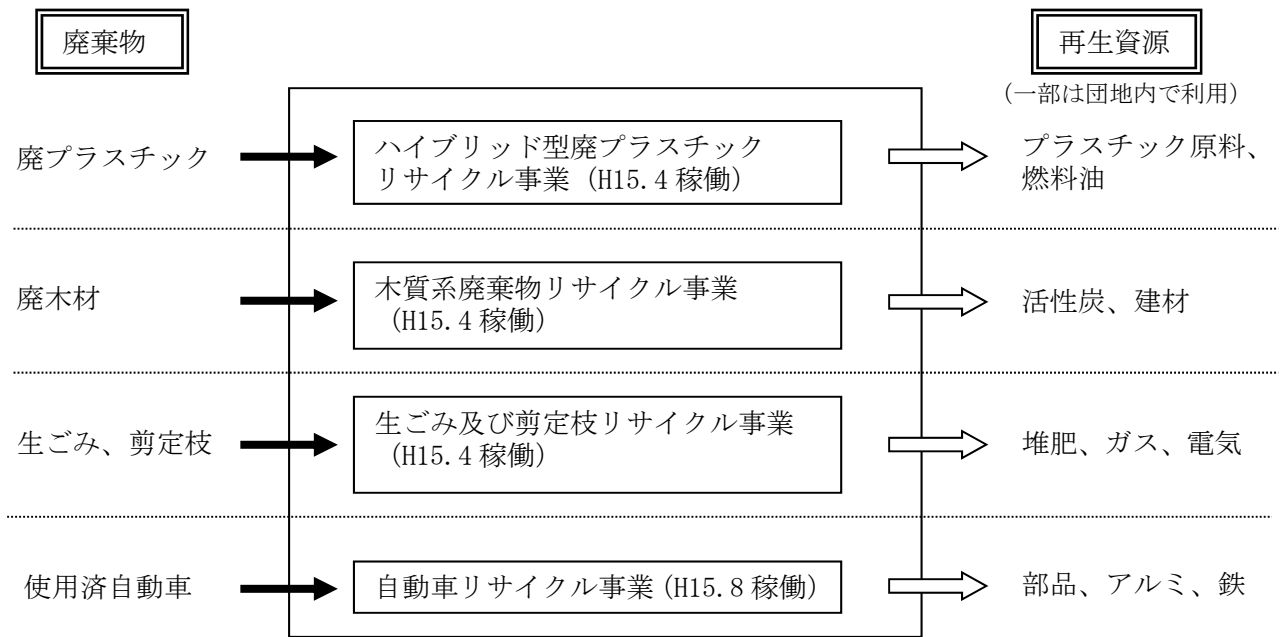
環境調和型のまちづくりを目的とした富山市エコタウン事業については、県と富山市が共同でエコタウンプランを作成し、14年5月17日に国の承認を受けた。これは全国で16番目、北陸では初となるものである。

その後、国等の支援を受け、各事業者において施設整備が進められ、現在までに第1期の4事業のほか、第2期の難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、廃棄物エネルギーセンターが稼働している。

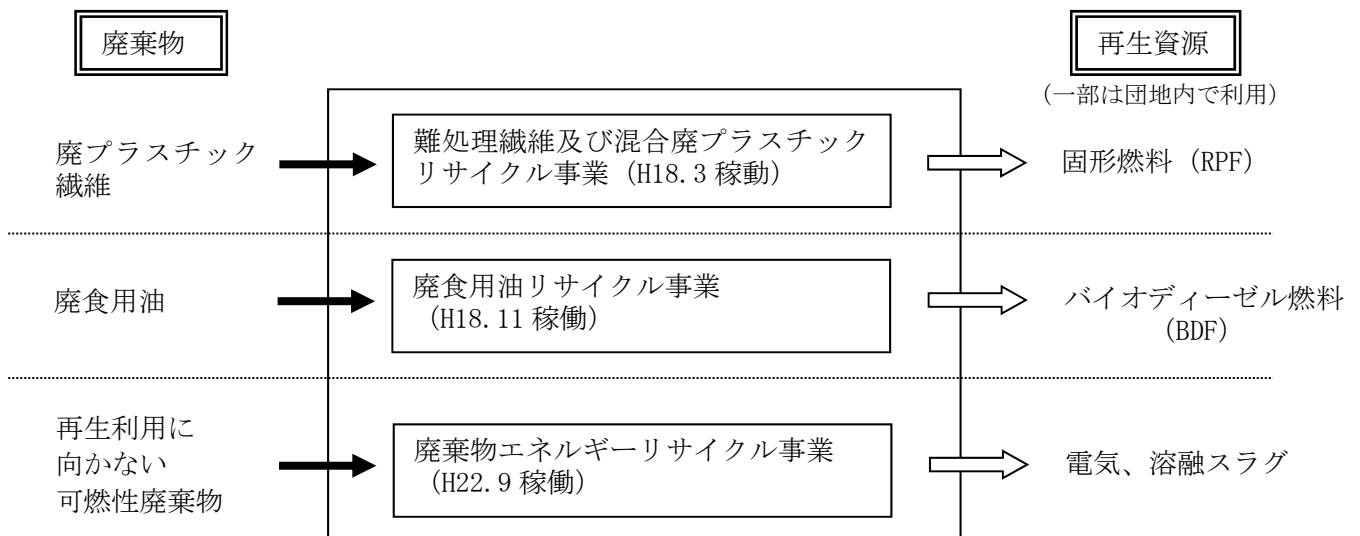
県では、循環型社会の形成に向けた拠点の一つとして、適切な運営に向けて必要な協力を行っていくこととしている。

富山市エコタウン事業の概要は次のとおりである

(1) 第1期事業



(2) 第2期事業



4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動

市町村におけるごみ減量化、再生利用への主な取組み状況について、富山市では小学生向け副読本を作成している。また、リサイクル生活展等のイベントや不用品交換会等を開催しているのは、表-9のとおりである。

表-9 イベントや不用品交換会等の開催状況 (27年度)

市	町	村	名 称
富	山	市	みんなの消費生活展（市消費生活センター主催） 出前講座、3R推進スクール
高	岡	市	出前講座、集積場の早朝パトロール
魚	津	市	環境フェスティバル
氷	見	市	リサイクルプラザでの不用品抽選販売
滑	川	市	刃物・傘の修理相談デー、リサイクル品展示会
黒	部	市	自治振興会、市内小・中・高校でのごみの減量化・リサイクル推進の講習会、アクアパークフェスティバル等でのパネル展示
南	砺	市	イオンモールとなみ「キッズ本格おしごと体験」に リサイクルコーナー出展、フリーマーケット（後援） 市内イベントへのキッチンカー出展
射	水	市	環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験 及び科学教室
入	善	町	にゅうぜん商工フェア～まつりんぴっく 2015～

(2) 住民等への助成制度

集団回収に対する報奨金制度は表-10のとおり 14 市町で導入している。

また、住民に対する生ごみリサイクルの補助制度について、表-11 のとおりであり、生ごみ堆肥化容器は 10 市町村で、電気生ごみ処理機は 12 市町村で補助が実施されている。

表-10 集団回収に対する報償金制度の実施状況

(28年4月1日現在)

	紙	布	金属	びん	牛乳パック
実施市町村数	14	9	8	3	10

表-11 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

(28年4月1日現在)

	生ごみ堆肥化容器	電気生ごみ処理機
実施市町村数	10	12
限度額(円)	3,000～20,000	10,000～50,000
補助率	1/3～1/2	1/3～1/2

(3)資源ごみ回収常設ステーションの設置

市町村における資源ごみ回収常設ステーションは、表-12 のとおり 12 市町で、計 39 施設が設置されている。

なお、県では、20、21 年度に、市町村による資源ごみ回収常設ステーションの設置に対し助成を行った。

表-12 市町村における資源ごみ回収常設ステーションの設置状況

(28 年 4 月 1 日現在)

設 置 市 町 村	施 設 設 置 数
富 山 市	8
高 岡 市	2
魚 津 市	6
滑 川 市	3
黒 部 市	3
小 矢 部 市	1
南 砺 市	1
射 水 市	2
上 市 町	1
立 山 町	3
入 善 町	6
朝 日 町	3
計	39 施設

V 県土美化の推進

1. 県土美化推進事業の概要

(1) 県土美化推進運動

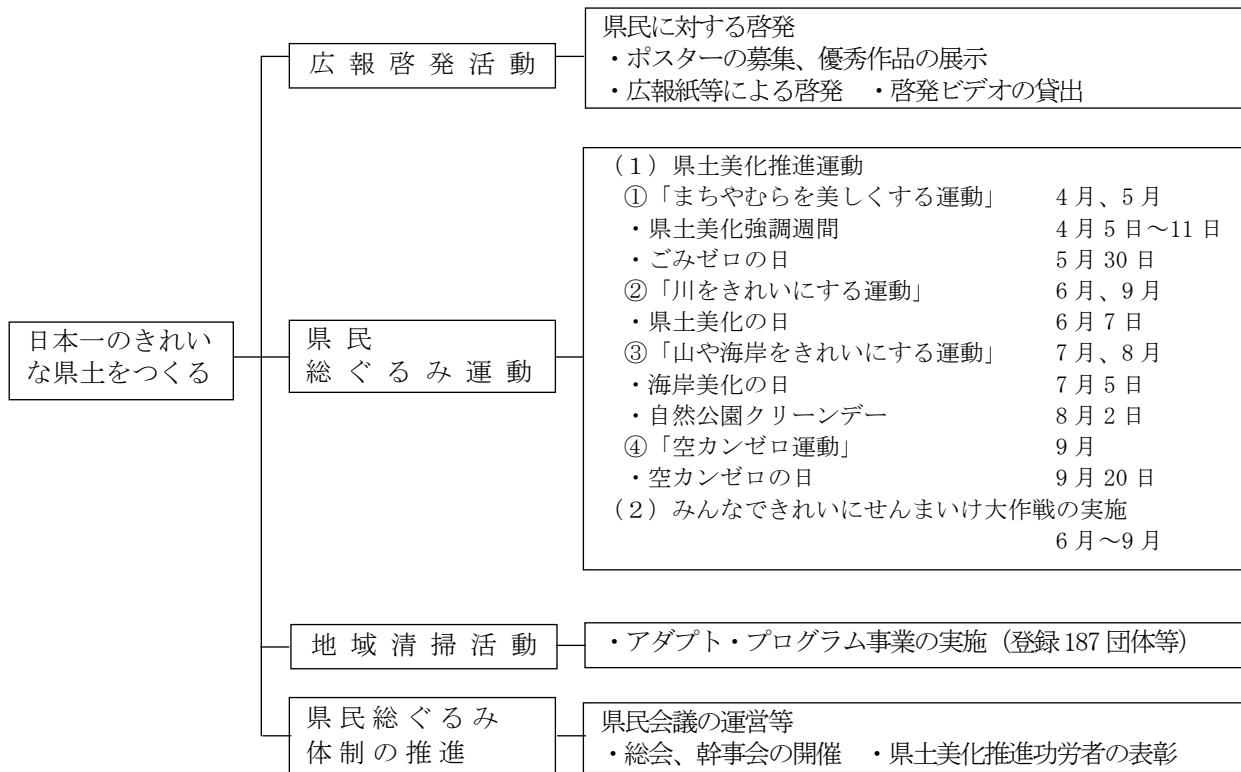
近年、生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化してきており、清らかな水辺や豊かな緑、美しい町並みや歴史的雰囲気落ち着いたたたずまいなど、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められている。

このため、県ではこれまで進めてきた公害の防止や自然環境の保全に加えて、ごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進、「とやまの名水」の選定、「海岸アメニティ・マスタープラン」や花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、さらに一歩進んだ快適環境づくりをめざした施策を積極的に推進している。

県土美化推進運動は、自治会をはじめ、婦人・青年団体などの 82 団体が構成される県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されている。

この運動は、図-1 のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃美化活動を行うなど各種の事業を実施している。

図-1 県土美化推進運動の概要 (27 年度)



【推進標語】 「すすめよう ごみのない美しいまちづくり」



27 年度県土美化推進県民会議総会



環境月間ポスター
小学生の部最優秀賞作品



環境月間ポスター
中学生の部最優秀賞作品

(2) アダプト・プログラム実施状況

13 年度に海岸や公園等において、地域住民等が主体となった継続的な活動が期待できる「アダプト・プログラム制度」*を導入し、15 年度からはその制度を拡充させ、行政と地域住民等との協働体制づくりを推進支援している。

※アダプト・プログラム

アダプト (adopt) とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る (清掃・美化活動を行う) ことから命名されたもの。

市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

表－1 アダプト・プログラム制度の登録団体数

市町村名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高岡市	42	42	45	52	46
魚津市	14	14	7	7	7
滑川市	7	7	7	7	7
黒部市	3	3	3	3	3
小矢部市	6	6	5	5	5
南砺市	58	58	64	56	53
射水市	53	53	56	59	61
合計	183 団体等	183 団体等	187 団体等	189 団体等	182 団体等

(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等

海岸漂着物のほとんどは川の流れを通じて海に流出し、海岸に漂着したものであり、美しい海岸を守っていくためには、海岸を有する地域だけでなく、上流から下流に渡る広範な地域での活動が必要である。

そこで、上流・下流の地域の住民が一体となって取り組む県土美化活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を、県内全市町村で実施している。27年度は15市町村で約37,000人の参加があり、このうち、射水市の海老江海浜公園では、「みんなできれいにせんまいけ大作戦 in 射水」を7月5日に開催し、海岸清掃とともに、ヒラメの稚魚放流も行った。

また、富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟や本県での「全国豊かな海づくり大会」(27年7月)の開催を機に、ごみのない美しい海岸・富山県を目指すため、県内全域で上流域から海岸に向けて清掃活動をつなぐ、「森・川・海」リレー清掃キャンペーンを実施した。27年7月～10月にかけて235件の清掃活動が実施され、約118,000人の参加があった。

このほか、県内各地で、地域住民、企業、各種団体等が連携して、清掃美化活動が進められている。

表－2 「県土美化推進運動」活動概要（27年度）

市町村名	実施日	活動地域	参加人数
富山市	4月～11月末	道路・市内全域、河川・海岸一帯、呉羽丘陵道路、公共・行政施設周辺	約84,400人
高岡市	5月6日	国分浜一帯・雨晴海岸一体	約3,000人
魚津市	7月19日～8月10日	経田海岸、鴨川流域	約1,100人
氷見市	7月6日	市内全域の海岸・道路・河川等	約12,000人
滑川市	7月27日	高塚海岸～三ヶ海岸	約300人
黒部市	7月6日	荒俣海岸一帯	約500人
砺波市	6月7日、6月8日	庄川観光祭会場周辺・河川敷	約100人
小矢部市	6月22日、8月24日	小矢部川河川公園	約120人
南砺市	5月30日～6月30日	市内全域	約850人
射水市	7月6日	六渡寺・海老江・本江の海岸	約2,100人
舟橋村	8月3日	村内全域	約500人
上市町	6月15日	町内全域	約770人
立山町	7月13日	常願寺川公園周辺	約100人
入善町	7月6日他	町内全域	約9,300人
朝日町	7月13日他	町内全域	約4,300人
合計（15市町村）			約118,000人

(4) 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法や「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、沿岸市町等と連携しながら漂着物の回収・処理などに取り組んでいる。

しかし、一部の海岸では依然として多くの漂着物が押し寄せており、本県ではこうした漂着物の大半が内陸部より河川を通じて流出・漂着したものと考えられている。

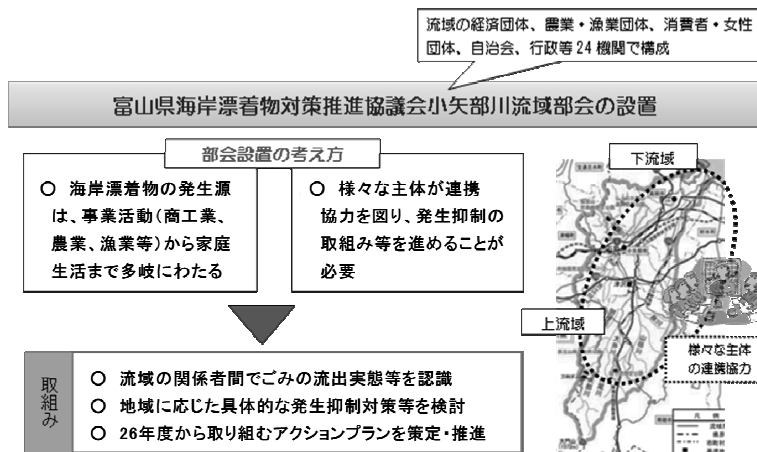
このことから、県では、河口域に位置する海岸の漂着物の状況や、河川敷や浅瀬におけるごみの散乱・滞留状況、川を流れるごみの調査を実施するとともに、これらの結果や発生抑制に関する内容を掲載した啓発リーフレットや「ごみマップ」を作成し、広く配布した。

また、小矢部川流域をモデルとして、小矢部川流域部会（流域の経済団体、農業・漁業団体、消費者・女性団体、行政機関で構成）を設置し、海岸漂着物の状況について共通認識を図るとともに、地域に応じた具体的な発生抑制対策の検討を行い、アクションプラン（小矢部川流域における上流下流が連携した海岸漂着物の発生抑制対策について）として取りまとめた。

そのほか、上流域の住民に漂着物の実態を知ってもらうことを目的とした「海岸漂着物フォーラム」の開催（26年度）や、「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定、県内全域で上流域から海岸に向けて清掃活動をつなぐ、「森・川・海」リレー清掃キャンペーンを実施（27年度）した。



小矢部川河口域の海岸の状況
(射水市六渡寺海岸)



オイルフェンスによる川を流れるごみの調査
(小矢部川支流河川)

富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会の概要



「小矢部川流域のごみマップ」
(26年3月発行)



「美しい海岸を守るために」
(26年3月発行)



「用水や川に刈草を流さないで」
(26年5月発行)

・水の恵みと海岸清掃体験ツアーの開催

上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を知ってもらうとともに、海岸清掃を通じて身近なごみと漂着物について考え、ごみの発生抑制につなげることを目的として、「水の恵みと海岸清掃体験ツアー」を開催した。

このツアーでは、参加者（親子等 105 人）が、上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を見るとともに、海岸清掃（120kg のごみを回収）を通じて、漂着物の多くが身近なごみであることについて学んだ。

表-3 「水の恵みと海岸清掃体験ツアー」概要（27年度）

開催日・参加者数	開催場所	ツアー内容
高岡・砺波コース 7月26日（日） 〔参加者数〕 39名	瓜裂清水（砺波市）等 ↓ 砺波・高岡市内の用水、河川等 ↓ 射水市六渡寺海岸 ↓ 射水市「ミライクル館」	施設見学 クイズ大会 海岸清掃 リサイクル工作
小矢部・南砺コース 8月9日（日） 〔参加者数〕 40名	赤祖父池（南砺市）等 ↓ 南砺・小矢部市内の用水、河川等 ↓ 射水市六渡寺海岸 ↓ 射水市「ミライクル館」	施設見学 クイズ大会 海岸清掃 リサイクル工作
県東部コース 8月22日（土） 〔参加者数〕 26名	愛本堰堤（黒部市）等 ↓ 黒部市、入善町内の用水、河川等 ↓ 入善町芦崎海岸 ↓ 黒部市「吉田科学館」	施設見学 クイズ大会 海岸清掃 リサイクル工作



河川上流部の見学



海岸清掃の実施

去る5月15日、16日に国内外から約140名が参加し、G7富山環境大臣会合が開催されました。このコラムでは、大臣会合の概要とその成果を踏まえた富山県の取組みを紹介します。

<G7富山環境大臣会合>

日 程：28年5月15日（日）～16日（月）

場 所：富山県富山市

参加国：G7各国（日、伊、加、仏、米、英、独）、EU（欧州連合）

議 題：①気候変動及び関連施策、②資源効率性・3R、
③持続可能な開発のための2030アジェンダ、④生物多様性、
⑤化学物質管理、⑥都市の役割、⑦海洋ごみ

大臣会合では、丸川環境大臣（当時）が議長を務め、7つの議題について議論を行い、成果をコミュニケ（共同声明）としてとりまとめました。

特に、資源効率性・3Rについては、国際社会が連携して資源や廃棄物の有効利用を進める国際的枠組みとして「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。このフレームワークは、G7伊勢志摩サミットの首脳宣言にも盛り込まれました。

また、海洋ごみに関するセッションでは、石井知事が出席し、富山県における海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制対策、国際環境協力などを説明しました。

このほか、地元主催行事としてエクスカージョンやレセプション、展示イベント等を開催し、先進的な環境施策をはじめ、雄大で美しい自然など、富山県の様々な魅力を国内外へ発信しました。



<大臣会合参加者>



<海洋ごみに関する議論>



<地元主催エクスカージョン>
(立山「雪の大谷」)



<環境省主催エクスカージョン>
(イタイイタイ病資料館)

富山物質循環フレームワーク（概要）

- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組み。

G7共通ビジョン

- 共通目標：地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現すること。
- このような社会は、雇用を産み、競争力を高め、グリーン成長を実現し得る、自然と調和した持続的な低炭素社会も実現するもの。

G7各国による野心的な行動

目標1

<資源効率性・3Rのための主導的な国内政策>

- 具体例：食品ロス・食品廃棄物対策
- 持続可能な開発目標を踏まえ、国内や地域での政策や計画策定など、食品ロス・食品廃棄物の最小化及び有効かつ安全な利用に向けた取組みを加速

目標2

<グローバルな資源効率性・3Rの促進>

- 具体例：電気電子廃棄物（E-Waste）の管理
- 違法取引を防止するため、国際的な協調行動を強化
- 適正な管理能力を有しない国から有する国への有害廃棄物の輸出は、環境と資源効率・資源循環に寄与

目標3

<着実かつ透明性のあるフォローアップ>

- 国内指標を検討
- ワークショップ等を通じて、本フレームワークをフォローアップ

食品ロス・食品廃棄物削減に向けた取組み

<食品ロス削減庁内プロジェクトチーム>

- 「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ部局横断で設置
- 食品ロス削減等に関する情報共有、連絡・調整など

- ★食品ロス・食品廃棄物の実態調査（事業部門、家庭部門）
- ★食品ロス削減にもつなげるレシピ作成

<食品ロス・食品廃棄物削減対策検討会>

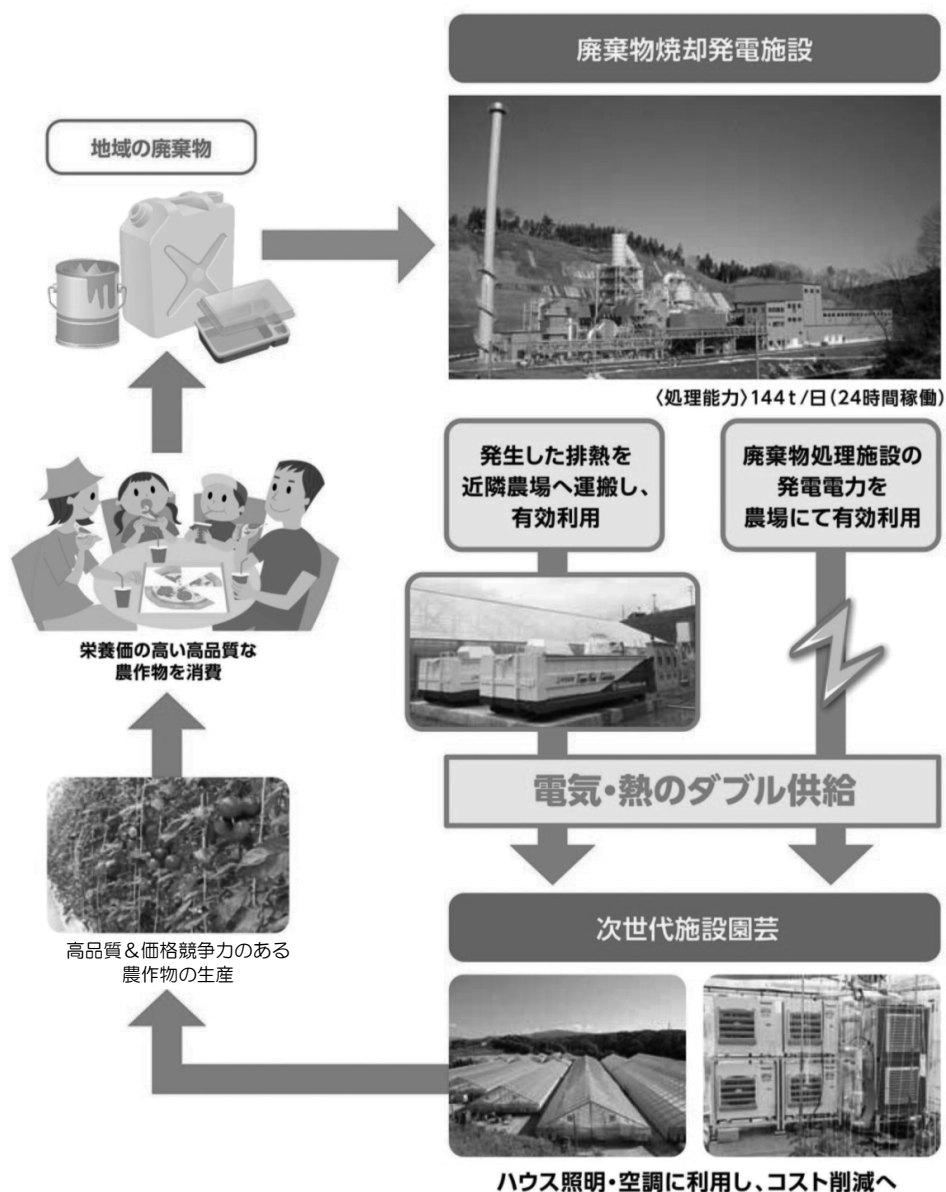
- 有識者、事業者、消費者の関係団体、市町村で構成
- 食品ロス等の削減に向けた具体的な取組みや課題等について検討

循環型社会づくりのための先進的な取組みの推進

循環型社会を実現していくため、県内では産学官が連携した様々な取組みが進められています。例えば、消費者や事業者、行政が一丸となって20年から始めた全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止の取組みは、現在では21県に拡大しています。また、法律に先駆けて市町村と連携しながら回収・再資源化の体制を整えた小型家電のリサイクルは、本県の取組みが評価され、25年4月からは小型家電リサイクル法が施行され、全国的な取組みとして拡大しています。

現在は、廃棄物の焼却エネルギーを電気や熱として有効利用する取組みも進んできており、例えば、これらを農業に活用し、高品質な農作物を生産する「富山スマートアグリ次世代施設園芸拠点」は、国内はもちろん海外からも注目されています。

〇地域の廃棄物から産まれるエネルギーを有効活用し、農作物を生産



地域資源エネルギーを有効活用した循環型農業モデル
 (富山スマートアグリ次世代施設園芸拠点整備協議会パンフレットより抜粋)

【 資 料 編 】

目 次

表-1	計画処理区域の状況	57
表-2	ごみ処理状況の推移	58
図-1	総人口とごみ総排出量の推移	58
表-3	資源化量及びリサイクル率の推移	59
表-4	ごみの収集状況	60
表-5	市町村別1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況(26年度)	61
表-6	ごみの収集形態別収集量(26年度)	62
表-7	ごみ処理の状況(26年度)	64
表-8	浄化槽設置数の推移	66
表-9	浄化槽構造別設置数	67
表-10	し尿処理状況の推移	68
表-11	し尿収集処理状況(26年度)	70
表-12	し尿の収集形態別収集量(26年度)	72
表-13	し尿処理状況(26年度)	74
図-2~16	し尿・浄化槽汚泥処理量の推移(市町村別)	76
表-14	条例の制定状況及び手数料(1)~(2)	80
表-15	廃棄物処理事業経費(26年度)	84
表-16	リサイクル認定一覧(27年度認定分)	85
表-17	市町村別分別収集量(27年度)	87
表-18	富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量	88
表-19	ごみの減量化、再生利用の取組み状況(27年度)	89
表-20	集団回収に対する報償金制度の実施状況	90
表-21	住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況	90
表-22	資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(1)~(3)	91

表－1 計画処理区域の状況

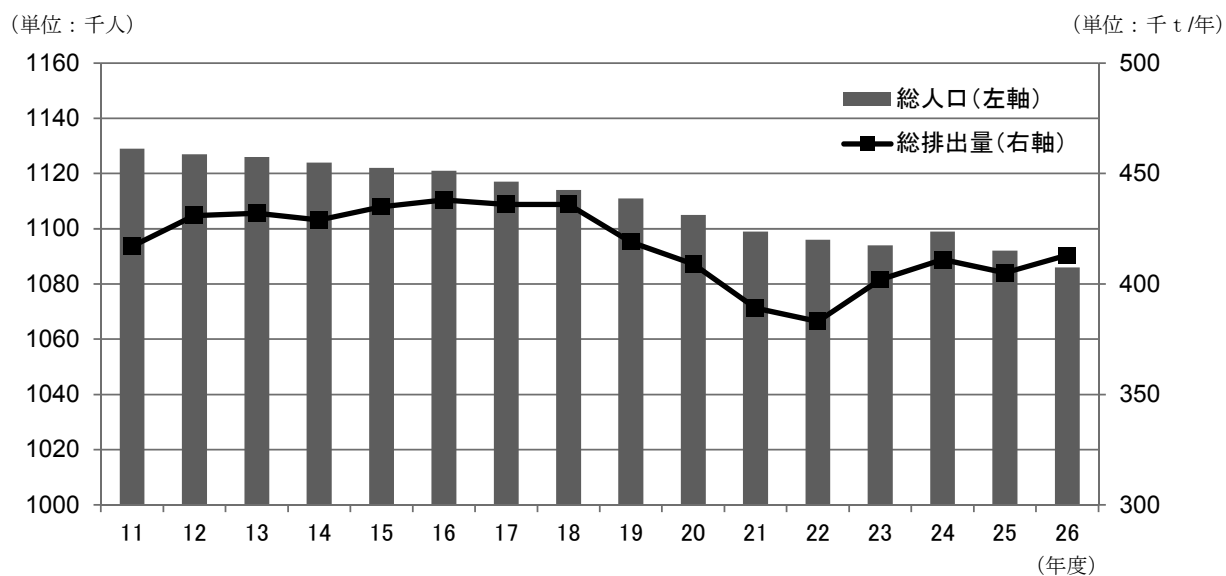
(26年10月1日現在)

市 町 村	人 口 (人)	世帯数 (世帯)
富 山 市	419,907	165,172
高 岡 市	175,957	63,402
魚 津 市	43,681	16,172
氷 見 市	50,805	17,195
滑 川 市	33,649	11,639
黒 部 市	42,181	14,994
砺 波 市	49,490	16,151
小 矢 部 市	31,173	9,654
南 砺 市	53,907	17,083
射 水 市	94,632	32,234
舟 橋 村	3,077	915
上 市 町	21,622	7,455
立 山 町	26,875	9,345
入 善 町	26,192	8,653
朝 日 町	13,167	4,602
合 計	1,086,315	394,666

表-2 ごみ処理

年度	総人口 (人)	総排出量 (t/年)	ごみ処理	
			計画収集量+直接搬入量	集団回収量
11	1,128,527	416,615	385,169	31,446
12	1,127,442	430,918	396,826	34,092
13	1,126,170	432,106	398,227	33,879
14	1,124,476	428,977	395,356	33,621
15	1,121,743	435,011	400,688	34,323
16	1,120,505	438,194	403,686	34,508
17	1,117,411	435,959	401,909	34,050
18	1,113,837	436,112	401,495	34,617
19	1,111,308	418,756	385,071	33,685
20	1,105,276	409,352	377,092	32,260
21	1,099,285	388,737	352,981	35,756
22	1,096,406	382,715	348,360	34,355
23	1,094,479	402,292	367,991	34,301
24	1,098,716	410,709	376,666	34,043
25	1,091,948	405,329	373,054	32,275
26	1,086,315	413,128	381,566	31,562

図-1 総人口とごみ総排出量の推移



状 況 の 推 移

焼却量 (t/年)	焼却率 (%)	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	埋立量 (t/年)
327,715	78.7	65,061	15.6	60,644
333,988	77.5	70,858	16.4	61,715
327,953	75.9	76,655	17.8	61,631
325,889	76.0	77,209	18.0	57,040
328,644	75.5	80,785	18.6	55,389
331,375	75.6	82,804	18.9	56,345
328,033	75.2	84,205	19.3	54,573
324,853	74.5	87,473	20.1	55,279
313,670	74.9	86,616	20.7	48,677
307,690	75.2	85,595	20.9	44,967
297,729	76.6	79,676	20.5	43,494
296,554	77.5	78,335	20.5	39,257
300,750	74.8	94,602	23.5	36,714
312,602	76.1	93,524	22.8	37,300
311,695	76.9	90,087	22.2	37,222
311,371	75.4	99,032	24.0	33,764

表－３ 資源化量及びリサイクル率の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
直接資源化量 ＋ 中間処理後再資源化量 (t)	52,856	52,931	53,335	43,920	43,980	60,301 (16,743)	59,481 (18,346)	57,812 (18,982)	67,470 (31,779)
集団回収量(t)	34,617	33,685	32,260	35,756	34,355	34,301	34,043	32,275	31,562
計 (t)	87,473	86,616	85,595	79,676	78,335	94,602	93,524	90,087	99,032
リサイクル率(%)	20.1	20.7	20.9	20.5	20.5	23.5	22.8	22.2	24.0

※ () 内は直接資源化量と中間処理後再資源化量の合計のうち、民間許可業者による資源化量

表-4 ごみの収集状況

市町村名	可燃ごみ 収集回数 (回/週)	不燃ごみ (粗大ごみ) 収集回数 (回/月)	資源ごみ					
			古紙	紙製容器包装	缶	ビン	ペットボトル	容器包装プラ
			収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)
富山市	2	2	1	1	2	2	富山、婦中地域：なし 山田、細入地域：1 大山、八尾地域：2 大沢野地域：4	4
高岡市	2	2	2	2	2	2	2	2
魚津市	2	4	なし	2	1	1	2	2
氷見市	2	2	1	1	1	1	なし	2
滑川市	2	1	1	2	2	2	2	2
黒部市	2	3	2	2	2	2	2	2
砺波市	2	1	なし	1	1	1	1	2
小矢部市	2	1	1	1	1	1	1	1
南砺市	2	2	なし	1	1	1	1	2
射水市	2	2	なし	2	1	1	1	1
舟橋村	3	2	1	1	2	2	1	4
上市町	2	2	2	2	2	2	なし	4
立山町	2	1回/2月	なし	4	1	1	1	4
入善町	3	3	なし	1	1	1	1	1
朝日町	3	5	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	なし	4~11月：2回 12~3月：1回

表－5 市町村別 1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況(26年度)

区分 市町村別	人 口 (人)	排出量			1人1日当たり排出量			再生利用量			リサイクル率 ※ (%)	最終処分量 (t/年)
		生活系	事業系	生活系	事業系	資源化量	集団回収量					
								(t/年)		(g/人・日)		
富山市	419,907	164,649	113,544	51,105	1,074	741	333	40,351	25,125	15,226	24.5	12,067
高岡市	175,957	64,427	40,121	24,306	1,003	625	378	13,973	8,987	4,986	21.6	6,539
魚津市	43,681	17,585	12,687	4,898	1,103	796	307	3,619	2,800	819	20.6	1,560
氷見市	50,805	17,922	11,424	6,498	966	616	350	4,001	2,782	1,219	22.3	2,663
滑川市	33,649	13,433	9,470	3,963	1,094	771	323	3,065	2,304	761	22.8	954
黒部市	42,181	16,944	12,507	4,437	1,101	812	288	3,882	3,466	416	22.9	1,472
砺波市	49,490	16,382	10,021	6,361	907	555	352	2,827	1,778	1,049	17.3	1,715
小矢部市	31,173	9,022	6,409	2,613	793	563	230	1,695	1,273	422	19.0	1,132
南砺市	53,907	15,987	11,622	4,365	813	591	222	4,569	3,570	999	28.7	632
射水市	94,632	38,345	23,452	14,893	1,110	679	431	12,272	8,467	3,805	31.8	1,672
舟橋村	3,077	1,062	846	216	946	753	192	163	163	0	15.3	91
上市町	21,622	8,609	6,135	2,474	1,091	777	313	1,837	1,641	196	21.3	725
立山町	26,875	12,156	7,451	4,705	1,239	760	480	3,692	2,651	1,041	30.4	1,020
入善町	26,192	11,221	9,402	1,819	1,174	983	190	2,253	1,696	557	20.1	1,002
朝日町	13,167	5,384	4,624	760	1,120	962	158	833	766	66	15.4	520
県全体	1,086,315	413,128	279,715	133,413	1,042	705	336	99,032	67,470	31,562	24.0	33,764

※リサイクル率は、p8の計算式により算出される。

表-6 ごみの収集

市町村名	可燃ごみ				不燃ごみ				資源ごみ			
	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計
富山市	49,254	33,755	39,354	122,363	3,054	2,092	0	5,146	3,402	6,131	11,242	20,775
高岡市	12,763	14,924	16,738	44,425	120	555	0	675	834	5,084	0	5,918
魚津市	0	7,669	3,523	11,192	0	2,010	479	2,489	0	1,447	0	1,447
氷見市	0	7,837	4,455	12,292	0	539	302	841	0	1,440	12	1,452
滑川市	0	6,949	2,212	9,161	0	419	0	419	0	1,055	0	1,055
黒部市	0	8,113	2,178	10,291	0	1,863	402	2,265	0	1,331	0	1,331
砺波市	0	7,196	5,324	12,520	0	290	0	290	0	425	0	425
小矢部市	0	4,338	2,043	6,381	0	717	0	717	0	479	0	479
南砺市	0	7,893	2,661	10,554	0	291	0	291	0	658	17	675
射水市	0	16,564	0	16,564	0	1,130	0	1,130	0	1,120	0	1,120
舟橋村	0	610	98	708	0	28	0	28	0	129	0	129
上市町	0	4,480	2,125	6,605	0	222	78	300	0	1,177	0	1,177
立山町	0	5,671	2,740	8,411	0	20	0	20	0	682	0	682
入善町	0	5,905	761	6,666	0	894	149	1,043	0	943	0	943
朝日町	0	2,943	378	3,321	0	449	63	512	0	481	0	481
合計	62,017	134,847	84,590	281,454	3,174	11,519	1,473	16,166	4,236	22,582	11,271	38,089

形態別収集量 (26年度)

(単位：t/年)

粗大ごみ				その他				収集総量				直接搬入 ごみ	自家 処理量
直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計		
0	0	0	0	365	5	0	370	56,075	41,983	50,596	148,654	769	0
0	0	0	0	0	0	0	0	13,717	20,563	16,738	51,018	8,423	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,126	4,002	15,128	1,638	0
0	174	0	174	0	0	0	0	0	9,990	4,769	14,759	1,944	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,423	2,212	10,635	2,037	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,307	2,580	13,887	2,641	0
0	0	0	0	0	6	0	6	0	7,917	5,324	13,241	2,092	0
0	0	0	0	0	16	0	16	0	5,550	2,043	7,593	1,007	0
0	0	0	0	0	7	0	7	0	8,849	2,678	11,527	3,461	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,814	0	18,814	15,726	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	767	98	865	197	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,879	2,203	8,082	331	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,373	2,740	9,113	2,002	0
0	477	47	524	0	0	0	0	0	8,219	957	9,176	1,488	0
0	224	33	257	0	0	0	0	0	4,097	474	4,541	747	0
0	875	80	955	365	34	0	399	69,792	169,857	97,414	337,063	44,503	0

表-7 ごみ処理の

市 町 村 一部事務組合	処理量(直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)													
	合計	直 接 焼却量	焼却以外の中間処理量(粗大ごみ処理施設+資源化 等を行う施設+ごみ燃料化施設+その他の施設)						直接最終 処 分 量	直接資源化量(紙類+金属類+ガラス類+ペットボトル+ プラスチック類+その他)				
			合計	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	ご み 燃 料 化 施 設	そ の 他 の 施 設	合計		紙類	金属類	ガラス類	ペット ボトル	
														(t)
高 岡 市	59,558	48,079	10,079	5,088	2,311	2,680	0	1,400	0	0	0	0	0	
氷 見 市	16,731	12,670	2,985	885	1,715	385	0	532	544	479	65	0	0	
小 矢 部 市	8,522	6,666	980	0	942	22	16	376	500	63	30	139	44	
射 水 市	34,746	26,659	8,087	1,758	4,203	2,126	0	0	0	0	0	0	0	
富山地区広域圏	182,560	149,479	26,089	5,826	10,471	9,792	0	366	6,626	2,863	132	159	642	
富 山 市	149,309	123,132	21,469	5,146	9,192	7,131	0	366	4,342	1,308	0	0	543	
滑 川 市	12,661	10,307	1,588	419	481	688	0	0	766	552	0	0	66	
舟 橋 村	1,062	916	36	7	29	0	0	0	110	86	0	0	2	
上 市 町	8,413	6,713	903	172	586	145	0	0	797	768	0	0	0	
立 山 町	11,115	8,411	2,093	82	183	1,828	0	0	611	149	132	159	31	
新川広域圏	49,288	34,490	10,566	6,799	893	2,874	0	30	4,202	2,668	231	672	203	
魚 津 市	16,765	11,717	3,601	2,513	467	621	0	0	1,447	902	87	207	78	
黒 部 市	16,528	10,976	4,204	2,315	271	1,618	0	17	1,331	949	69	194	53	
入 善 町	10,664	7,942	1,778	1,194	116	468	0	1	943	499	54	190	51	
朝 日 町	5,331	3,855	983	777	39	167	0	12	481	318	21	81	21	
砺波広域圏	30,251	23,892	5,842	1,277	3,493	1,068	4	54	463	136	0	156	39	
砺 波 市	15,334	12,799	2,481	934	1,089	458	0	54	0	0	0	0	0	
南 砺 市	14,917	11,093	3,361	343	2,404	610	4	0	463	136	0	156	39	
合 計	381,656	301,935	64,628	21,633	24,028	18,947	20	2,758	12,335	6,209	458	1,126	928	

※ 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

※ 「資源化等を行う施設」には、ごみ堆肥化施設、飼料化施設、メタン化施設及びその他の資源化等を行う施設が含まれる。

状 況 （ 26 年 度 ）

			焼却処理量(直接焼却量+焼却施設 以外の中間処理施設からの搬入量)					最終処分量(直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の 中間処理施設からの残渣量)								
			合計 (t)	直 接 焼却量 (t)	焼却処理以外の中間 処理施設からの搬入量			合計 (t)	直接最終 処 分 量 (t)	焼 却 残 渣 量 (t)	焼却以外の中間処理施設からの残渣量					
プラスチック類 (白色/含む) (t)	布類 (t)	その他 (t)			粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)				合計 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 (t)	ご み 燃料化 施 設 (t)	その他の 施 設 (t)	
			0	0				0	48,921	48,079						809
0	0	0	12,689	12,670	0	19	0	2,663	532	1,403	728	719	9	0	0	
189	0	35	6,666	6,666	0	0	0	1,132	376	614	142	0	142	0	0	
0	0	0	27,389	26,659	730	0	0	1,672	0	1,138	534	534	0	0	0	
2,753	54	23	151,846	149,479	2,367	0	0	14,857	366	13,057	1,434	1,426	8	0	0	
2,491	0	0	125,229	123,132	2,097	0	0	12,067	366	10,444	1,257	1,257	0	0	0	
122	26	0	10,476	10,307	169	0	0	954	0	853	101	101	0	0	0	
22	0	0	916	916	0	0	0	91	0	84	7	7	0	0	0	
0	28	1	6,781	6,713	68	0	0	725	0	676	49	41	8	0	0	
118	0	22	8,444	8,411	33	0	0	1,020	0	1,000	20	20	0	0	0	
323	0	104	39,384	34,490	4,894	0	0	4,554	30	3,508	1,016	1,016	0	0	0	
132	0	41	13,618	11,717	1,901	0	0	1,560	0	1,204	356	356	0	0	0	
66	0	0	12,728	10,976	1,752	0	0	1,472	17	1,129	326	326	0	0	0	
109	0	40	8,594	7,942	652	0	0	1,002	1	776	225	225	0	0	0	
17	0	23	4,444	3,855	589	0	0	520	12	399	109	109	0	0	0	
132	0	0	24,476	23,892	584	0	0	2,347	54	1,915	378	369	5	0	0	
0	0	0	13,230	12,799	431	0	0	1,715	54	1,384	277	273	4	0	0	
132	0	0	11,246	11,093	153	0	0	632	0	531	101	96	1	0	4	
3,398	54	162	311,371	301,935	9,384	52	0	33,764	2,758	26,669	4,337	4,169	164	0	4	

表－8 浄化槽設置数の推移

① 浄化槽設置状況

(単位：基)

管 轄	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
新 川	14,214	14,602	14,837	14,631	12,536	12,581	12,029	11,724	11,239	10,797	10,111	9,584	9,095	7,418	7,196	6,680	6,410
魚 津	5,738	5,736	5,542	5,381	5,196	5,084	4,747	4,551	4,289	4,121	3,940	3,812	3,578	3,235	2,973	2,869	2,704
中 部	12,793	12,766	12,559	12,298	12,131	12,043	11,870	11,379	11,194	11,012	10,514	10,207	9,699	8,645	7,774	7,234	6,730
射 水	10,106	10,028	9,523	8,977	8,461	8,526	7,657	7,665	7,269	6,980	6,653	6,456	4,270	4,052	3,859	3,453	2,804
氷 見	4,535	4,536	4,515	4,401	4,304	4,181	3,973	3,923	3,830	3,782	3,779	3,681	3,676	3,494	3,371	3,443	3,422
砺 波	12,085	11,920	11,675	11,868	11,619	10,684	10,520	10,430	10,291	8,477	8,364	8,181	8,194	7,998	7,488	7,161	6,892
小 矢 部	6,242	6,313	6,327	6,109	6,049	6,001	5,369	3,789	3,990	3,757	3,725	3,716	3,609	3,683	3,594	3,543	3,485
高 岡 市	13,411	12,949	12,542	11,941	11,557	11,147	10,412	11,610	10,712	10,331	9,913	9,188	8,387	8,077	7,618	7,344	6,985
富 山 市	32,318	31,697	30,949	29,410	28,645	27,927	26,093	22,872	21,279	20,281	19,919	19,421	16,068	14,769	13,562	12,216	11,361
合 計	111,442	110,547	108,469	105,016	100,498	98,174	92,670	87,943	84,093	79,538	76,918	74,246	66,566	61,371	57,435	53,943	50,793

② 浄化槽設置整備事業の状況

(単位：基)

市町村名	S63~H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
富山市	1,004	166	183	117	64	77	65	26	21	23	21	23	23	13	7	13	10	8	1,864
高岡市	483	46	61	90	47	74	53	50	57	39	36	28	18	20	22	5	7	11	1,147
魚津市	369	46	49	70	22	15	18	18	15	7	11	13	13	6	5	8	2	1	688
氷見市	242	47	63	92	62	69	80	83	63	73	94	77	94	69	61	96	75	49	1,489
滑川市	356	74	99	111	64	63	58	49	41	48	31	13	11	8	4	8	5	5	1,048
黒部市	159	46	61	30	33	24	31	26	15	12	14	18	14	16	9	5	5	8	526
砺波市	41	27	72	81	57	87	61	64	76	60	46	48	61	53	46	46	24	27	977
小矢部市	112	38	68	80	38	48	36	31	34	21	36	31	30	18	22	31	28	29	731
南砺市	7	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
射水市	34	2	-	2	5	10	4	6	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	66
上井町	-	-	3	2	3	3	4	1	2	1	2	-	1	2	1	1	-	1	27
立山町	-	-	-	-	-	11	9	6	5	10	4	4	4	8	4	4	4	3	76
入善町	229	31	56	73	28	42	30	21	9	9	8	-	-	-	-	-	-	-	536
朝日町	229	20	48	62	23	35	37	31	25	31	27	18	12	15	17	11	7	9	657
計	3,265	543	763	810	446	560	486	412	363	334	330	273	283	229	198	228	167	151	9,841

※ 富山市は旧富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町のデータの合計である。

高岡市は旧高岡市、福岡町のデータの合計である。

砺波市は旧砺波市、庄川町のデータの合計である。

南砺市は旧城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町のデータの合計である。

射水市は旧新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村のデータの合計である。

表－9 浄化槽構造別設置数

(27年3月31日現在)

区 分		人 槽	合計	設置数													
				5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～
単 独 処 理	新 構 造	分離接触ばっ気	23,996	22,049	1,810	125	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
		分離ばっ気	2,635	2,519	93	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	26,631	24,568	1,903	147	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	旧 構 造	腐敗型	2,366	1,969		334	39	15	7	1	1	0	0	0	0	0	
		ばっ気型	8,156	7,701		441	10	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	3	0		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	10,525	9,670		777	50	17	9	1	1	0	0	0	0	0	
	合 計		37,156	34,238		2,827	61	19	9	1	1	0	0	0	0	0	
	合 併 処 理	新 構 造	分離接触ばっ気	241	16	70	154	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			嫌気ろ床接触ばっ気	4,253	4,162	62	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			脱窒ろ床接触ばっ気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回転板接触			5		0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	
接触ばっ気			750		0	0	285	221	114	72	41	15	1	0	1	0	
散水ろ床			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長時間ばっ気			42		0	0	0	1	8	2	17	11	0	2	1	0	
標準活性汚泥			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
接触ばっ気・ろ過			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
凝集分離			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
接触ばっ気・活性炭			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
凝集分離・活性炭			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
硝化液循環			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三次処理脱窒・脱磷		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他 (大臣認定型)		8,309	7,330	300	445	57	43	23	29	32	40	8	2	0	0		
計		13,600	11,940	628	343	267	145	104	92	66	9	4	2	0	0		
旧 構 造		散水ろ床	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	活性汚泥	35		0	1	10	8	8	4	3	0	0	1	0			
	その他	2		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0			
	計	37		0	1	10	8	9	5	3	0	0	1	0			
合 計		13,637	11,940		972	277	153	113	97	69	9	4	3	0			
総 計		50,793	46,178		3,799	338	172	122	98	70	9	4	3	0			

表-10 し尿処理

年度	総人口 (人)	計画収集人口 (人)	水洗便所			区域内 排出量 (kℓ/年)	計
			浄化槽基数	浄化槽等人口 (人)	下水道人口 (人)		し尿処理 施設
55	1,109,666	592,042	50,917	204,164	131,868	402,016	307,231
56	1,122,921	592,378	56,324	219,528	142,418	405,499	323,038
57	1,115,955	566,571	61,343	244,677	149,481	401,912	319,343
58	1,118,955	564,659	65,722	253,760	160,886	398,310	322,034
59	1,121,712	569,494	70,403	277,844	162,552	403,577	329,275
60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	400,703	333,302
61	1,125,398	525,635	82,048	333,669	174,375	397,535	335,763
62	1,126,006	515,379	87,297	348,031	182,728	388,507	331,975
63	1,125,623	493,140	93,390	370,091	195,317	402,003	343,606
元	1,124,417	472,389	98,733	379,490	210,201	394,789	339,431
2	1,124,897	455,808	102,817	394,120	223,657	380,138	330,183
3	1,124,575	438,726	105,885	397,673	243,094	384,043	335,769
4	1,124,197	392,984	108,286	417,860	274,619	375,682	330,498
5	1,124,048	365,941	111,343	434,917	291,518	383,627	326,296
6	1,126,062	345,313	113,454	440,474	315,455	356,932	318,705
7	1,128,148	309,508	115,678	453,919	346,306	347,920	314,117
8	1,127,948	285,270	113,417	440,569	373,093	341,582	304,109
9	1,128,715	258,516	114,144	443,220	409,895	332,556	298,996
10	1,128,633	227,871	111,442	425,022	460,179	319,475	288,095
11	1,128,527	199,982	110,547	414,456	501,123	296,424	269,610
12	1,127,442	179,259	108,469	406,957	531,458	286,199	261,153
13	1,126,170	165,744	105,016	380,278	573,037	285,070	251,618
14	1,124,476	143,628	100,498	375,922	600,714	259,246	237,877
15	1,121,743	125,147	98,174	356,439	637,480	251,631	230,298
16	1,120,505	108,605	92,670	339,171	671,478	233,164	213,690
17	1,117,411	95,562	87,943	303,902	717,253	218,799	201,048
18	1,113,837	88,829	84,093	294,983	729,455	210,973	194,316
19	1,111,308	75,846	79,538	298,579	736,393	197,636	180,526
20	1,105,276	63,473	76,918	277,594	763,830	186,387	170,775
21	1,099,285	76,297	74,246	246,919	775,897	172,164	158,629
22	1,096,406	67,388	66,566	234,946	793,949	159,105	117,246
23	1,094,479	60,323	61,371	227,332	806,728	150,714	115,077
24	1,098,716	49,989	57,435	226,230	822,415	141,517	107,443
25	1,091,948	46,273	53,943	215,924	829,751	135,965	102,077
26	1,086,315	42,937	50,793	204,419	838,959	128,048	95,423

状 況 の 推 移

画 処 理 内 訳 (kℓ / 年)				計画処理 区域内自 家処理量 (kℓ /年)	衛 生 処 理 率 (%)	日排出量 (kℓ /日)	1人1日排出量 (ℓ /人・日)	
下水道マン ホール投入	農地還元	その他	計				し 尿	浄 化 槽 汚 泥
6,552	-	-	313,783	88,233	84	1,101	1.22	0.79
9,069	-	-	332,107	73,392	86	1,111	1.25	0.80
9,000	-	-	328,343	73,569	86	1,101	1.25	0.83
9,755	26	-	331,815	66,495	88	1,091	1.27	0.78
12,533	33	-	341,841	61,736	90	1,106	1.28	0.84
14,352	205	-	347,859	52,844	91	1,098	1.34	0.76
15,556	12	-	351,331	46,204	92	1,089	1.33	0.80
15,711	-	-	347,686	40,821	93	1,064	1.33	0.78
24,062	-	-	367,668	34,335	94	1,101	1.43	0.80
24,131	-	-	363,562	31,227	94	1,082	1.43	0.84
24,606	-	-	354,789	25,349	95	1,041	1.42	0.81
26,059	-	-	361,828	22,215	96	1,049	1.47	0.86
25,164	-	-	355,662	20,020	97	1,029	1.57	0.85
25,699	-	-	351,955	16,990	97	1,051	1.65	0.81
25,229	-	-	343,934	12,998	98	978	1.64	0.84
24,207	-	-	338,324	9,596	98	953	1.77	0.82
24,461	-	2,819	331,389	10,193	98	936	1.79	0.89
23,248	-	-	322,244	10,312	99	911	1.85	0.91
22,209	-	-	310,304	9,171	99	875	1.95	0.94
19,426	-	-	289,036	7,388	99	812	1.95	0.96
19,511	1	-	280,665	5,534	99	784	1.96	1.01
18,164	-	-	269,782	15,288	99	781	1.93	1.17
17,986	-	-	255,863	3,383	99	710	2.04	1.09
19,322	-	-	249,620	2,011	99	688	2.11	1.18
18,062	-	-	231,752	1,412	99	639	2.17	1.18
16,994	-	-	218,042	757	99	599	2.28	1.25
16,080	-	-	210,396	577	99	578	2.33	1.25
16,561	-	-	197,087	549	99	540	2.32	1.21
15,126	-	-	185,901	486	99	511	2.48	1.26
13,272	-	-	171,901	263	99	472	1.91	1.32
41,665	-	-	158,911	194	99	436	1.91	1.31
35,544	-	-	150,621	93	99	413	1.97	1.29
33,998	-	-	141,441	76	99	388	2.16	1.23
33,888	-	-	135,965	0	100	373	2.19	1.26
32,526	-	-	127,949	0	100	351	1.97	1.30

表-11 し尿

市町村名	計画処理 区域人口	計画処理区域人口内訳(人)					
		水洗化人口			非水洗化人口		
		下水道人口	浄化槽等人口	計	計画収集人口	自家処理人口	計
富山市	419,907	362,212	52,188	414,400	5,507	0	5,507
高岡市	175,957	148,446	17,186	165,632	10,325	0	10,325
魚津市	43,681	28,264	12,731	40,995	2,686	0	2,686
氷見市	50,805	36,647	8,538	45,185	5,620	0	5,620
滑川市	33,649	19,884	11,450	31,334	2,315	0	2,315
黒部市	42,181	23,254	17,920	41,174	1,007	0	1,007
砺波市	49,490	27,146	18,727	45,873	3,617	0	3,617
小矢部市	31,173	17,329	11,919	29,248	1,925	0	1,925
南砺市	53,907	41,215	10,684	51,899	2,008	0	2,008
射水市	94,632	75,036	17,917	92,953	1,679	0	1,679
舟橋村	3,077	3,065	7	3,072	5	0	5
上市町	21,622	15,227	4,548	19,775	1,847	0	1,847
立山町	26,875	19,580	5,774	25,354	1,521	0	1,521
入善町	26,192	15,334	9,432	24,766	1,426	0	1,426
朝日町	13,167	6,320	5,398	11,718	1,449	0	1,449
合計	1,086,315	838,959	204,419	1,043,378	42,937	0	42,937

収 集 処 理 状 況 (26 年度)

汲み取りし尿の処理体制			浄化槽汚泥の処理体制				し尿・浄化槽汚泥の処理方法				手 数 料						
収集・運搬			中間処理		収集・運搬			中間処理		汚泥の処理方法				有無		算定方式	
直営	委託	許可	直営	組合	直営	委託	許可	直営	組合	処 理 設 施	下 水 道 投 入	前 後 投 入	有	無	従 量	定 額	
	○	○		○			○	○	○	○			○		○		
	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○		○		
	○			○			○		○		○		○		○		
	○		○			○		○		○			○		○		
	○			○			○		○		○		○		○		
	○			○			○		○	○			○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
	○			○			○		○	○			○		○		
	○			○		○			○	○			○		○		
	○		○			○		○		○			○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
		○		○			○		○	○			○		○		
	○			○			○		○		○		○		○		
	○			○	○				○		○		○		○		
	11	6	3	13	1	3	11	4	13	11	5		15		15		

表-12 し尿の

市町村名	し尿 (kℓ /年)					浄化槽	
	収集形態別収集量				自家 処理量	収集形態	
	収集総量	直 営	委 託	許 可		収集総量	直 営
富山市	6,738	0	3,660	3,078	0	26,240	0
高岡市	3,451	0	366	3,085	0	12,339	0
魚津市	2,059	0	2,059	0	0	6,875	0
氷見市	3,140	0	3,140	0	0	6,581	0
滑川市	1,164	0	1,164	0	0	6,040	0
黒部市	1,142	0	1,142	0	0	8,344	0
砺波市	1,882	0	0	1,882	0	7,574	0
小矢部市	1,871	0	1,871	0	0	4,122	0
南砺市	1,474	0	1,474	0	0	1,817	0
射水市	2,004	0	2,004	0	0	8,356	0
舟橋村	6	0	0	6	0	12	0
上市町	1,781	0	0	1,781	0	1,952	0
立山町	1,398	0	0	1,398	0	3,444	0
入善町	1,267	0	1,267	0	0	1,930	0
朝日町	1,515	0	1,515	0	0	1,530	1,530
合 計	30,892	0	19,662	11,230	0	97,156	1,530

収 集 形 態 別 収 集 量 (26 年 度)

汚 泥 (k θ /年)			計 (k θ /年)				
別 収 集 量		自 家 処 理 量	収 集 形 態 別 収 集 量				自 家 処 理 量
委 託	許 可		収 集 総 量	直 営	委 託	許 可	
0	26,240	0	32,978	0	3,660	29,318	0
0	12,339	0	15,790	0	366	15,424	0
0	6,875	0	8,934	0	2,059	6,875	0
6,581	0	0	9,721	0	9,721	0	0
0	6,040	0	7,204	0	1,164	6,040	0
0	8,344	0	9,486	0	1,142	8,344	0
0	7,574	0	9,456	0	0	9,456	0
0	4,122	0	5,993	0	1,871	4,122	0
1,817	0	0	3,291	0	3,291	0	0
8,356	0	0	10,360	0	10,360	0	0
0	12	0	18	0	0	18	0
0	1,952	0	3,733	0	0	3,733	0
0	3,444	0	4,842	0	0	4,842	0
0	1,930	0	3,197	0	1,267	1,930	0
0	0	0	3,045	1,530	1,515	0	0
16,754	78,872	0	128,048	1,530	36,416	90,102	0

表-13 し尿処理

市 町 村 一 部 事 務 組 合	し 尿 (kℓ /年)			浄 化 槽	
	し尿処理施設	下水道投入	合 計	し尿処理施設	下水道投入
富 山 市	0	0	0	18,851	0
高 岡 市	3,076	0	3,076	0	10,660
氷 見 市	3,140	0	3,140	6,581	0
射 水 市	2,004	0	2,004	8,356	0
新 川 広 域 圏	1,267	4,716	5,983	1,530	17,150
魚 津 市	0	2,059	2,059	0	6,875
黒 部 市	0	1,142	1,142	0	8,344
入 善 町	1,267	0	1,267	0	1,931
朝 日 町	0	1,515	1,515	1,530	0
富山地区広域圏事務組合 (富山地区広域圏衛生センター)	11,087	0	11,087	18,837	0
富 山 市	6,738	0	6,738	7,389	0
滑 川 市	1,164	0	1,164	6,040	0
舟 橋 村	6	0	6	12	0
上 市 町	1,781	0	1,781	1,952	0
立 山 町	1,398	0	1,398	3,444	0
砺波地方衛生施設組合	5,602	0	5,602	15,092	0
高 岡 市	375	0	375	1,579	0
砺 波 市	1,882	0	1,882	7,574	0
小 矢 部 市	1,871	0	1,871	4,122	0
南 砺 市	1,474	0	1,474	1,817	0
合 計	26,176	4,716	30,892	69,247	27,810

状 況(26年度)

汚 泥 (k θ /年)		計 (k θ /年)			
農地還元	合 計	し尿処理施設	下水道投入	農地還元	合 計
0	18,851	18,851	0	0	18,851
0	10,660	3,076	10,660	0	13,736
0	6,581	9,721	0	0	9,721
0	8,356	10,360	0	0	10,360
0	18,680	2,797	21,866	0	24,663
0	6,875	0	8,934	0	8,934
0	8,344	0	9,486	0	9,486
0	1,931	1,267	1,931	0	3,198
0	1,530	1,530	1,515	0	3,045
0	18,837	29,924	0	0	29,924
0	7,389	14,127	0	0	14,127
0	6,040	7,204	0	0	7,204
0	12	18	0	0	18
0	1,952	3,733	0	0	3,733
0	3,444	4,842	0	0	4,842
0	15,092	20,694	0	0	20,694
0	1,579	1,954	0	0	1,954
0	7,574	9,456	0	0	9,456
0	4,122	5,993	0	0	5,993
0	1,817	3,291	0	0	3,291
0	97,057	95,423	32,526	0	127,949

図-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（富山市）

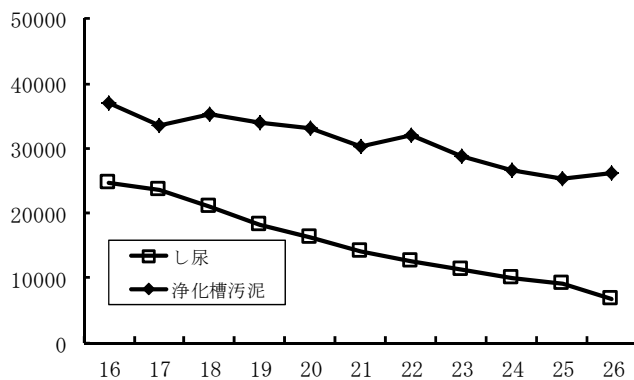


図-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（高岡市）

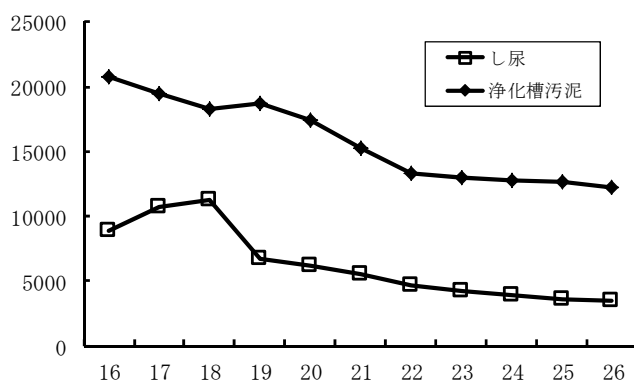


図-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（魚津市）

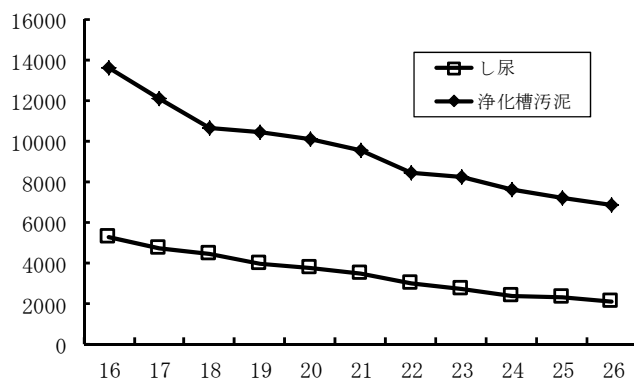


図-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（氷見市）

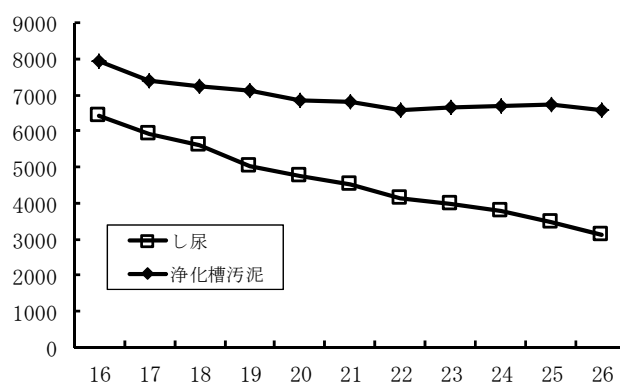


図-6 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（滑川市）

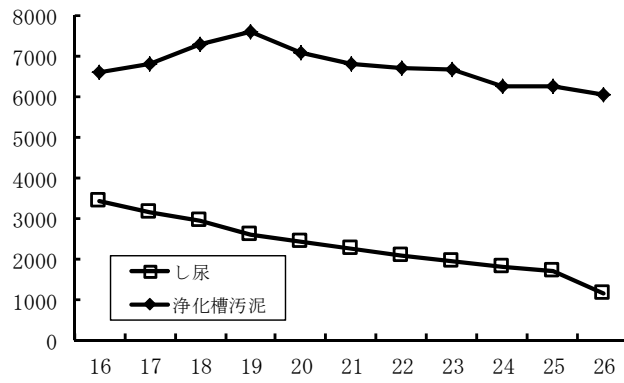


図-7 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（黒部市）

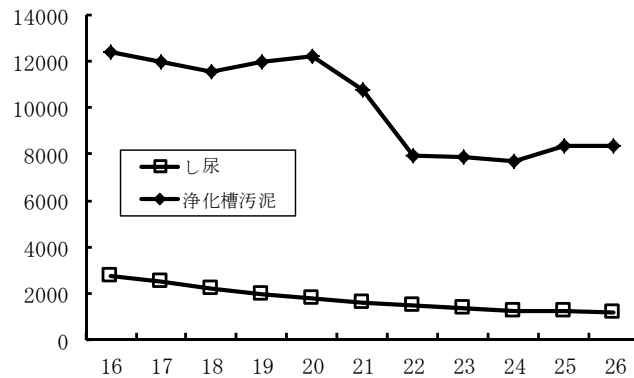


図-8 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（砺波市）

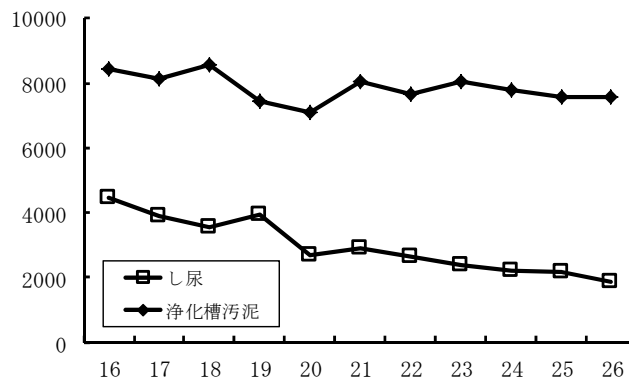


図-9 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（小矢部市）

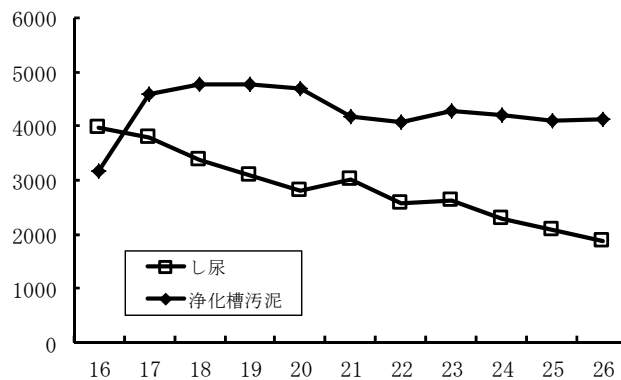


図-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（南砺市）

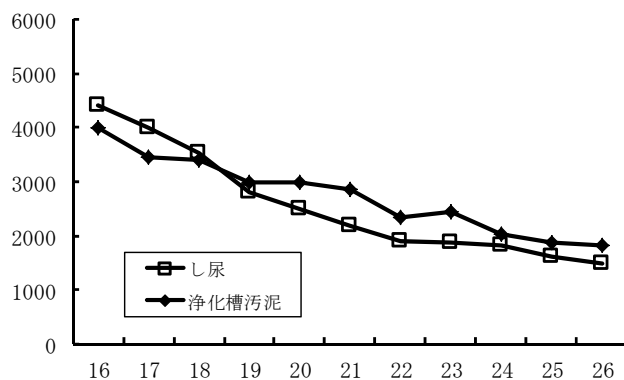


図-11 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（射水市）

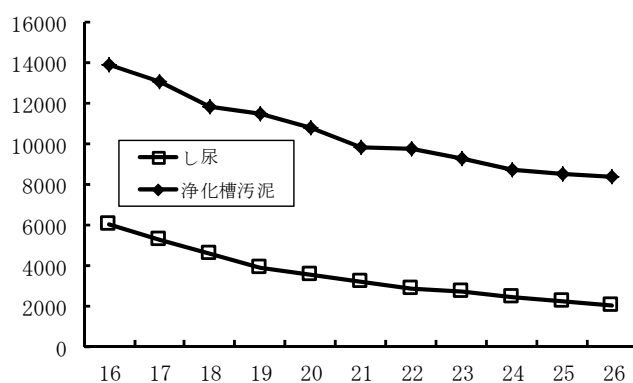


図-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（舟橋村）

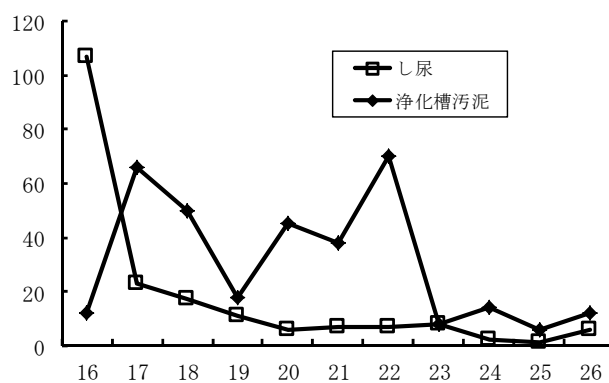


図-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（上市町）

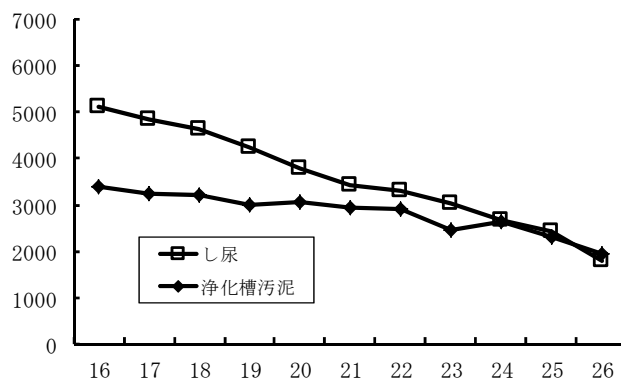


図-14 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（立山町）

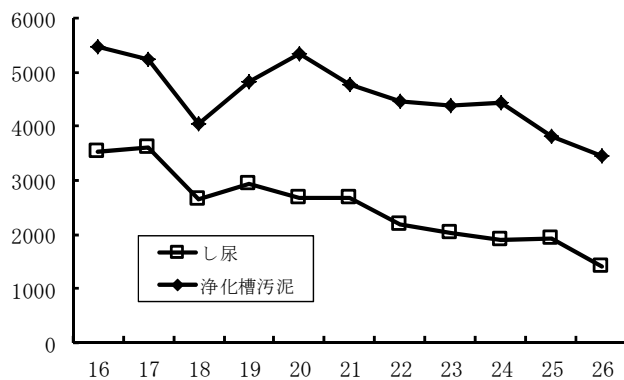


図-15 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（入善町）

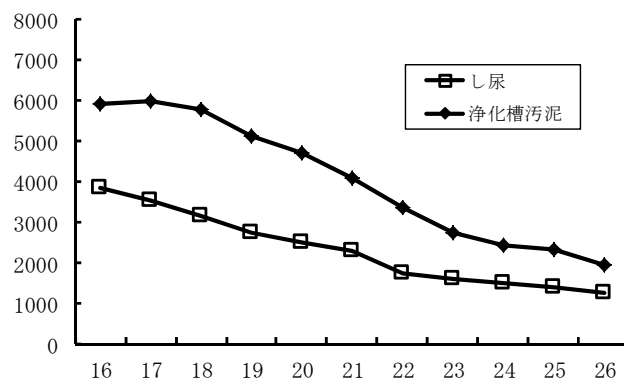


図-16 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（朝日町）

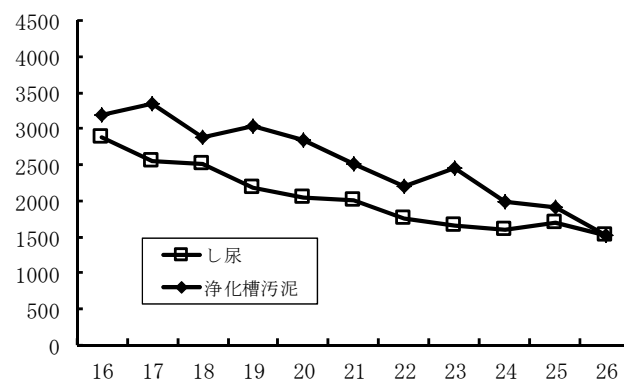


表-14 条例の制定状況

市町村	条例		ご			
	制定年月日	最近改正年月日	収集運搬及び処分の手数料			
			一般家庭	可燃ごみ (事業系)	不燃・粗大ごみ (事業系)	動物死体等
富山市	17. 4. 1	26. 4. 1		※		
高岡市	17.11. 1	26.10. 1	可 30円/450 袋 可 20円/200 〃 可 10円/100 〃	事業系収集 120円/450 袋	※	収集処理 2,160円/体 持込処理 300円/体
魚津市	7. 3.22	26. 3.24	可不18円/450 袋 可不13円/200 〃 可不 8円/100 〃 可不処理券20円/枚	※		1,050円/体
氷見市	17. 3.18	26. 3.26	可 30円/450 袋 可 20円/200 〃 可 10円/100 〃	※		320円/体
滑川市	7. 3.27	26. 4. 1		※		
黒部市	18. 3.31	27. 3.19	可不18円/450 袋 可不13円/200 〃 可不 8円/100 〃 可不処理券20円/枚	※		1,000円/体

※ 許可業者が収集（有料）

況 及 び 手 数 料 (1)

(28年4月1日現在)

み			し				
持ち込み手数料			一般家庭 収集手数料	収集業者受取分		し尿処理場手数料	
焼却	埋立	不燃ごみ 粗大ごみ		一般家庭 負担	市町村 負担	一般家庭 負担	市町村 負担
10kgまでごとに 180円	1,000kgまでごとに 9,720円	10kgまでごとに 110円	<p>【富山地域】*</p> <p>1800 まで1,900円 1800 を超える分については 180 までごとに190円加算 仮設トイレにあっては1便槽 につき1,000円加算</p> <p>【大沢野地域】及び【細入地 域】*</p> <p>1000 まで800円 1000 を超える分については 1000 までごとに800円加算 仮設トイレにあっては、1便 槽につき2,900円</p> <p>【大山地域】 南松本衛生特殊工業所* 1800 まで1,000円 1800 を超える分については 1800 までごとに1,000円加算 南西田環境保全センター 180 まで190円 180 を超える分については 180 までごとに190円加算 仮設トイレにあっては1便槽 につき1,000円加算 ※消費税込み</p> <p>【八尾地域】及び【山田地域】 *</p> <p>1000 まで950円 1000 を超える分については 1000 までごとに950円加算 仮設トイレにあっては、1便 槽につき6,000円</p> <p>【湯中地域】*</p> <p>1000 まで1,050円 1000 を超える分については 1000 までごとに1,050円加算 仮設トイレにあっては、1便 槽につき1,000円加算</p> <p>*上記の額に100分の108を乗 じた額とし、10円未満は四捨 五入</p>	同	左		21円/180ℓ
1. 事業系300kgまで1240円 20kg増すごとに240円 2. 家庭系 車両(2車まで)1台につき:510円 車両(2を超え4車まで)1台につき1,000円	1. 事業系1tまで6,170円 200kg増すごとに1,240円 2. 家庭系 100kgまで250円 100kg増すごとに250円	家庭系 車両(2車まで)1台につき:510円 車両(2を超え4車まで)1台につき1,000円	旧高岡地区 660円/100ℓ 旧福岡地区 620円/100ℓ	同	左		
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	1800 まで 1,130円 180 増加ごと 113円	同	左		31円/180ℓ
1. 事業系50kgまで500円 10kg増すごとに100円 2. 家庭系50kgまで250円 10kg増すごとに50円	同	同	115円/18ℓ	同	左	3円/18ℓ	
10kg までごと に 180円		10kg までごと に 110円	1,300円/180ℓ	同	左	21円/180ℓ	
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	6.5円/ℓ	同	左	0.5円/ℓ	31円/180ℓ

表-14 条例の制定状況

市町村	条例		ご			
	制定年月日	最近改正年月日	収集運搬及び処分の手数料			
			一般家庭	可燃ごみ (事業系)	不燃・粗大ごみ (事業系)	動物死体等
砺波市	16.11.1	26.4.1	可 30円/400袋 可不 20円/200" " 可 10円/100" " 不処理券40円/枚	※		
小矢部市	47.3.30	27.3.27	可 大30円/袋 可 中20円/袋 可 小10円/袋 プラ 特大20円/袋 プラ 大15円/袋	※		220円/体
南砺市	16.11.1	27.3.20	可 20円/450袋 可 15円/250" " 可 10円/120" " プラ 10円/450" "	100円/10kg		
射水市	17.11.1	28.3.18	可 30円/450袋 可 20円/300" " 可 10円/150" "	※ 620円/50kg	820円/50kg	1,030円/体 持込 510円/体
舟橋村	9.3.14	26.3.28		※		
上市町	8.3.30	15.12.1		※		
立山町	5.12.22	26.4.1		※		
入善町	7.3.30	26.3.20	可不 18円/450袋 可不 13円/200" " 可不 8円/100" " 可不処理券20円/枚	※		
朝日町	7.3.20	25.12.20	可不 18円/450袋 可不 13円/200" " 可不 8円/100" " 可不処理券20円/枚	※		

※ 許可業者が収集（有料）

況 及 び 手 数 料 (2)

み			し				
持ち込み手数料			一般家庭 収集手数料	収集業者受取分		し尿処理場手数料	
焼却	埋立	不燃ごみ 粗大ごみ		一般家庭 負担	市町村 負担	一般家庭 負担	市町村 負担
可燃・不燃・粗大・小型農機具50kgまで200円 10kg増すごとに50円加算 タイヤ・バッテリー1本 300円 ガレキ類100kgまで500円10kg増すごとに50円加算			62円/100				
家庭系 70円/10kg 事業系140円/10kg	同 左	同 左	3500 まで 2,170円 500 増加ごと 310円	同 左			
50kgまで 200円 10kg増すごとに 50円	100kgまで 500円 10kg増すごとに 100円	50kgまで 200円 10kg増すごとに 50円	5000 まで 3,100円 1000 増加ごと 620円	同 左			
家庭系120円/10kg 事業系620円/50kg	820円/100kg	家庭系160円/10kg 事業系820円/50kg	620円/1000	同 左			
10kg までごと に 180円		10kg までごと に 110円	1,080円/1800	1,059円/1800		21円/1800	
10kg までごと に 180円		10kg までごと に 110円	1,080円/1800	1,059円/1800		21円/1800	
10kg までごと に 180円		10kg までごと に 110円	108円/180				
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	6.3円/0	同 左	2.232円/0		31円/1800
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	116円/180	同 左	11円/180		31円/1800

表－15 廃棄物処理事業経費(26年度)

(単位：千円)

市 町 村 一 部 事 務 組 合	廃 棄 物 処 理 事 業 決 算 額	項 目 別 経 費	
		ご む み	し り 尿
富 山 市	2,807,970	2,390,343	417,627
高 岡 市	1,782,918	1,735,773	47,145
魚 津 市	502,307	446,058	56,249
氷 見 市	539,432	416,457	122,975
滑 川 市	681,570	552,809	128,761
黒 部 市	499,094	437,619	61,475
砺 波 市	335,933	250,130	85,803
小 矢 部 市	306,649	238,383	68,266
南 砺 市	554,897	491,308	63,589
射 水 市	1,378,452	1,248,080	130,372
舟 橋 村	13,643	11,646	1,997
上 市 町	166,926	150,653	16,273
立 山 町	233,196	216,567	16,629
入 善 町	296,360	263,983	32,377
朝 日 町	193,706	162,348	31,358
市 町 村 計	10,293,053	9,012,157	1,280,896
富山地区広域圏事務組合	2,983,571	2,908,654	74,917
高岡地区広域圏事務組合	2,903,784	2,903,784	0
新川広域圏事務組合	554,456	554,034	422
砺波広域圏事務組合	191,599	191,599	0
砺波地方衛生施設組合	1,651	0	1,651
事 務 組 合 計	6,635,061	6,558,071	76,990
総 計	※ 16,928,114	※ 15,570,228	※ 1,357,886

※一部事務組合の経費には構成市町村からの分担金が計上されているので、総計欄は重複しないよう調整した額である。

表-16(1) リサイクル認定一覧(27年度認定分)

・リサイクル製品(21品目)

用途	品目名	製品名	事業者名
肥料・園芸資	ダム流木(流木、落ち葉等)を利用した堆肥	①エルコンボ ②土づくりの素	株式会社かんでんエルファーム
	ダム流木(流木、落ち葉等)を利用した緑化基盤材	エルファーム1号	株式会社かんでんエルファーム
	剪定枝・刈草等を利用した堆肥	①メタちゃん有機 ②富山エコ有機	富山グリーンフードリサイクル株式会社
文具・日用品	再生プラスチックを利用した家庭用ゴミ袋	エコポリくん	株式会社プリテック
土木資材	ばいじんを利用した土質改良固化材(セメント系)	エコソイル-αプラス	三久建設株式会社
	間伐材を利用した土木資材及び公園景観材	エコーウッド富山屋外製品部材 (①ECOパネル、②木製工事用看板、③木製安全掲示板、④木製バリケード、⑤切株レンガ、⑥間伐材プランター、⑦県産材パネル型枠)	エコーウッド富山株式会社
	県産スギ間伐材を利用した木製品	①婦負・立山山麓森林組合型工事用看板 ②ウッドブロック	立山山麓森林組合
	県産スギ間伐材を利用した木製品	婦負・立山山麓森林組合型工事用看板	婦負森林組合
	県産スギ間伐材を利用した木製品	新川森林組合型工事用看板	新川森林組合
	間伐材を利用した木製工事用看板	WOODくん(ウッドくん)	信興製函工業株式会社
	ばいじんを利用した土質改良固化材(石灰系)	テクノソイルCM	三久建設株式会社
	廃ガラスを利用した再生軽量多用途資材	スーパーソル	三陽陸運株式会社
	廃瓦を利用したセメント系舗装材	サーモスカラー (瓦ダストHA、コンクリート系タイプ)	株式会社佐藤渡辺
	熔融スラグを利用したインターロッキングブロック	インターロッキングブロック	石黒産業株式会社
	熔融スラグを利用したコンクリート二次製品	AGブロックS (①境界ブロック、②歩車道境界ブロック、③張ブロック、④L形側溝、⑤U形側溝、⑥落ちふた式U形側溝、⑦U型溝、⑧自由勾配側溝及びふた、⑨フリーウム(ベンチフリーウム)、⑩連結型ベンチフリーウム、⑪連結型暗渠ベンチフリーウム及びふた、⑫用排水フリーウム、⑬L型擁壁)	林コンクリート工業株式会社

用途	品目名	製品名	事業者名
土木資材	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	プレキャストコンクリート製品 (①境界ブロック、②歩車道境界ブロック、③積みブロック、④小断面ボックスカルバート、⑤ボックスカルバート、⑥横断暗渠ブロック、⑦カゴボックス、⑧うらかたくん、⑨プレガード、⑩フリュームウォール、⑪大型積みブロック、⑫L型擁壁、⑬大型L型擁壁、⑭鉄筋コンクリートボックスカルバート)	株式会社ケンチ
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	R-MSコンクリート (①自由勾配側溝本体及び蓋、②L型擁壁、③歩車道境界ブロック)	株式会社ホクエツ北陸
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	Mミックス (①ボックスカルバート、②L型擁壁、③鉄筋コンクリート用排水フリューム、④鉄筋コンクリート連結型ベンチフリューム、⑤U型溝、⑥鉄筋コンクリート自由勾配側溝及びふた、⑦歩車道境界ブロック)	株式会社ホクコン
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	FUKAGAWA (re) (①歩車道境界ブロック、②コンクリート張ブロック、③L型擁壁)	有限会社深川コンクリート工業
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	Rブロック (①自由勾配側溝、②歩車道境界ブロック、③L型擁壁、④張ブロック)	山崎コンクリート工業株式会社
	ばいじんを利用したコンクリート二次製品	Fミックス (①ボックスカルバート、②L型擁壁、③鉄筋コンクリート用排水フリューム、④鉄筋コンクリート連結型ベンチフリューム、⑤U型溝、⑥鉄筋コンクリート自由勾配側溝及びふた、⑦歩車道境界ブロック)	株式会社ホクコン

表-16 (2) リサイクル認定一覧 (27年度認定分)

・エコ事業所 (4事業所)

No.	事業所名	事業所所在地
1	協和ファーマケミカル株式会社	富山県高岡市長慶寺 530 番地
2	アサヒ飲料株式会社 北陸工場	富山県下新川郡入善町若栗新 321-1
3	株式会社大塚製薬工場 富山工場	富山県射水市有磯 2-27-1
4	パナソニック エコシステムズ ベンテック株式会社 小矢部工場	富山県小矢部市末友 3 番地

表-17 市町村別分別収集量(27年度)

(単位：t)

市町村 一部事務組合	品 目											合 計
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	ペットボトル	その他紙	その他プラ	トレイ	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール	
高岡市	368.02	377.63	133.10	325.77	508.10	1117.39		90.15	192.66	28.66	1134.88	4276.36
魚津市	77.08	97.60	35.05	78.16	92.18	133.34		21.66	70.90	9.79	524.00	1139.76
氷見市	90.31	164.94	28.17	128.64	85.41	304.58	34.66	22.47	38.08	22.86	333.73	1253.85
黒部市	54.63	87.78	27.00	50.26	41.70	65.20	0.59	16.86	56.46	1.43	281.77	683.66
砺波市	56.91	55.76	15.25	25.07	79.10	149.46	1.70	12.97	11.40	2.40	126.20	536.22
小矢部市	58.38	62.21	16.13	40.11	51.16	177.36		8.01	7.06	6.68	76.50	503.60
南砺市	113.77	114.09	45.36	59.31	109.76	186.57	4.58	25.25	30.51	4.94	195.38	889.52
射水市	126.17	153.03	45.98	96.41	197.74	366.12		25.25	50.01	11.49	517.74	1589.94
入善町	55.95	86.42	25.96	50.77	71.62	111.29		19.99	52.44	10.14	230.59	715.17
朝日町	25.66	39.05	11.71	21.05	25.67	15.40		7.39	11.58	0.08	75.40	232.99
富山地区広域圏事務組合	1143.13	1176.25	519.04	602.37	793.66	2468.05		258.52	585.57	27.75	2845.56	10419.90
富山市	962.60	953.46	458.50	476.09	528.14	2144.66		203.32	472.44	7.47	2449.81	8656.49
滑川市	73.93	73.46	35.42	60.79	64.74	106.91		21.97	57.05	10.83	96.27	601.37
舟橋村	5.68	5.68	2.73	1.94	5.74	18.26		1.42	3.13	0.00	0.00	44.58
上市町	47.96	47.93	22.39	33.88	60.05	97.40		8.79	21.84	5.04	167.14	512.42
立山町	52.96	95.72	0.00	29.67	134.99	100.82		23.02	31.11	4.41	132.34	605.04
合 計	2170.01	2414.76	902.75	1477.92	2056.10	5094.76	41.53	508.52	1106.67	126.21	6341.75	22240.97

注 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注 富山地区広域圏事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

表-18 富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量

(単位：t)

区 分	第5期 富山県分別収集促進計画			第6期 富山県分別収集促進計画			第7期 富山県分別収集 促進計画			
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
特定分別基準適合物	無色ガラス	見込量	2,365.8	2,329.3	2,293.5	2,190.7	2,182.4	2,175.6	2,019.9	2,001.6
		実績量	2,237.4	2,196.1	2,219.8	2,160.7	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0
		達成率	94.6%	94.3%	96.8%	98.6%	94.6%	90.0%	100.9%	108.4%
	茶色ガラス	見込量	2,691.8	2,642.1	2,591.9	2,393.5	2,385.7	2,379.4	2,385.2	2,375.5
		実績量	2,618.5	2,520.1	2,614.9	2,489.6	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8
		達成率	97.3%	95.4%	100.9%	104.0%	102.7%	100.4%	100.0%	101.7%
	その他ガラス	見込量	867.9	867.4	867.4	843.6	843.8	845.0	905.0	918.7
		実績量	916.0	827.8	889.0	855.9	875.9	879.0	910.2	902.8
		達成率	105.5%	95.4%	102.5%	101.5%	103.8%	104.0%	100.6%	98.3%
	その他紙	見込量	2,543.2	2,594.4	2,645.7	2,425.4	2,426.6	2,429.9	2,485.1	2,496.5
		実績量	2,479.5	2,430.4	2,303.0	2,215.0	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1
		達成率	97.5%	93.7%	87.0%	91.3%	90.1%	83.0%	82.6%	82.4%
	ペットボトル	見込量	1,970.0	2,019.3	2,069.8	1,688.1	1,691.2	1,695.3	1,511.9	1,511.2
		実績量	1,682.3	1,690.9	1,743.2	1,640.7	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9
		達成率	85.4%	83.7%	84.2%	97.2%	91.7%	92.1%	98.8%	97.8%
	その他プラ	見込量	6,860.3	6,962.5	7,070.5	5,464.2	5,452.8	5,444.3	5,518.8	5,524.0
		実績量	5,602.2	5,554.7	5,518.6	5,400.4	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3
		達成率	81.7%	79.8%	78.1%	98.8%	96.4%	96.5%	92.2%	93.0%
(うち白色トレイ)	見込量	75.8	77.8	77.9	61.9	62.9	65.1	60.7	62.2	
	実績量	52.5	59.7	56.5	60.3	59.4	56.5	46.7	41.5	
	達成率	69.3%	76.8%	72.6%	97.4%	94.4%	86.8%	76.9%	66.8%	
第2条第6項指定物	スチール缶	見込量	1,235.9	1,197.3	1,159.3	1,038.7	1,031.4	1,025.1	879.2	859.6
		実績量	1,117.2	1,049.7	1,025.9	983.9	921.0	760.5	696.6	508.5
		達成率	90.4%	87.7%	88.5%	94.7%	89.3%	74.2%	79.2%	59.2%
	アルミ缶	見込量	1,453.3	1,452.0	1,448.0	1,240.7	1,240.5	1,239.3	1,182.9	1,186.2
		実績量	1,349.0	1,257.8	1,293.7	1,255.3	1,225.5	1,118.2	1,120.9	1,106.7
		達成率	92.8%	86.6%	89.3%	101.2%	98.8%	90.2%	94.8%	93.3%
	紙パック	見込量	153.6	158.4	161.0	133.2	132.5	132.5	157.3	157.8
		実績量	168.1	143.2	151.7	147.8	135.7	122.6	131.5	126.2
		達成率	109.4%	90.4%	94.2%	111.0%	102.4%	92.5%	83.6%	80.0%
	段ボール	見込量	5,276.9	5,417.9	5,558.5	3,689.0	3,697.6	3,706.9	6,752.4	6,792.0
		実績量	5,804.3	5,263.2	5,355.1	5,444.9	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8
		達成率	110.0%	97.1%	96.3%	147.6%	165.1%	175.2%	98.2%	93.4%
合 計	見込量	25,494.5	25,718.4	25,943.5	21,169.0	21,147.4	21,138.4	23,858.4	23,885.3	
	実績量	24,027.0	22,993.4	23,171.4	22,654.4	22,833.6	22,607.5	22,544.3	22,241.0	
	達成率	94.2%	89.4%	89.3%	107.0%	108.0%	106.9%	94.5%	93.1%	

※ 「達成率」は、見込量（計画量）に対する実績量の割合を示す。

表－19 ごみの減量化、再生利用の取組み状況（27年度）

市町村名	ごみ処理 見学会の 開催	住 民 啓 発 活 動 等 の 内 容
富山市		小学生向け副読本作成、事業所向けごみ減量マニュアル作成、消費生活展（市消費生活センター主催）、出前講座、3R推進スクール
高岡市		集積場の早朝パトロール及び分別指導、市広報、ケーブルテレビ、出前講座 ホームページ
魚津市	○	市広報、ケーブルテレビ、うおづ環境フェスティバル
氷見市	○	市広報、ホームページ、小学校学習活動対応、リサイクルプラザでの不用品 抽選販売
滑川市	○	ごみの分別に関する市政講座、エコ・クッキング教室、刃物・傘の修理相談 デー、リサイクル品展示会
黒部市	○	自治振興会・小・中・高校でのごみの減量化・リサイクル推進講習会、アク アパークフェスティバル等でのパネル展示、ホームページでのごみの資源化 PR
砺波市		イオンモールとなみ「キッズ本格おしごと体験」にリサイクルコーナーを出 展
小矢部市	○	市広報、ケーブルテレビ等
南砺市		市広報、ケーブルテレビ、ホームページ、パンフレット、ステッカー フリーマーケット（後援）、市内イベントへのキッチンカー出展、 出前講座、海岸清掃ツアー
射水市	○	市広報、環境衛生だより、射水市環境とくらしフェア、出前講座、親子リサ イクル体験及び科学教室
舟橋村		
上市町		
立山町		
入善町		にゅうぜん商工フェア、クリーン入善7125大作戦の実施
朝日町		町広報、チラシ、出前講座

表-20 集団回収に対する報償金制度の実施状況

(28年4月1日現在)

	対 象 品 目					実施団体の条件等
	紙	布	金 属	び ん	そ の 他	
富 山 市	○	○	○		牛乳パック、その他紙製容器包装	非営利団体
高 岡 市	○	○	○	○	牛乳パック	登録団体、非営利団体
魚 津 市	○				牛乳パック	登録団体
氷 見 市	○	○	○			非営利団体
滑 川 市	○	○	○		牛乳パック	非営利団体
黒 部 市	○	○			牛乳パック	登録団体
砺 波 市	○	○			牛乳パック	登録団体、年2回以上実施
小 矢 部 市	○					登録団体
南 砺 市	○	○	○		牛乳パック、廃食用油、小型家電	登録団体、年2回以上実施
射 水 市	○	○			牛乳パック	非営利団体
舟 橋 村						
上 市 町	○	○	○	○	牛乳パック、ペットボトル	登録団体、年2回以上実施
立 山 町	○		○	○	ペットボトル	登録団体
入 善 町	○					登録団体
朝 日 町	○		○		牛乳パック	登録団体

表-21 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

(28年4月1日現在)

	生ごみ堆肥化容器		電気生ごみ処理機	
	限度額	補助率	限度額	補助率
富 山 市	-	-	-	-
高 岡 市	5,000	1/2	25,000	1/2
魚 津 市	-	-	-	-
氷 見 市	5,000	1/2	25,000	1/2
滑 川 市	3,000	1/2	20,000	1/2
黒 部 市	-	-	-	-
砺 波 市	3,000	1/3	10,000	1/3
小 矢 部 市	4,000	1/2	30,000	1/2
南 砺 市	5,000	1/2	50,000	1/2
射 水 市	-	-	15,000	1/3
舟 橋 村	3,000	1/3	20,000	1/3
上 市 町	3,000	1/3	20,000	1/3
立 山 町	-	-	30,000(微生物型)	1/2
入 善 町	20,000	1/3	20,000	1/3
朝 日 町	18,000	1/3	18,000	1/3

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(1)

(平成28年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙バック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック(トレイ等)	小型家電	使用済
富山市	資源物ステーション(栗山)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く) ※小型廃家電に限り、平日の9:00~15:00の間も受入れ	9:00~15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(岩瀬)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く) ※小型廃家電に限り、平日の9:00~15:00の間も受入れ	9:00~15:00	H13.9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(婦中)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H16.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(古沢)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H19.2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(山室)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H19.3	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(八尾)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H19.11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(水橋)	土・日曜日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション(大庄)	土・日・祝日(1/1~1/3を除く)	9:00~15:00	H20.10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡ストックヤード	毎週日曜日(年末年始、特別搬入日を除く)	10:00~15:00	H20.6	○	○	○	○		○	○	○		○	○
	福岡ストックヤード	毎週日曜日(年末年始、特別搬入日を除く)	10:00~15:00	H20.6	○	○	○	○		○	○	○		○	○
魚津市	駅前資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H16.3	○		○	○		○	○	○	○		○
	大町資源広場	毎日(祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H16.1	○		○	○		○	○	○	○		○
	経田資源広場	毎日(祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H17.4	○		○	○		○	○	○	○		○
	(株)ミナミ資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30(土・日・祝日) 9:00~15:00	H14.4	○	○	○	○		○	○	○	○		○
	(株)魚津清掃公社資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30(土・日・祝日) 9:00~15:00	H15.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	加積資源広場	毎日(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始除く)	8:30~16:30	H25.9	○		○	○		○	○	○	○		○

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(2)

(平成28年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙バック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック(トレイ等)	小型家電	使用済
滑川市	滑川市勤労者会館	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川西地区コミュニティセンター	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川市 ストックヤード	火～日曜日 (月曜が休日の場合の 火曜日及び年末年始は 休み)	9:00 ～ 17:00	H21.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
黒部市	浦山常設資源回収所	月曜日及び年末年始以外	7:30 ～ 18:00	H11.4						○	○	○			
	黒部市常設資源回収所 (新川リサイクルセンター前)	年末年始を除く毎日	8:30～ 17:00 (土・日・祝日) 7:30～ 11:30	H20.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	黒部市常設資源回収所 (前沢シルバー人材センター前)	土・日・月 (年末年始を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.3						○	○	○			
小矢部市	小矢部市 環境センター	日曜日、祝日、年末 年始以外の日	9:00～ 16:00 (土) 9:00～ 17:00	H21.4			○			○	○	○	○	○	
南砺市	資源ごみ ステーション	品目により 月1回若しくは 月2回	6:00 ～ 8:00	H16.11						○	○	○	○		○
射水市	クリーンピア射水	平日・祝日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○		○	○	○	○	○	
	ミライクル館	火曜日を除く毎日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 15:30	H17.11			○	○		○	○	○	○	○	
上市町	資源物常設ステーション	毎日 (年末年始を除く)	8:00 ～ 17:00	H21.3	○	○	○	○	○	○	○	○			○
立山町	古紙回収ステーション	毎日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 16:00	H20.9	○	○		○							
	立山町元気交流ステーション	毎日	5:30 ～ 23:30	H25.10										○	
	立山町役場	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	8:30 ～ 17:15	H25.10										○	

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(3)

(平成28年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回収品目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック(トレイ等)	小型家電	使用済
入善町	上原再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H9.8	○	○	○	○		○	○	○	○		
	中央再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H21.12	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	東部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H13.12			○	○		○	○	○	○		
	西部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15.12	○	○	○	○		○	○	○	○		
	南部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H17.5			○	○		○	○	○	○		
	舟見再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H14.10			○	○		○	○	○	○		
朝日町	朝日町第1 資源物回収広場 (泊地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	朝日町第2 資源物回収広場 (殿町地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H28.4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	朝日町第3 資源物回収広場 (舟川新地内)	毎週火・土曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H23.10	○	○	○	○		○	○	○	○		

【 参 考 资 料 】

1. 市町村担当課

(28年11月1日現在)

市町村	部	課	電話番号	FAX番号
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178	076-443-2122
	環境部 環境センター	管理課	076-429-5017～8	076-429-7388
		業務課	076-429-7366～7	
高岡市	市民生活部	環境サービス課	0766-22-2144	0766-22-2341
魚津市	民生部	環境安全課	0765-23-1048	0765-23-1092
氷見市	市民部	環境・交通防犯課	0766-74-8082	0766-74-8104
滑川市	産業民生部	生活環境課	076-475-2111	076-475-6299
黒部市	市民生活部	市民環境課	0765-54-2501	0765-54-9144
砺波市	福祉市民部	生活環境課	0763-33-1111	0763-33-6818
小矢部市	民生部	生活協働課	0766-67-1760	0766-67-2033
南砺市	市民協働部	エコビレッジ推進課	0763-23-2050	0763-82-5101
射水市	市民環境部	環境課	0766-51-6624	0766-51-6656
舟橋村		生活環境課	076-464-1121	076-464-1066
上市町		町民課	076-472-1111	076-472-1115
立山町		住民課	076-462-9963	076-464-1147
入善町		住民環境課	0765-72-1100	0765-74-2364
朝日町		住民・子ども課	0765-83-1100	0765-83-1103

2. 一部事務組合

一部事務組合名	住所	電話番号	FAX番号
富山地区広域圏事務組合	〒930-0247 中新川郡立山町末三賀103-3	076-462-8311	076-462-8312
高岡地区広域圏事務組合	〒935-0035 氷見市上田子字笹谷内50	0766-91-2100	0766-91-9095
新川広域圏事務組合	〒937-0066 魚津市北鬼江313-2	0765-23-1024	0765-24-2953
砺波広域圏事務組合	〒939-1398 砺波市栄町7-3	0763-33-1111	0763-33-6922
砺波地方衛生施設組合	〒939-0142 高岡市福岡町土屋710	0766-64-2028	0766-64-4601

3. 一部事務組合の構成市町村

(26年10月1日現在)

一部事務組合名	構成市町村概要		
	構成市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
富山地区 広域圏 事務組合	富山市	419,907	165,172
	滑川市	33,649	11,639
	舟橋村	3,077	915
	上市町	21,622	7,455
	立山町	26,875	9,345
	計	505,130	194,526
高岡地区 広域圏 事務組合	高岡市	175,957	63,402
	氷見市	50,805	17,195
	小矢部市	31,173	9,654
	計	257,935	90,251
新川広域圏 事務組合	魚津市	43,681	16,172
	黒部市	42,181	14,994
	入善町	26,192	8,653
	朝日町	13,167	4,602
	計	125,221	44,421
砺波広域圏 事務組合	砺波市	49,490	16,151
	南砺市	53,907	17,083
	計	103,397	33,234

(26年10月1日現在)

一部事務 組合名	構成市町村概要		
	構成 市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
砺波地方衛 生施設組合	砺波市	49,490	16,151
	小矢部市	31,173	9,654
	南砺市	53,907	17,083
	高岡市※	175,957	63,402
	計	310,527	106,290

※ 高岡市については、一部事務組合の計画処理区域が明確に定められていないため、市内全域の人口及び世帯数を記した。

4. ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設

(28年4月1日現在)

市町村又は一部事務組合		射 水 市	富山地区広域圏事務組合
施 設 名		クリーンピア射水	クリーンセンター
処 理 対 象 市 町 村 名		射水市	富山市・滑川市・舟橋村・立山町・上市町
所 在 地		射水市西高木1150	中新川郡立山町末三賀103-3
T E L		0766-55-2730	076-462-1187
F A X		0766-55-4535	076-463-4583
着 工 ・ 竣 工 年 月 日		(着工) 平12. 8. 1 (竣工) 平15. 3. 31	(着工) 平11. 6. 29 (竣工) 平15. 3. 19
敷 地 面 積		32,945 m ²	51,974 m ²
建 物 面 積		4,755 m ²	48,478 m ²
公 称 処 理 能 力		138 t / 24 h	810 t / 24 h
設 計 ば い じ ん 濃 度		0.01 g / Nm ³	0.01 g / Nm ³
施 設 の 内 容	型 式	神戸製鋼所式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
	基 数	46 t / 24 h × 3 基	270 t / 24 h × 3 基
	通 風	平衡通風	平衡通風
	煙 突	(高さ) 59.5m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 100m (頂上口径) 1.3m × 3 本
	除 じ ん 設 備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
	トラックスケールの有無	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t × 5 基
	ごみピットの有無	容量 2,851 m ³	容量 21,500 m ³
	灰ピットの有無	スラグバンカ 容量 19 m ³	不燃物ピット 容量 300 m ³ 灰ピット 容量 260 m ³
	助 燃 装 置	ロータリーバーナー 3 基 (灯油)	二流体噴霧式 3 基 ロータリーバーナー 3 基 (灯油)
	排 水 処 理 設 備	凝集沈でん	凝集沈でん + 生物処理 + 活性炭吸着 + ろ過
	余 熱 利 用 設 備	給湯、冷暖房、発電	多目的温水利用施設、発電 (プール、浴場)
	附 帯 設 備	発電設備 1,470kW 灰溶融施設 12 t × 1 基	発電設備 20,000kW 灰溶融施設 70 t × 2 基
備 考			

新川広域圏事務組合	高岡地区広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
エコぽ〜と	高岡広域エコ・クリーンセンター	クリーンセンターとなみ
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	高岡市・氷見市・小矢部市	砺波市・南砺市
下新川郡朝日町三枚橋188-1	氷見市上田子字笹谷内50番地	砺波市太田1873-1
0765-83-0272	0766-91-2100	0763-32-5648
0765-83-0217	0766-91-9095	0763-32-5860
(着工) 平 7. 10. 23 (竣工) 平12. 3. 31	(着工) 平24. 1. 28 (竣工) 平26. 9. 30	(着工) 平元. 7. 10 (竣工) 平 3. 1. 31
13,726 m ²	89,045 m ²	16,728 m ²
6,584 m ²	4,405 m ²	1,382 m ²
174 t / 16 h	255 t / 24 h	73.2 t / 24 h
0.02 g / Nm ³	0.008 g / Nm ³	0.05 g / Nm ³
バブコック日立式 准連続炉	JFEエンジニアリング式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
58 t / 16 h × 3 基	85 t / 24 h × 3 基	36.6 t / 24 h × 2 基
強制通風	平衡通風	平衡通風
(高さ) 59m (頂上口径) 1.18m × 3 本	(高さ) 59m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 50m (頂上口径) 0.9m × 2 本
ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
秤量 30 t	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t
容量 2,680 m ³	容量 5,700 m ³	容量 920 m ³
ダストバンカ 容量 15 m ³	灰ピット 容量157 m ³	灰バンカー 容量 7.5 m ³ × 2
動燃バーナー 12基 (灯油)	ロータリーバーナー 3基 (灯油) 再燃装置 3基 (灯油)	ロータリーバーナー 2基 (A重油)
凝集沈でん+ろ過	ごみ汚水：ごみピット返送 プラント排水：再利用	凝集沈でん+ろ過、循環
融雪・給湯・暖房・複合温浴施設	発電、給湯、融雪	給湯、暖房
灰固形化装置	発電設備 4,600kW 可燃性粗大ごみ破碎機	

(2) 粗大ごみ処理施設

市町村又は一部事務組合		氷見市	富山地区広域圏事務組合	
施設名		氷見市不燃物処理センター	リサイクルセンター	
処理対象市町村名		氷見市	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	
所在地		氷見市床鍋28	富山市辰尾170-1	
T	E	L	0766-76-1153	076-429-3121
F	A	X	0766-76-1153	076-428-0002
着工・竣工年月日		(着工) 昭55. 11. 27 (竣工) 昭57. 9. 10	(着工) 平15. 3. 27 (竣工) 平17. 3. 14	
敷地面積		埋立処分施設内	23,889 m ²	
建物面積		493.69 m ²	4,561 m ²	
公称処理能力		20 t / 5 h	70 t / 5 h	
施設の内容	型式	久保田式 堅型、破碎	住友金属工業式 2軸せん断式 近畿工業式 回転式破碎機	
	圧縮機		1基	
	破碎機	1基	2基	
	振動選別機	1基 (トロンメル)	1基	
	電磁選別機	1基	1基	
	騒音防止設備		屋内装置	
	粉じん防止設備	サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター	
	トラックスケール	有	有 (30 t、2基)	
	ごみピット		1,500 m ³ 1基	
	附帯設備			
備考				

新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理プラント
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	砺波市・南砺市
黒部市宮沢99	砺波市太田1873-1
0765-52-4808	0763-32-5648
0765-52-4808	0763-32-5860
(着工) 昭63. 8. 1 (竣工) 平 2. 3. 10	(着工) 平 7. 9. 1 (竣工) 平 8. 9. 30
5,900 m ²	ごみ焼却施設敷地内
1,204 m ²	1,041 m ²
40 t / 5 h	9 t / 5 h
日本鋼管式 圧縮、破碎	東レエンジニアリング式 破碎
1 基	
1 基	2 基
1 基	1 基 (トロンメル)
1 基	1 基
	屋内装置
サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター
有 (20 t)	有 (ごみ焼却場と共用)
30 m ³ 1 基	

(3) ごみ固形燃料(RDF)化施設

市町村又は一部事務組合		砺波広域圏事務組合
施設名	南砺リサイクルセンター (27年4月現在 休止中)	
処理対象市町村名	南砺市	
所在地	南砺市立野原西966	
T E L	0763-62-4710	
F A X	0763-62-2856	
着工・竣工年月日	(着工) 平 6. 2. 25 (竣工) 平 7. 3. 15	
敷地面積	14,341m ²	
建物面積	1,640m ²	
公称処理能力	28 t / 7 h	
固形燃料製造能力	14 t / 7 h	
施設の内容	対象ごみ	可燃性生活ごみ(廃プラスチック含む)
	工程	受入れ・破袋・選別・破碎・乾燥・選別・破碎・成形・冷却・排出
	破碎機	破袋、一次破碎、二次破碎 各1基
	選別機	磁選機 3基 風力選別機 2基
	乾燥機	1基
	成型機	4基
	トラックスケール	秤量 25 t
	ごみピット	容量 387m ³
	固形燃料利用先	公共施設、等
	固形燃料化量	6,730 t (平成23年度)

(4) 廃棄物再生利用施設

市 町 村	氷 見 市	射 水 市	富 山 地 区 広 域 圏 事 務 組 合
施 設 名	氷見市リサイクルプラザ	ミライクル館 (処理棟)	リサイクルセンター
処 理 対 象 市 町 村 名	氷見市	射水市	富山市・滑川市・舟橋村・ 上市町・立山町
所 在 地	氷見市新保25-1	射水市西高木1150	富山市辰尾170-1
T E L	0766-76-8020	0766-55-8650	076-429-3121
F A X	0766-76-8020	0766-55-8665	076-428-0002
着 工 ・ 竣 工 年 月 日	(着工)平11. 6. 23 (竣工)平12. 3. 24	(着工)平13. 9. (竣工)平15. 3.	(着工)平6. 12. 6 (竣工)平7. 12. 15
敷 地 面 積	8,760 m ²	4,377m ²	23,889m ²
建 物 面 積	2,095 m ² (延床面積)	1,324m ²	3,044m ²
公 称 処 理	16 t / 5 h	8.74 t / 5 h	40.6 t / 5 h
種 類 別 処 理 能 力	7 t / 5 h (かん・びん類処理)	2.22 t / 5 h (金属缶処理)	10 t / 5 h (大型金属類資源化施設)
	3 t / 5 h (ペット・発泡スチロール・紙パック・ダンボール処理)	0.33 t / 5 h (ペット処理)	7.6 t / 5 h (缶分別施設)
	6 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	6.19 t / 5 h (その他プラ・その他紙処理)	23 t / 5 h (ビン選別施設)
施 設 の 内 容	圧 縮 機	4基	3基
	破 碎 機		1基
	電 磁 選 別 機	1基	2基
	ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	有り	
備 考	発泡スチロール減容機： 1基		有り(粗大ごみ処理施設と併用)

砺波広域圏 事務組合
南砺リサイクルセンター
南砺市
南砺市立野原西966
0763-62-4710
0763-62-2856
(着工)平6.2.25 (竣工)平7.3.15
14,341m ²
1,331m ²
8 t / 5 h
3.20 t / 5 h (ガラス、陶磁器類処理)
3.20 t / 5 h (金属類処理)
1.60 t / 5 h (可燃粗大処理)
1基
3基
1基
有り (ごみ燃料化施設と併用)

(5) 最終処分場（埋立処分）

市町村又は一部事務組合	富 山 市	高 岡 市
施 設 名	山本最終処分場	不燃焼物処理場（B地区）
所 在 地	富山市山本字水木谷19	高岡市手洗野尾久保18
所在地の状況	山間	山間
土地所有	自己所有（一部借地）	自己所有
埋 立 物	不燃物・焼却灰・破碎残渣	不燃物・焼却灰
埋立開始年月	昭和61年5月	昭和56年7月
最終予定年月	平成30年3月	平成39年3月
総 面 積	76,400m ²	234,800m ² * [※]
埋 立 面 積	43,000m ²	25,000m ²
全 体 容 量	555,000m ³	259,000m ³
残 余 容 量	88,056m ³	12,100m ³
埋立実績（27年度分）	695m ³ （798.06 t）	800m ³ （1,248 t）
トラックスケールの有無	有	有

高岡市	氷見市	小矢部市
不燃焼物処理場（D地区）	不燃物処理センター	不燃焼物処理場
高岡市手洗野尾久保18	氷見市床鍋28	小矢部市峯坪野字上山234
山間	山間	山間
自己所有	その他	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰
平成23年5月	昭和57年10月	平成2年4月
平成36年3月	平成37年	平成28年3月
234,800m ² ※	24,090m ²	23,900m ²
12,900m ²	13,200m ²	17,900m ²
115,000m ³	170,000m ³	135,000m ³
91,100m ³	66,021m ³	79,218m ³
4,500m ³ （7,128 t）	2,703m ³ （3,420 t）	3,376m ³ （1,429 t）
有	有	有

※A, B, C, D地区合計（A, C地区は埋立終了）

市町村又は一部事務組合	射 水 市	新川広域圏事務組合
施 設 名	野手埋立処分所	新川一般廃棄物最終処分場
所 在 地	射水市入会地字笹鎌野90	魚津市吉野2330
所 在 地 の 状 況	山間	山間
土 地 所 有	自己所有	自己所有
埋 立 物	不燃物・灰固化物	焼却灰・不燃物
埋 立 開 始 年 月	昭和57年3月	平成12年4月
最 終 予 定 年 月	平成40年3月	平成27年3月
総 面 積	71,000m ²	27,000m ²
埋 立 面 積	22,900m ²	12,000m ²
全 体 容 量	280,000m ³	165,262m ³
残 余 容 量	61,097m ³	108,716m ³
埋立実績（27年度分）	5,956m ³ （4,223 t）	3,006m ³ （3,875 t）
トラックスケールの有無	有	有

新川広域圏事務組合	新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター埋立地	宮沢清掃センター新最終処分場	クリーンセンターとなみ 一般廃棄物最終処分場
黒部市宮沢99	黒部市宮沢竹平1417	砺波市徳万
山間	山間	山間
自己所有	自己所有	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・破碎残渣	不燃物・焼却灰
平成2年4月	平成25年4月	平成13年4月
平成25年	平成39年	平成36年3月
31,558m ²	45,239m ²	77,651m ²
20,990m ²	3,300m ²	10,500m ²
216,200m ³	54,000m ³	57,000m ³
1,000m ³	51,235m ³	19,878m ³
0m ³ (0t)	587m ³ (583t)	2,044m ³ (4,008t)
有	有	有(焼却施設と共用)

市町村又は一部事務組合	砺波広域圏事務組合
施設名	南砺リサイクルセンター埋立地
所在地	南砺市蔵原平ヶ原321
所在地の状況	山間
土地所有	借地（一部自己所有）
埋立物	ガラス陶磁器類・瓦・がれき等
埋立開始年月	昭和56年4月
最終予定年月	平成27年
総面積	19,295m ²
埋立面積	3,180m ²
全体容量	31,800m ³
残余容量	7,697m ³
埋立実績（27年度分）	83m ³ （83t）
トラックスケールの有無	有

5. し尿処理施設

市町村又は一部事務組合		富 山 市	高 岡 市
施 設 名		つばき園	高岡市し尿処理施設
処 理 対 象 市 町 村 名		富山市	高岡市
所 在 地		富山市米田20-1	高岡市四屋632-1 (四屋浄化センター内)
電 話 番 号		076-437-6699	0766-23-3050
着 工 ・ 竣 工 年 月 日		(着工)昭63. 7 (竣工)平 2. 2	(着工)平12. 12 (竣工)平15. 3
敷 地 面 積		10,020m ²	2,600m ²
建 物 面 積		1,737m ²	1,110m ²
公 称 処 理 能 力		90 kℓ/日	66 kℓ/日
設 計 放 流 水 質		BOD 300ppm COD 150ppm SS 300ppm	BOD 300ppm SS 300ppm
処 理 方 式		固液分離方式 (浄化槽汚泥専用処理)	好気性消化処理方式
希 積 水	種 類	工業用水	下水処理水
	倍 率	5.7倍	10倍
放 流 先	河 川 名	公共下水道	下水処理施設
	水 質 汚 濁 防 止 法 の 県 条 例 上 乗 せ 基 準		
一 次 処 理 施 設 槽	前曝気槽	3 槽	
二 次 処 理 装 置			
脱 硫 装 置			
脱 臭 設 備	酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着	酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着	
発 生 ガ ス 利 用			
汚 で い 処 理	脱水・焼却・埋立	下水処理施設(脱水・焼却・埋立)	
附 帯 設 備			
備 考			

氷見市	射水市	砺波地方衛生施設組合
クリーンセンター	射水市衛生センター	クリーンシステムとなみ
氷見市	射水市	高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市
氷見市惣領2545	射水市寺塚原904	高岡市福岡町土屋710
0766-91-2109	0766-82-8475	0766-64-2028
(着工)昭62. 10. 20 (竣工)平元. 3. 15	(着工)昭60. 8. 2 (竣工)昭60. 9. 30	(着工)平 9. 5. 24 (竣工)平12. 3. 10
6,929m ²	10,702m ²	13,938m ²
907m ²	3,698m ²	2,320m ²
45 kℓ/日	116 kℓ/日	104 kℓ/日
TN 10ppm BOD 10ppm	BOD 10ppm	BOD 10ppm
高負荷脱窒素処理方式	栗田式 活性汚泥(2段)	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理
工業用水	地下水	地下水
5.7倍	10倍	1.6倍
公共下水道	庄川(水質類型A)	小矢部川(水質類型C)
	BOD 10ppm	BOD 30ppm
前曝気槽	活性汚泥方式	
活性汚泥方式	活性汚泥方式	
日産タカハックス方式		
	酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着	生物脱臭、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着
加湿ボイラー・補助燃料		
脱水・農地還元・埋立	焼却	脱水・乾燥・焼却・農地還元
	前処理(ドラムスクリーン・ベルトプレス) 水質試験室	水質試験室
		高度処理・凝集分離+活性炭

市町村又は一部事務組合	富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏事務組合	
施設名	衛生センターし尿処理棟	衛生センター汚泥処理棟	
処理対象市町村名	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	
所在地	中新川郡上市町稗田1	中新川郡上市町稗田1	
電話番号	076-472-2294	076-472-2294	
着工・竣工年月日	(着工)昭56. 1. 8 (竣工)昭58. 3. 20 (改良)平24. 5 ~平26. 3	(着工)平23. 5 (竣工)平26. 3	
敷地面積	17,322m ²		
建物面積	1,581m ²	2,610m ²	
公称処理能力	60 kℓ/日	50 kℓ/日	
設計放流水質	BOD 10ppm	BOD 600ppm SS 600ppm	
処理方式	栗田式 活性汚泥(低2段)	固液分離方式	
希釈水	種類	伏流水、地下水	地下水、処理水
	倍率	10倍	1.9倍
放流先	河川名	白岩川(水質類型A)	公共下水道
	水質汚濁防止法の 県条例上乘せ基準	BOD 30ppm	
一次処理施設 消 化	活性汚泥方式	混合曝気槽	
二次処理装置	凝集沈殿槽、オゾン反応槽、 砂ろ過器		
脱硫装置			
脱臭設備	酸+アルカリ次亜塩洗浄 活性炭吸着	生物脱臭 活性炭吸着	
発生ガス利用			
汚 で い 処理	脱水・乾燥(肥料化)	脱水・乾燥(肥料化)	
附 帯 設備	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	前処理(破砕機・ドラムスクリーン)	
備 考			

6. コミュニティ・プラント

市町村名	施設名	計画処理人口 (人)	計画最大 汚水量 (m ³ /日)	施行年月
富山市	月岡緑町団地地域し尿処理施設	3,150 (2,514)	2,020	S46. 3
	新保地区地域し尿処理施設	1,080 (321)	700	S58. 5
	新保南地区地域し尿処理施設	610 (503)	281	H13. 3

7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物の種類

種類	内容
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他熱エネルギー源を燃焼に依存している場合の焼却残灰など
汚泥	工場排水の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程でできる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥など
廃油	鉱物性油、動植物性油、タールピッチなど
廃酸	廃硫酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず、PCBが塗布されたものなど
木くず	工作物の新装、改築又は除去によって生じた建設業に係る木くず並びに木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など、梱包用木製パレット
繊維くず	繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる天然繊維くずなど
動植物性残さ	食料品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、醸造かす、発酵かす、魚のあら、動物の骨など、動植物に係る固形状の不要物など
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリート二次製品の不要物、廃石膏ボード
鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどの死体
ばいじん	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するはいじんであって、集じん施設によって集められたもの
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類に該当する燃えやすい廃油(タールピッチ類を除く)
廃酸	pH2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	血液や使用済みの注射針などの感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物
	廃石綿等(石綿建材除去事業によって除去された石綿、集じん施設で集められた石綿集じん等)
	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものについて、有害物質が判定基準を超えて含まれるもの

8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要

(1) 目的

近年、経済規模の拡大や産業活動の活発化等に伴い産業廃棄物は増加し、その種類も多様化する一方、最終処分場など産業廃棄物処理施設の設置は地域住民の生活環境への影響に対する懸念などから、ますます困難になってきている。また、道路網の発達等により、産業廃棄物は県域を越えて広域的に移動されるようになり、県内への搬入量も増加する傾向にある。このことから、産業廃棄物処理施設の設置と県外産業廃棄物の県内搬入に適切に対応するため、7年2月10日に「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」を制定し、同年4月1日から施行している。

(2) 指導の内容

ア 産業廃棄物処理施設の設置指導(図1参照)

- ① 事業者等は、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設を設置するときは、廃棄物処理法に基づく許可申請の前に、知事と協議しなければならない。
- ② 事業者等は、あらかじめ関係地域住民に説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。
- ③ 知事は、関係地域の範囲や事業計画に対する関係市町村長の意見を聴いて、事業者等に対し必要な措置を講ずるよう指導助言することができる。
- ④ 関係市町村長及び関係地域住民は、事業者等と環境保全協定を締結することができる。

イ 県外産業廃棄物の搬入指導(図2参照)

- ① 県外排出事業者は、要綱で定めた数量の産業廃棄物を県内に搬入しようとするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。
- ② 県外排出事業者は、知事の承認を受けた産業廃棄物でなければ、県内に搬入してはならない。
- ③ 県内処分事業者は、知事が承認した県外産業廃棄物でなければ、処分してはならない。
- ④ 県外排出事業者及び県内処分事業者は、毎年、搬入実績及び処分実績を知事に報告しなければならない。

図1 産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れ

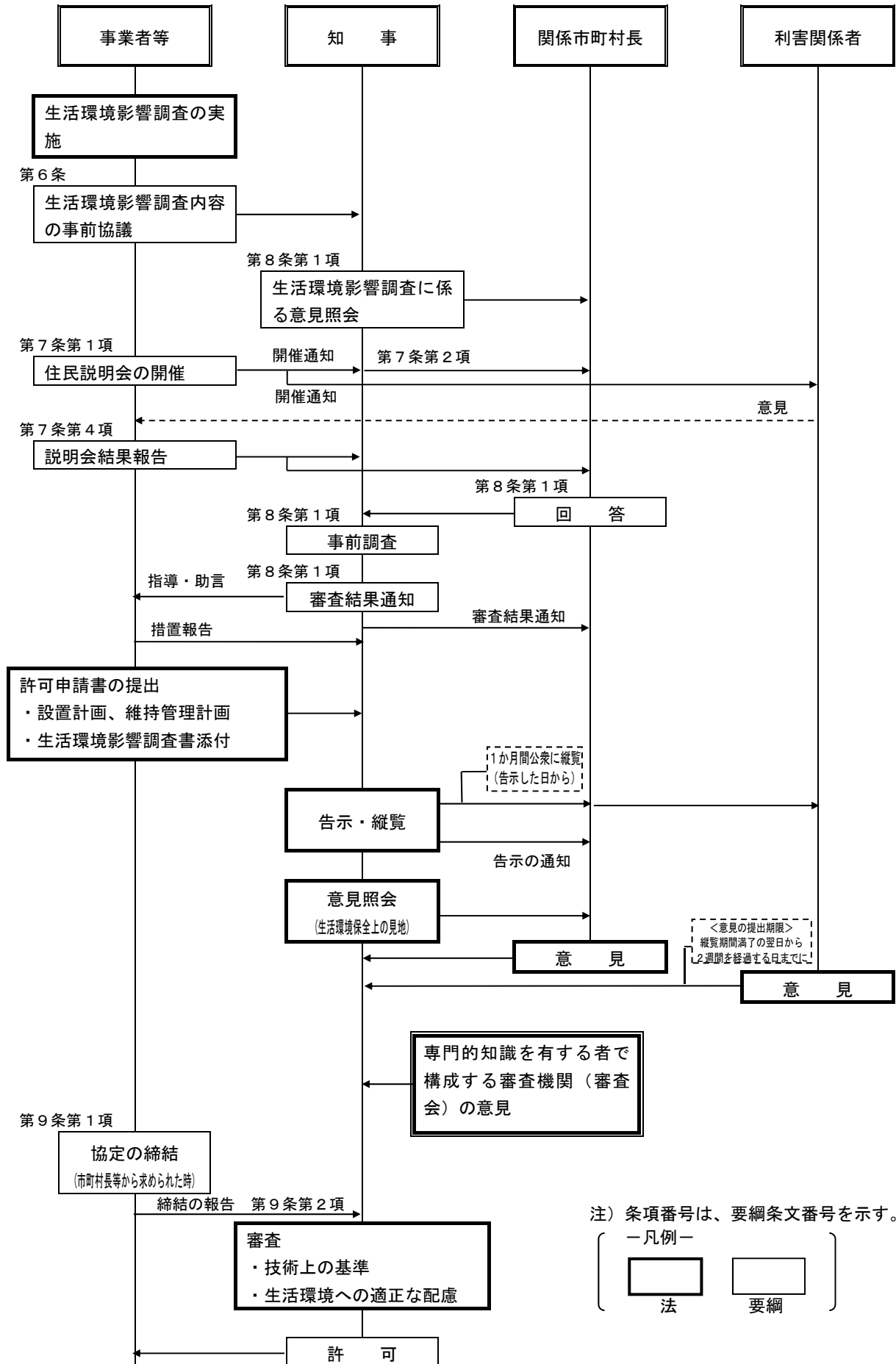
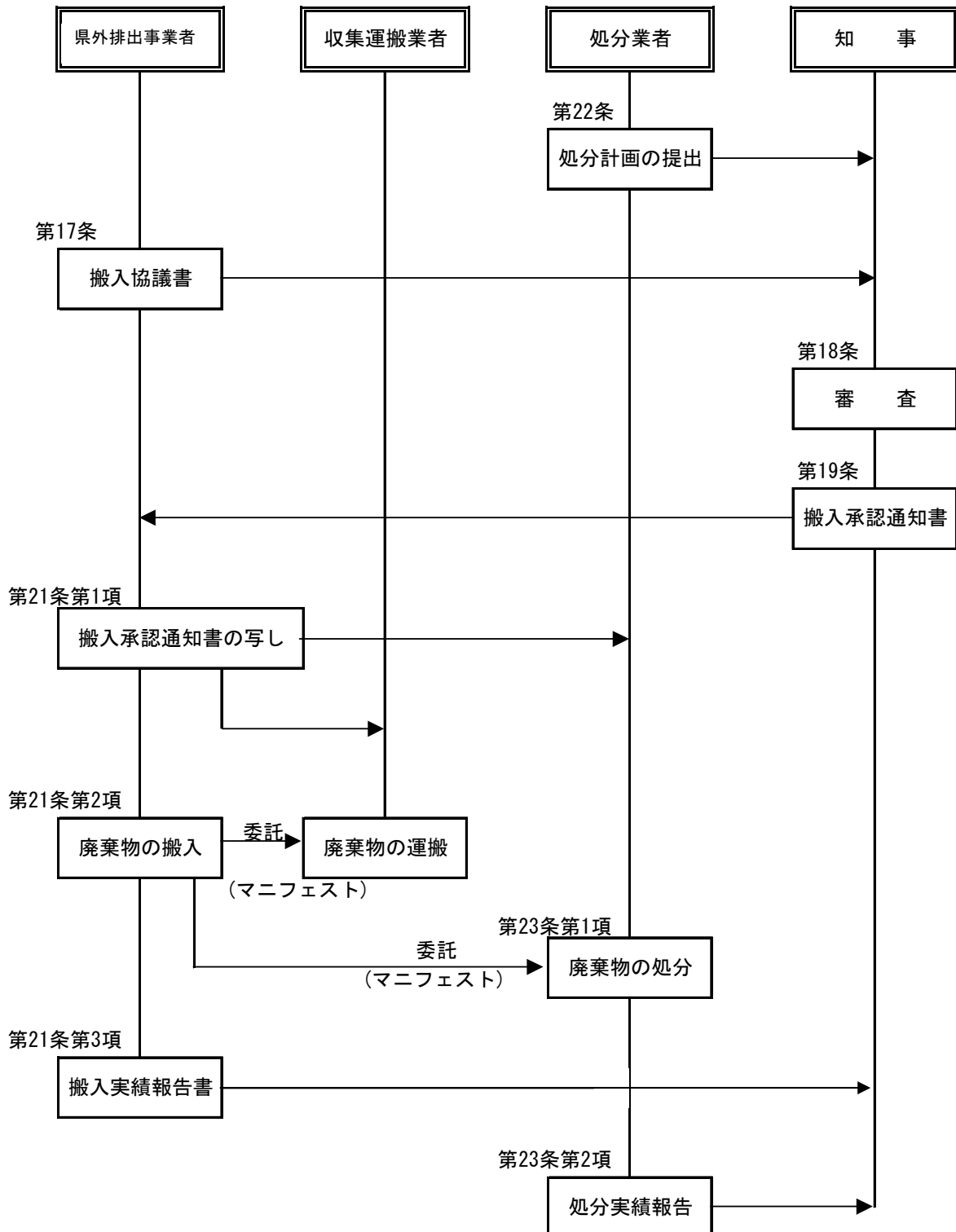
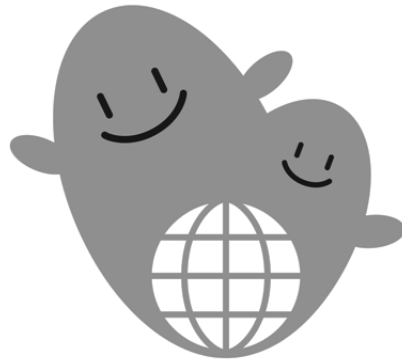


図2 県外産業廃棄物の搬入に関する手続きの流れ



富山県リサイクル認定マーク



廃棄物を利用して製造するリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所に掲示されています。

●コンセプト

地球を親子が包むデザインで、親子がハートを形作っており、世代を超えた人のつながりを示しています。人類が世代を超えて環境を大切にしようというメッセージを含めたマークです。

とやまエコ・ストア制度シンボルマーク



[愛称]

エコぼうや

レジ袋無料配布廃止に加え、資源物の店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗に掲示されています。

●コンセプト

「eco」の頭文字「e」をモチーフに、頭にバンダナを巻いた「店員さん」をイメージしています。頭の部分は緑と青で「大地と海＝地球＝環境」を表現しています。

【問合せ先】

富山県生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班

TEL 076-444-9618

FAX 076-444-3480

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/index.html

○リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみ使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。